

令和元年12月3日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
児 玉 憲 司	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 田 隆 行	企画創成課長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市 民 生 活 課 長	土 田 理 一	建 設 管 理 課 長
斎 藤 利 浩	上 下 水 道 課 長	門 口 隆 太	農林課長（併） 農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長
武 田 伸 一	商 工 推 進 課 長	猪 倉 秀 行	さくらんぼ観光 課 長
後 藤 芳 和	慈 恩 寺 振 興 課 長	片 桐 勝 元	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 隆	高 齢 者 支 援 課 長	小 林 博 之	子 育 て 推 進 課 長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長	原 田 真 司	病 院 事 務 長
大 沼 利 子	学 校 教 育 課 長	柏 倉 信 一	生 涯 学 習 課 長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第1号

第4回定例会

令和元年12月3日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 山形県市議会議長会第142回定期総会の報告について
- (3) 総務産業、厚生文教各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 議第51号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 7 議案説明
- 〃 8 委員会付託
- 〃 9 質疑・討論・採決
- 〃 10 議第52号 寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 11 議第53号 寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 委員会付託
- 〃 14 質疑・討論・採決
- 〃 15 報告第9号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 16 質疑
- 〃 17 議第54号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 18 議第55号 寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 〃 19 議第56号 寒河江市職員定数条例の一部改正について
- 〃 20 議第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 〃 21 議第58号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 22 議第59号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 23 議第60号 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 〃 24 議第61号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 25 議第62号 下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 〃 26 議第63号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- 〃 27 議第64号 寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 〃 28 議第65号 寒河江市水道給水条例の一部改正について

- 日程第 2 9 議第 6 6 号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 〃 3 0 議第 6 7 号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 〃 3 1 議第 6 8 号 土地の取得について
- 〃 3 2 議第 6 9 号 市道路線の認定について
- 〃 3 3 請願第 2 号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願
- 〃 3 4 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

会 期 決 定

開 会 午前 9 時 3 0 分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから令和元年第 4 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○柏倉信一議長 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により議長において、5 番月光裕晶議員、13 番國井輝明議員を指名いたします。

○柏倉信一議長 日程第 2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○木村寿太郎議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申しあげます。

本日招集になりました令和元年第 4 回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る 11 月 28 日、委員 6 名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から 12 月 16 日までの 14 日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第 4 回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上よろしくお取り計らいますよう

お願いを申しあげ、御報告といたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

御異議なしと認めます。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のと
おり決定することに御異議ありませんか。

よって、会期は本日から12月16日までの14日
間と決定いたしました。

第4回定例会日程

令和元年12月3日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 3日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、教育委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、財産区管理委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、同説明	議 場
12月 4日(水)	休 会 (議 案 調 査)			
12月 5日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 6日(金)	休 会 (議 案 調 査)			
12月 7日(土)	休 会			
12月 8日(日)	休 会			
12月 9日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月10日(火)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	第2会議室
12月11日(水)	午前9時30分	厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	第4会議室
		総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	第2会議室
12月12日(木)	休 会 (事 務 処 理)			
12月13日(金)	休 会 (事 務 処 理)			
12月14日(土)	休 会			
12月15日(日)	休 会			
12月16日(月)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・	議 場

			討論・採決、閉会	
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○柏倉信一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 山形県市議会議長会第142回定期総会の報告について、(3) 総務産業、厚生文教各常任委員会及び議会運営委員会行政視察報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

行 政 報 告

○柏倉信一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回定例会の開会に先立ちまして、去る10月12日から13日にかけて発生しました台風19号による記録的な豪雨を初めとして全国各地で発生した災害によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申しあげる次第であります。

とりわけ台風19号は、東日本を中心に各地で洪水や土砂崩れ、河川の氾濫等の甚大な被害をもたらし、交通網やインフラ、そして電力供給に大きな影響が生じました。自然災害は避けることのできないものであり、対岸の火事ではないことを痛切に感じたところであります。

本市におきましては、速やかに災害対策本部を設置し、避難所の開設や市内の被害状況の確

認を行い、警戒レベル3の避難準備、高齢者避難開始、警戒レベル4の避難指示の避難情報を発令し避難誘導を図るとともに、河川の水位監視等の警戒態勢を配備いたしました。幸いにも人的な被害はなかったものの、倒木、建物損壊、農作物の冠水、農地の冠水に伴う稲わらや土砂等の堆積などの被害が発生いたしました。市民の皆様におかれましては、大変不安な一夜を過ごされたことと存じます。

市といたしましては、今回の警戒態勢を初めとした対応等を検証し、市民の皆様の不安を解消すべく防災対策を強化し、今後とも災害に強いまちづくりに鋭意取り組んでまいり所存でございます。

それでは、令和元年第4回定例会の開会に当たりまして、第3回定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

まず、農産物の作柄状況について御説明を申し上げます。

先般、10月15日現在の水稻の作柄について東北農政局から公表され、県内、村山地域とも作況指数105で「やや良」となっております。また、本年産米の寒河江西村山農協の概算金については、はえぬき1俵当たり1万2,600円(100円アップ)、つや姫で1万5,800円(300円アップ)と4年連続の上昇であり、これも需要に応じた米生産に努力した結果であり、引き続き生産者、農業団体、行政が一致団結して生産の目安に基づく需要に応じた米生産に取り組んでまいりたいと考えております。

秋果実につきましては、ラ・フランスの着果状況は平年並みで、果実肥大は平年に比べやや小玉傾向ですが前年並み、県全体の収穫量は平

年及び前年並みの1万5,500トン程度と見込まれております。

なお、県内の統一販売開始日は昨年より4日遅い10月26日でございます。

一方、台風19号によるラ・フランスの果実落果につきましては、事前に7割以上収穫していたことで、大きな被害は見られませんでした。

リンゴにつきましては、ことしは村山地域で広く黒星病の発生が見られました。幸いにも西村山地域では少ない傾向ではありますが、既存の殺菌剤の防除効果の低下、さくらんぼなどの他品目との作業競合による適期防除ができないことなどにより拡大のおそれがあるため、リンゴ農家の皆様には新たに県病害虫防除基準に追加された収穫後の防除に取り組んでいただきたいと考えているところであります。

次に、農産物のブランド化と6次産業化について申し上げます。

農産物のブランド化及び本市産農産物を用いた消費者の求める商品づくりを推進するため、農業者や商工業者団体等で組織する寒河江ブランド・魅力発信協議会を去る10月2日に設立いたしました。10月26日には協議会初の事業として、首都圏の飲食店で開催されたイベントに市内生産者等約20名とともに参加し、本市農産物についてPRしてまいりました。飲食店関係者やイベント参加者など首都圏の方々からは市産品に対する高い評価をいただくとともに、市内の生産者は大きな刺激を受けてきたところであり、新たな商品開発や市産品のブランド化、首都圏での販路拡大につながるものと大いに期待しているところであります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

11月22日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では「山形県の景気は横ばい圏内の動きとなった」としており、昨年12月発表分から横ばい傾向が続いております。

山形労働局発表の10月の県内有効求人倍率は

原数値で1.57倍、ハローワークさがえ管内においても1.26倍、寒河江市内に限りますと1.62倍であり、1倍を超える高い水準が続いております。

一方、10月末現在の西村山管内の就職を希望する高校生の内定率は85%であり、昨年同期と比較すると8%の減となっております。引き続き高校新卒者就職内定率100%に向けて、雇用対策事業として地元企業への就業を促進するインターンシップ事業を初め就職後のフォローアップ活動を行ってまいります。

今後も関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいる考えであります。

次に、企業誘致について申し上げます。

中央工業団地の企業でありますカルソニックカンセイ山形株式会社については、国内生産拠点の再編により来年10月末をめどに操業を停止することとなりました。平成20年8月から約11年間、本市の中核企業として地域経済発展に尽力をいただきました。来年の10月までは現在の生産体制を維持し、12月までは従業員の雇用が継続されると伺っております。

市といたしましては、今後も情報交換を重ねながら、特に従業員の皆様の再就職について、ハローワークや民間の再就職支援会社と連携し、また工業団地内企業に対しても従業員の雇用をお願いしていくなど、できる限りの支援をしてまいります。

また、中央工業団地への企業の誘致につきましては、10月に自動車附属品修理販売業の会社と約0.2ヘクタールの分譲契約を締結しているところであります。

次に、プレミアム付き商品券事業について申し上げます。

10月からの消費税率引き上げに伴う影響の緩和を目的に実施しておりますプレミアム付き商品券事業につきましては、平成28年4月2日か

ら令和元年9月30日までに誕生した乳幼児1,055名分の商品券購入引きかえ券を該当世帯に発送し、また国が定めた購入対象者の要件に該当する可能性の高い令和元年度の市県民税が非課税である7,030人の方々へ案内を発送いたしました。10月2日現在で3,532人の方々から申請を受理しているところであります。

寒河江まつり及びやまがた雪フェスティバルについて申し上げます。

去る9月13日から15日にかけて、古式流鏑馬や神輿の祭典など歴史と伝統ある寒河江まつりが開催されました。3日間、天候にも恵まれ、寒河江八幡宮の神事である放生会や観月雅楽会、流鏑馬奉納などが厳かにとり行われたほか、第37回の開催となる神輿の祭典など、多くの皆様に御観覧いただいたところであります。さらに、ふるさと芸能まつりを初め歌やお笑いのステージイベントのほか、初開催として市の魚に制定している清流寒河江川のアユを活用したつかみ取りイベントなどを実施した結果、3日間で13万人の観客数となり、寒河江の秋の祭りをお楽しみいただけたものと思っているところであります。

また、第5回を数えるやまがた雪フェスティバルは、来年1月31日から2月2日までの開催期間を予定しておりますが、会場内や周辺の街路樹へのイルミネーションについて、クリスマスなども含めたウインターイベントとして楽しんでいただくため、11月29日から点灯を行ったところであります。チェリークア・パーク内の各施設独自のイルミネーションも同時点灯し、合計20万球を使用した県内最大級のイルミネーションスポットとなっておりますので、2月中旬までの期間中、市内外から多くの皆様に会場に足を運んでいただければと思っているところであります。

最後に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係るホストタウンである大韓

民国ローラースポーツ連盟国家代表選手の強化合宿が本市を本拠地として11月6日から26日にかけて行われました。期間中、韓国ローラースポーツ連盟会長を初めとする役員の方々も本市を訪問され、今後のホストタウン事業やオリンピック出場に向けた取り組みなどについて懇談をいたしました。さらに、韓国選手団が参加し、市内醍醐小学校でスケートボード体験教室、給食交流会を実施したほか、地元愛好者との合同練習など交流事業も開催いたしました。引き続き代表選手の受け入れや文化交流などホストタウン事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、第3回定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。以上であります。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告の市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第6、議第51号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議 案 説 明

○**柏倉信一議長** 日程第7、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 議第51号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち國井晴彦委員が本年12月26日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申しあげます。

委員会付託

○**柏倉信一議長** 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第51号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第51号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第51号寒河江市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第51号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第51号についてはこれに同意することに決しました。

議案上程

○**柏倉信一議長** 日程第10、議第52号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について及び日程第11、議第53号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についての2案件を一括議題といたします。

議案説明

○**柏倉信一議長** 日程第12、議案説明であります。
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 議第52号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任について及び議第53号寒河江市高松財産区管理会財産区管理委員の選任についてを一括して御説明申し上げます。

三泉財産区管理会財産区管理委員が本年12月23日をもって、また高松財産区管理会財産区管理委員が令和2年2月29日をもってそれぞれ任期満了となりますので、寒河江市財産区管理条例第4条の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

2議案について御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第13、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号及び議第53号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第52号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第53号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第52号寒河江市三泉財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第52号についてはこれに同意することに決しました。

次に、議第53号寒河江市高松財産区管理会財

産区管理委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第53号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第53号についてはこれに同意することに決しました。

報 告

○柏倉信一議長 日程第15、報告第9号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 報告第9号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを御説明申しあげます。

本件は、令和元年9月7日午後3時ごろ、寒河江市大字高屋字北江11番地、寒河江市立南部小学校校地内において、同校の運動会片づけ作業中、同校PTA役員が勤務先所有のトラックにて同校敷地内側溝にかかるグレーチングの上を通過した際、側溝の一部が欠落していたことによりグレーチングがはね上がり、車体の一部が破損した事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので御報告申しあげるものでございます。

なお、賠償金については、全額、市加入の全国市町会市民総合賠償補償保険から補填されるものでございます。

以上でございます。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第16、これより質疑に入ります。

報告第9号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第17、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)から日程第33、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願までの17案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第34、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 初めに、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、なか保育所及びみなみ保育所の用地取得に係る公有財産購入費の計上等を行うものでございます。

その結果、1億2,185万5,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ196億51万3,000円とするものでございます。

次に、議第55号寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

自主的な地域づくり活動を推進し、もって地域の連帯感の醸成及び活性化を図るコミュニティセンターを新たに設置及び管理するため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第56号寒河江市職員定数条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正並びに地方公営企業法の規定を下水道事業に全部適用することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第57号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第58号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、非常勤職員の育児休業について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第59号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、特別職の属する非常勤の職が限定されたため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第60号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第61号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

令和元年10月4日に発生した西浦住宅の火災に伴い、管理戸数の変更を行うものでございます。

次に、議第62号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の

制定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用することから、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第63号寒河江市下水道条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布を受けて標準下水道条例が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第64号寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の規定に基づき、下水道事業の法の規定の全部を適用すること及び規定を整備するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第65号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを御説明申しあげます。

山形連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について山形市と協議することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議決を求めようとするものでございます。

次に、議第67号指定管理者の指定の期間の変更についてを御説明申しあげます。

寒河江市立みなみ保育所について、令和3年度に民設民営化し新たに設置することに伴い、現行の寒河江市立みなみ保育所の指定管理者の指定期間を1年間延長するため、議会の議決を経ようとするものでございます。

次に、議第68号土地の取得についてを御説明申しあげます。

史跡慈恩寺旧境内ガイダンス施設等整備事業用地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議第69号市道路線の認定についてを御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、6路線を認定しようとするものでございます。

以上16案件について御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

散 会 午前10時05分

○柏倉信一議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

令和元年12月5日（木曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
児 玉 憲 司	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 田 隆 行	企画創成課長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市 民 生 活 課 長	土 田 理 一	建 設 管 理 課 長
斎 藤 利 浩	上 下 水 道 課 長	門 口 隆 太	農林課長（併） 農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長
武 田 伸 一	商 工 推 進 課 長	猪 倉 秀 行	さくらんぼ観光 課 長
後 藤 芳 和	慈 恩 寺 振 興 課 長	片 桐 勝 元	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 隆	高 齢 者 支 援 課 長	小 林 博 之	子 育 て 推 進 課 長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長	原 田 真 司	病 院 事 務 長
大 沼 利 子	学 校 教 育 課 長	柏 倉 信 一	生 涯 学 習 課 長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第2号 第4回定例会
 令和元年12月5日(木) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。
 ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和元年12月5日(木)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	安心して栽培できるさくらんぼづくりについて	(1) さくらんぼ栽培の現状について (2) さくらんぼの団地造成について (3) さくらんぼにおけるスマート農業について	10番 佐藤耕治	市長
2	農業経営の安定について	収入保険制度について		市長
3	地域創成による未来都市さがえの次代を担う若者の市政参加促進と新た	(1) 若者の市政参加に対する課題認識について (2) 若者の投票率向上策について (3) 若者の「探求型」まちづくり推進	8番 渡邊賢一	市長 教育長 選挙管理委員長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	な発想によるまちづくりについて	<p>について</p> <p>ア 三十路式（2分の3成人式）によるふるさと回帰とまちづくり参加について</p> <p>イ さくらんぼ大学若者学部（仮称）開講について</p> <p>ウ 若者の「平和使節団」派遣による海外姉妹都市交流促進について</p> <p>エ 小中学生の国内平和記念（祈念）都市ヒロシマ・ナガサキ・オキナワ訪問について</p> <p>オ 若者・女性活躍推進室（仮称）設置について</p>		
4	市民が安心して医療を受けられる体制確保と市立病院等の統合再編問題について	<p>(1) 地域医療構想による新改革プランとの整合性について</p> <p>(2) 災害時や伝染病蔓延時等の医療体制について</p> <p>(3) 寒河江西村山地域の特殊性について</p>		市長 病院事業管理者
5	スポーツの盛んなまちのさがえっ子の体力向上と生涯スポーツ振興について	<p>(1) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果に対する課題認識について</p> <p>(2) 市小学校陸上大会等について</p> <p>(3) さがえさくらんぼマラソン参加について</p>		教 育 長
6	防災対策について	<p>(1) 大規模停電時の対策について</p> <p>(2) 洪水警報について</p> <p>(3) 危険箇所について</p> <p>(4) 市民の防災意識について</p> <p>(5) 防災ラジオについて</p>	3番 鈴木 みゆき	市 長
7	宅地開発事業の推進について	<p>(1) 土地利用計画について</p> <p>(2) 計画の重要性について</p> <p>(3) 計画期間について</p> <p>(4) 用途地域の拡大について</p> <p>(5) 排水整備について</p>		市 長
8	視覚障がい者のための歩行誘導マットについて	公共施設への設置について		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	子育て支援について	幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費の無償化を	2番 太田陽子	市長
10	健康寿命の延伸について	加齢性難聴者の補聴器に支援を		市長
11	危機管理について	(1) 避難所・避難場所の現状について (2) 過去の避難勧告・避難指示の実績について (3) 台風19号に際しての避難所毎の避難者数について (4) 教訓及び改善事項について (5) 住民説明会について (6) AEDの増設について	7番 伊藤正彦	市長
12	慈恩寺振興について	(1) ガイダンス施設のオープン時期について (2) アクセス道の整備について (3) JRとの連携について		市長
13	証明書等のコンビニ交付とマイナンバーカードについて	(1) 証明書等の交付件数について (2) マイナンバーカードについて ア 申請状況について イ PRについて ウ 申請促進対策について (3) 証明書等のコンビニ交付について	5番 月光裕晶	市長
14	鳥獣被害対策について	(1) イノシシの民地への出没について ア 報告件数について イ 市の対応について (2) イノシシ及びニホンザルによる農林被害拡大に伴う市の対策の見直しについて (3) 注意喚起と対策の周知について		市長
15	災害時の備蓄品及び避難所について	(1) 備蓄品について ア 備蓄状況と備蓄場所について イ 乳児や高齢者向けなどの特殊な食品について (2) 避難所について ア プライバシー保護の対策について イ ペット同伴について		市長

佐藤耕治議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号1番、2番について、10番佐藤耕治議員。

○佐藤耕治議員 おはようございます。

一般質問トップバッターということで緊張しております。よろしくお願ひいたします。

師走に入り、新元号令和元年もことしで終わろうとしております。明るいニュースも幾つかありましたが、ことしの一番は、何とんでも台風15号、19号の被害でありました。台風や豪雨で被災されました皆様にお見舞いを申しあげるとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申しあげます。また、一日でも早い復旧・復興をお祈りいたします。

本市においては、物損被害や農作物の被害に遭われた皆様にお見舞いを申しあげます。

また、幸いにも人的被害がなくほっとしているところでもあります。

災害は今や毎年どこかで発生することが当たり前のような気がしてなりません。これからの季節は気温も下がり、火を使う機会も多くなり、暖房器具は必需品となり、火のもとに互いに注意をしましょう。

また、降雪により除雪作業や屋根の雪おろし、樹木の雪おろし作業に当たっては、十分注意を払わなくてはなりません。安全第一で作業をお願いしたいと思います。

早速、一般質問をさせていただきます。

通告番号1、安心して栽培できるさくらんぼづくりについてお伺ひしたいと思います。

初めに、さくらんぼ栽培の現状について。

さくらんぼ栽培農家の年齢層と後継者の優遇に関して、65歳未満の就農人口及び65歳未満のうち後継者のいる農家数についてお尋ねいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

佐藤議員からはまず、さくらんぼ栽培農家の年齢層などについて御質問をいただきました。具体的な数字も伴いますので、農林課長のほうから御答弁を申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 門口農林課長。

○門口隆太農林課長（併）農業委員会事務局長
お答えいたします。

さくらんぼに限定した農家の年齢層の統計といったものはございませんが、農林業センサス2015によりますと、市内販売農家における農業就業人口は2,285人であり、65歳未満は795人で約35%となっております。4年前の調査値であるため現状把握したものではありませんが、間もなく年明けの2月から最新の調査が始まり、今後最新の数値が示されることと思います。

また、本市の販売農家戸数は1,215戸あり、そのうち65歳未満の農家戸数は498戸でございます。これに対しまして、後継者がいる農家戸数は186戸で、65歳未満の農家戸数の約37%となっております。これはさくらんぼ農家に限定した数字ではないものの、さくらんぼの経営体数の全体の経営体数に占める割合が約84%であることから、さくらんぼ農家の年齢層や後継者も同じような割合ではないかと推測をしているところでございます。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ありがとうございます。

2015年ということで、約4年前のデータとなりますけれども、年々後継者並びに平均年齢が高くなっていることからすれば、やはりだんだん減少傾向には間違いないのかなということも感じられているところでございます。

続きまして、さくらんぼ面積と生産量についてお尋ねしたいと思います。

市内の平場地域と中山間地域におけるさくらんぼの栽培面積、1農家当たりの平均面積及び主力品種である佐藤錦と紅秀峰、新品種の山形

12号、やまがた紅王でございます。栽培面積についてお尋ねいたしたいと思います。

あわせて佐藤錦、紅秀峰、紅さやか生産量についてもお尋ねいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼの栽培面積及び生産量についての御質問であります、先ほど同様、農林課長のほうから具体的にお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 門口農林課長。

○門口隆太農林課長（併）農業委員会事務局長

お答えいたします。

市内のさくらんぼの栽培面積につきましてですが、まず、中山間地域を定義させていただきたいと思います。

食料・農業・農村基本法におきまして、地域振興立法の指定を受けている地域を中山間地域等と規定しておりますので、同様に区分して考えさせていただきますと、さくらんぼの栽培面積は中山間地域等で103ヘクタール、その他の平地地域で241ヘクタールの全体で344ヘクタールとなっております。そこで、1農家当たりの平均栽培面積では、約30アールでございます。

また、国が県単位で公表している特産果樹生産動態等調査結果から本市の品種ごとの栽培面積を推測いたしますと、主力品種である佐藤錦は約250ヘクタール、紅秀峰は約50ヘクタール、紅さやかは約15ヘクタール程度でございます。なお、新品種の山形C12号の栽培面積につきましては、昨年度が苗木配付の初年度で調査が行われていないことから把握できておりませんが、申請本数について言えば、平成30年度分が2,306本で、県全体の13.8%を占めており、県内第3位となっております。

次に、生産量について、これも公表値がございませんので、本年5月に行われた着果数の調査結果などから推測いたしますと、本市における生産量は約1,200トンでございます。これは

昨年の8割程度の生産量でございますが、ことしは作柄不良に加え、6月のひょう害もあった中での厳しい数字と受けとめております。

また、品種ごとの生産量につきましては、佐藤錦910トン、紅秀峰190トン、紅さやか60トン程度と推測をしているところでございます。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 ありがとうございます。

大分中山間地の面積が多いなというふうには、今捉えておりました。今、幸生、田代、谷沢山、平野山、中郷、平塩等の山間部でも随分さくらんぼ栽培をやめている方が毎年目につくようになってまいりました。なかなか本当に厳しい環境、家庭環境も農業経営もあると思っております。やはり後継者がいない分、どうしても年をとっていくとやめざるを得ない方がたくさん出てくるのかなというふうには実情を把握しているところでございます。

そこで、未来都市像である「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」をさらに推し進めるためにも、さくらんぼ栽培が基本として認識しております。さくらんぼ農家の高齢化とともに、年々離農者が出て、栽培面積が減少している状況ではないでしょうか。新規就農者も大変重要であります。しかし、このままの状況が続けば必然的にさくらんぼ農家も減少し、産地としても危惧されます。これまでの栽培形態や新しいさくらんぼ栽培における政策的な方向性が課題ではないでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、これまでさくらんぼに適した気候などの栽培環境もあります。それに加えて個々の生産者の皆さんが栽培技術を研さんして、高品質なさくらんぼを生産していただいているというふうに思います。さらに、農協、関係機関、団体、行政なども含めるのでありましようかね。そういった関

係者が一丸となって取り組んできたわけでありまして、そういった結果、さくらんぼ産地として全国的に知名度を獲得してきたものと認識しております。

一方で、先ほど農林課長からもお答え申しあげましたが、センサスによると2010年から2015年までの間で栽培農家は173戸減少しております。面積では23ヘクタール減少していると、2010年から2015年までの間でありますね。現在はさらに御指摘のとおり、高齢化、それに伴う離農などによってさらに減少しているのではないかと推測されるところであります。

寒河江市といたしましては、寒河江のシンボルでありますさくらんぼの栽培を継続していく、そして、できれば発展をさせていきたいと、さらに、規模拡大などの意欲ある生産者、中には新しい生産者の方もいるかもしれませんが、その生産環境を整えていくこと。そして3つ目には、寒河江のさくらんぼのブランド化というものをもさらに一層推進をして魅力ある農業品目としてさらに充実発展をしていくことなど、そういう3つの大きな目標を掲げてこれまでも取り組んできたところであります。

具体的に申しあげますと、高齢化によって作業の負担の軽減を図るということが大変重要でありますから、そういった課題に対応するという事で、さくらんぼ作業負担軽減安全確保事業によって高所作業車等の導入やY字仕立てなどの省力樹形推進によって申しあげました作業負担の軽減を図っていくこと、さらに、負担軽減ではなくて、労力軽減ではなくて、経済的な軽減などもやっぱり大変負担が大きいということでもありますので、国や県の補助事業なども活用して雨よけハウスの新設などに支援をさせていただいております。

さらに、ブランド化についてはトップセールス、あるいは海外輸出の展開などによって販路拡大をしてきているところでございます。そう

したこれまでの努力はあるわけでありましてけれども、今後はさらにこれらに加えて、寒河江のみならず他の市町村の優良事例なども大いに研究をしながら、また新規就農者やさくらんぼ栽培に新たに取り組む方をふやして面積を維持拡大していく、そういう新たな施策の創設を真剣に検討していかなければならないというふうに考えております。それには何よりも生産現場で頑張っている皆さんの声が一番大事でありますので、そうした皆さんの御意見をお伺いしながら鋭意施策に反映していきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 答弁をいただきました。

これまで私も四十数年さくらんぼ栽培に携わってまいりました。大変技術的なものは進歩しております。昔は土地を借りる、購入するという事はほとんどできない状況下であった中では、逆を返してみれば本当にやれる条件としてはやり次第では若い人、そして収入を上げるためにもチャンスではないかなと思っております。ですから、本当にやる気のある方を育てるということではすごく市長と同様にこれからも前向きに推し進めていってほしいと思います。

次に、さくらんぼの団地造成についてお伺いしたいと思います。

現在のさくらんぼ園は、新規就農者のみならずさくらんぼ農家の方々は園地が点在しており、傾斜地や小面積で栽培している方がほとんどであり、家族農業であります。また、さくらんぼ栽培は一極集中の作業が多く、共同経営や共同作業も進まない状況下にあります。また、高齢になり離農する方がさくらんぼ耕作依頼をお願いしても、傾斜地や小規模であったりして、受託側では園地の箇所数がふえることで作業効率が低くなることや労働力確保に苦慮しているところで受託栽培が進まない状況下になっており

ます。

これまで栽培技術のばらつきがあり、剪定の難しさなどがありました。近年は剪定技術も確立しております。1年生では何センチのところではさみを入れ、翌年に何本の枝が出て、2年目ではどの角度の枝を切り、残す木も決まっております。3年目では主枝候補を選択し、4年目になっては、5年目後、10年までのマニュアル化した仕立て方により主枝が何本、亜主枝が何本と技術が確立し、収量を上げながら確実に誰でもが取り組むことができるようになりました。作業効率を考えた低樹高、長寿命化仕立て方として、開心形及び変則主幹形を取り入れて、道路整備、水源確保、電気設備の整った環境の中で栽培技術の平準化、共同防除や防草対策と高温対策や休憩所並びにトイレ環境の整備が構築されている園地を集団化することで研修生の受け入れも促進され、さらには訪花昆虫のミツバチ導入効果が高くなり、結実安定につながり、生産量向上が図られるのではないのでしょうか。さくらんぼ栽培に意欲のある農家や法人、さらには異業種の方々に呼びかけ、平場地域及び関係者の水はけのよい適地に地域ごとに団地造成計画を推進していくことが将来の寒河江市のさくらんぼ産業として生き残れるのではないかと私は考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 佐藤議員御指摘のように高齢化などによってさくらんぼの栽培面積が減少している中であり。そういった中で、新規就農者などの皆さんが新たにさくらんぼの栽培に取り組む方をふやしていこうと、さらには産業の効率化などによって一企業体において栽培できる面積をふやしていくことが、そういった課題を克服して、さらにはさくらんぼ生産の活性化につながる道ではないのかなというふうに思っているところであります。そういった中で、議

員からもございましたが、道路や水源、電気などのインフラに加えまして、休憩所、トイレなどの労働環境が整備されたさくらんぼ団地を各地域に造成していくことといったことは、農業機械の共同利用などによる作業の効率化や栽培技術継承の面ではもちろんでありますけれども、新たに始める新規就農者、あるいは企業参入などの呼び水として有効な手段の一つになると思っているところであります。

寒河江市におきましては、御案内のとおり、これまでも紅秀峰のミニ団地造成などの団地化に向けた取り組みを支援してきたところであります。その生産者の方々が集まって高品質な紅秀峰を高価格帯で取引をしているという、三泉あたりもそうですけれども、そういう事例も出てきている状況であります。

一方、新たなさくらんぼ団地造成を実現していくとなれば、農地の集約はもちろんでありますけれども、継続して栽培を行う生産者の確保、それからもちろん造成に伴う財源というんですかね。資金の確保、その投資が回収できるかなどといった課題も多くあると認識をしているところであります。

今年度、人・農地プランの実施化に向けてアンケートを市内の農地を所有する、あるいは耕作されている方全員に対して実施をして、今後の農地利用についての考え方を調査させていただきました。この調査結果を踏まえて今後各地域の現状、それから将来の課題を関係者の皆さんと共有させていただいて、将来の農地利用を担う中心的な経営体への農地の集約化に向かった方針といったものを、これは当然のことながら地域内でしっかりと話し合っていたいただかなければなりません。そういったものをつくっていければというふうに思います。

将来の農地の集約利用といった点においては、現在の担い手の方、あるいは農業後継者の方だけではなくて、今度新たに就農を希望する、あ

るいは新規参入をしていくなどということをしていくかという点も含めて、そういう視点も大事でありますので、これはもちろんさくらんぼだけではありませんが、他の農産物の団地化なども含めていろんな議論を進めていかなければならないと考えているところであります。

市といたしましては、こういった地域、それぞれの地域での議論を深めていただきながら、団地化に向けて具体的に取組んでいくなどということで地域がまとまるということになれば、そこはもちろん国・県の制度なども十分活用しながら、その実現に向けて積極的に支援していこうと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 答弁をいただきました。大変方向性が幾らか見えてきたのかなと、私ちょっと感じておりました。本当に先ほどの数字の面で見ると、平均が30アール、1反歩収入が100万であれば300万でございます。当然それから支出を差し引くと1年間の残るお金というのは少なくなってきているわけですが、複合経営だからさまざまな田んぼや野菜をつくっている方がたくさんいらっしゃいますけれども、やはり1町歩、2町歩の方も実際おります。当然3町歩以上の方もいらっしゃいますけれども、本当に専業で目指す、主力的に目指す方をこれから各地域で10人程度で8つのブロックに分ければ80人という形になりますけれども、2町歩ずつ、2ヘクタールずつ保有すればそれだけの面積は確保できるということになりますので、ぜひ新しい方向性を見出すためにも人・農地プランの構成員の方々にも、最初からお金がかかるからだめだでなくて、支援を私たちがするから一緒にやりましょうという気持ちで取組んでいってほしいと思います。

そのようなことから今、さまざまな国のほうでも議論されている、今一番新しい話題でもあるかなと思っている3番目になりますけれども、

さくらんぼにおけるスマート農業についてお問い合わせしたいと思います。

現在のさくらんぼにおけるスマート農業の現状についてお尋ねいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 スマート農業の現状についてありますが、全国的な状況、それから寒河江市の状況なども含めて農林課長のほうから御答弁を申しあげます。

○柏倉信一議長 門口農林課長。

○門口隆太農林課長（併）農業委員会事務局長
お答えいたします。

農林水産省によりますと、スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化や精密化、高品質生産の実現に向けて取り組む新たな農業とされております。

農業における担い手の高齢化の進展や労働力不足が深刻化する中、スマート農業の活用により作業の省力、軽労化、新規就農者の確保、栽培技術の継承等が期待されているところでございます。

果樹栽培におけるスマート農業については、栽培管理における情報通信技術の活用や自動制御によるかん水システム、防除や除草作業の無人化に向けた技術開発が進んでいるところでございます。

また、さくらんぼにおいては御案内のとおり、山形県における生産量が全国の8割を占めていることから、さくらんぼに特化したスマート農業の技術開発は全国規模では進みにくい状況ではないかと考えております。県においては、山形大学とさくらんぼの収穫ロボットの開発を行い、2024年の実用化を目指し、試作段階で課題となっている収穫効率の向上やコスト削減などの課題解決に向けて取り組んでいるようであり、このような技術が実用的なものになることを期待しているところでございます。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 答弁をいただきました。

さくらんぼ生産者が必要とされる機械開発や労力軽減になる機械が重要と私は考えておりますが、市長のさくらんぼにおけるスマート農業についてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 スマート農業の現状については、先ほど農林課長のほうから御答弁を申しあげましたが、IoTによる遠隔制御、それからAIの進化による自動制御技術の開発など、ICTの進化によってこれまで不可能であったものがあるという実現しているということでもあります。

さくらんぼ生産の現場においてもさまざまな作業段階において、このスマート農業の導入が可能ではないかというふうにも考えているところでもあります。

このスマート農業の導入に当たっては、生産者の皆さんが本当に真に必要なとしている技術というんですかね。そういうものは何かということが最も大事なのではないかと思います。

他方、いろいろ機器材ということになるんでありましょから、そういった機器材の導入については、おのずと投資の経費、費用もかかっていくということになるわけですが、初期の段階でありますから、技術としてどの程度安定性があるのか、効果があるのかなどというのは、まだまだ不安定な、不確実なところがあって、生産者の皆さんも不安を持っておられるというふうにも思っております。

市といたしましては、さくらんぼに限らなくても、このスマート農業についての情報などを収集して、それをまず農業者の皆さんに的確に提供していく、あるいは実際の農家の皆さんが技術に触れる機会などを設けていくといったことで、農業者の皆さんがそういう実態を踏まえてどういうふうなものに導入などを考えていけるかということをお聞きしながら、意向

を聞きながら取り組みを進めていくべきだと考えております。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 本当に農家が欲しいもの、必要なもの、経費がかかってくるかと私も思います。しかし、効率化ということではこのスマート農業、これから新たにさまざまな展開をしていただきたいと思っているところです。

私が考えておりますことを述べさせていただきますと、さくらんぼ作業には剪定作業、防除作業、草刈り作業、ビニール被覆作業並びにビニール撤去作業、施肥散布、収穫関連作業などが主にあり、中でも3つの機械開発を願っているところでもあります。

1つ目として、高所作業であるビニール被覆、ビニール撤去作業が苦慮している現状であり、最も重労働で危険を伴います。ビニール被覆の自動化や収穫後のビニール撤去の自動化のできる機械が必要であります。せめて半自動でも開発が進むことを願ってやみません。このことは、農作業事故の一番に上げられているハウスからの落下事故も心配しているところでもあります。

2つ目は、高性能選果機であります。さくらんぼの収穫期は早朝に三、四時間程度、その後選別作業に4時間程度、さらに箱詰め作業に3時間程度の時間を要しており、収穫後の労働時間が大半を占めております。現在の市販されている選果機がありますが、処理能力が低く、精度も低い現状にあります。私が何度か視察してまいりました幕張メッセで開催されている国際農業資材EXPOでは、各メーカー等が出展されており、その中に高性能選果機として1時間当たりの処理能力はずば抜けて高く、重量の選別ロボットと高性能光センサーによる糖度の選別も兼ね備えた機械がオーダーメイドで作製可能であると聞いております。雇用確保の軽減になると確信をいたしました。農家が利用できる高性能選果機の開発研究と導入促進を願っております。

す。

3つ目として、自動箱詰め機械ロボットであります。現在の箱詰め作業は均一に並べた手詰めやパック詰めとばら詰めなどがあり、近年ではパックばら詰めが必要を大半を占めているようになっております。しかし、労力的負担が大きくなっており、雇用確保が必要であります。自動パックばら詰め機械ロボット開発など、それぞれ述べました3つを推し進めることが、私はこれからのさくらんぼ栽培の労力軽減につながると考えておりますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 果樹栽培のスペシャリストでもあります佐藤議員から御自身の経験なども踏まえてスマート農業の可能性について3つの機械開発について御提案をいただいたわけですが、1つ目の雨よけハウスのビニール被覆に関しましては、御指摘のとおり、労力軽減のみならず、安全確保という面からも大きな課題であると思っております。

また、2つ目の選果機につきましては、寒河江市でも昨年度からさくらんぼ作業負担軽減安全確保事業の一環として選果機の導入支援を行っているわけでもありますけれども、御案内のとおり、現在の選果機というのは重量センサーのみで、さまざまな農産物を対象とするもので、それをさくらんぼ向けに改良しているというわけであります。さくらんぼの出荷過程において実際は選果作業をスムーズに行うには経験というのが大変重要であるというふうになっているわけでもありますけれども、高齢化が進んで人材確保がなかなか困難だというわけでもありますので、さくらんぼに特化した選果機というものに対しては生産者の皆さん大変大きな期待を持っているというふうにも思います。

それから、3つ目の箱詰め、パック詰めについて、それを行うロボットということでありま

すが、これも経験、なれが必要な作業でありますので、そういった意味で選果機同様に生産者あるいは関係者の皆さんから期待はされていると思います。

御指摘の3つの点などについては、普及し、実現が図られればさくらんぼ栽培において効率化、それから負担軽減の面で大変大きな効果が得られるものと思います。ぜひ実現できればいいと思いますし、それも高額でなくて、ある程度の安い価格で導入できるようになれば、それはさくらんぼの栽培に携わる方々も若い人もふえてくるでしょうし、面積もふえるという、そういうところがこのスマート農業の可能性として大きくあるのではないかと考えているところでもありますので、我々もそういったところを注視しながらいろんな農家の皆さんとの意見交換などを通じてそういった技術の普及などに取り組んで支援していければと考えております。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 大変進むべきところに進んでいけばさくらんぼ栽培が生き残れるというふうに私は今捉えておりました。

このスマート農業に対しては、最先端の機械の開発はものづくり日本では可能であります。研究開発にはそれ相当の時間とお金も必要であります。寒河江市から山形県をリードするさくらんぼにおけるスマート農業を先駆けて、国や県と連携をして、機械開発を推進してはと私は考えますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市のさくらんぼ、大変我々も誇りにしている農産物であります。それをさらに進めていくための先端技術の開発導入という御質問であります。御案内のとおり、もちろん寒河江市だけではそういう技術開発ということはなかなかできないわけでもありますので、当然のことながら国あるいは県、さらには

大学の研究機関、そして今では技術を持つ企業などとの連携というのは不可欠であろうとされているところでありますし、そういった技術開発を進めていくには現場の生産者の皆さんの御意見、御協力といったものが何としても不可欠であろうかと思っているところであります。そういった技術開発を進めていけるような環境をつくっていくということも大事なのではないかなと思います。先ほども申しあげましたが、そのためにはある程度の法人化とか、集団化による生産体制の大規模化といったことを進めていくことによってそういう技術開発、あるいは企業などがそういう事業に参入しやすいような環境をつくっていくというふうになるのではないかと思っているところであります。

寒河江のさくらんぼを高めていくという意味で大変すばらしい御提案をいただいているところでありますが、もちろんそういう技術開発というのは、寒河江市の農家だけではなくて、山形県全体の農家が享受していく技術だと思えます。山形県はさくらんぼ、さくらんぼは山形県でありますから、これからもそういう山形県のさくらんぼ、寒河江のさくらんぼを守り育てていくための方策というものを重要な視点として捉えて農業振興、さくらんぼ振興に努めていきたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 佐藤議員。

○**佐藤耕治議員** 答弁をいただきましてありがとうございました。

寒河江市はさくらんぼなしでは語れません。これまでもこれからも日本一さくらんぼの里として君臨していくためにもさくらんぼ栽培が基本であると思っております。

昨今の学識者によると、地球温暖化により40年後にはさくらんぼ適地が北上し、青森、北海道が適地になり得ると危惧されております。自然的条件や社会的条件に左右されやすい作物であることから、現状把握から研究開発と環境

整備や消費者ニーズ、PR活動、方針など、幅広く検討課題を明確化することで課題解決を見出せるのではないのでしょうか。これまで幅広く多くの方々からさくらんぼについてお話を聞く機会があり、異業者の専門的立場からの助言で今後のさくらんぼ振興に当たっての画一的な考え方ではなく、幅広い視野から担い手や中核的農家、農業関係団体のみならず、学識経験者を初め、教育関係者、高校生、大学生、事業者、消費者、NPO、一般公募者など、幅広い観点から有識者を募り議論する場を設けていただきたいと提案するものであります。

続きまして、通告番号2番、農業経営の安定についてお伺いしたいと思います。

収入保険制度について伺いたいと思います。

農業経営は、自然的条件や社会的条件に左右されやすく、特に近年の異常天候による台風や豪雨、さらにはひょうの被害等もあり、1年1年橋渡しのようでは持続可能な農業経営とは言えません。安定経営を持続するためにも昨年かから国が推進しております収入保険制度があります。

収入保険制度は農畜産物全般に適用されており、自然的、社会的要因による大半の収入減に適用されます。

しかし、収入保険制度の加入要件として、青色申告者となっております。本市の農業青色申告者数をお尋ねいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の農業青色申告者数については、農林課長のほうからお答えを申しあげたいと思います。

○**柏倉信一議長** 門口農林課長。

○**門口隆太農林課長（併）農業委員会事務局長** お答えいたします。

寒河江市の平成30年分の農業申告者数のうち、自家消費のみの方など、農作物を販売されていない方を除くと申告者数は1,679名でございます。

して、そのうち青色申告者数としましては219名でございます。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 青色申告者数は大変少ない状況でありますので、ぜひ青色申告者促進に力を注いでいただきたいと思っております。

収入保険制度は、自然災害、市場価格が下落、災害で作付不能、病気で収穫不能、倉庫の浸水被害、取引先の倒産、盗難や運搬中の事故、為替変動での大損など幅広く適用されております。

[パネルを示す]

パネルを準備いたしましたので、ごらんいただければと思います。

ちょっと文字が小さくて市長から見えるかどうかちょっとわかりませんが、この収入保険制度は真ん中にごございます。一番上は500万円、2番目が1,000万円、3番目が2,000万円となっております。それは基準収量といいまして、基準収量は1年間の所得、過去5年間の平均の数値を基準収量とされております。例えば1,000万円の売り上げの方は、保険料7万7,724円、積立金22万5,000円、事務費2万2,320円となり、負担額合計で32万5,044円となります。収入が高ければ、保険料、積立金も上がります。積立金は一時金ですが、保険料は毎年掛金として発生いたします。全国的に推進されておりますが、加入者の保険料負担が大きいことから少ない状況下であります。しかし、農業県として先駆けて県自治体が保険料への補填金を実施している実態もあります。

現在、本市の収入保険制度の加入者数は20名程度と少ない状況にあります。今後の農業経営には安心・安全な取り組みが持続可能な農業経営の基盤となっていくと私は考えております。寒河江市でも収入保険制度加入促進を図ることによって安定した農業経営ができる振興につながるのではないのでしょうか。

収入保険制度の保険料に対しての補助金を考

えてはどうでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の収入保険制度は、平成31年1月からスタート、ことしの1月からスタートしたわけでありまして。御指摘のとおり、この制度はさまざまなリスクをカバーするというふうになっているわけでありまして。品目や枠にとらわれずに、また、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する保険であるわけでありまして。ただ、青色申告を行っている農業者の方が対象となるというわけでありまして。保険期間の収入が基準収量の9割を下回った場合に下回った額の9割を上限として補填されるものであります。先ほど御指摘がございましたが、保険料と積立金を支払って加入すると、こういうふうになっているわけでありまして。現在は、令和2年1月からの補償開始に向けて加入手続きが始まっている状況であります。寒河江市の加入状況につきましては、11月末現在で19企業体となっております。

御指摘のように、収入保険に加入できる方は青色申告を行っている農業者でありまして、また、掛金が安くはない、高いということから、県内の加入率については青色申告者数が1万369経営体に対して保険に加入しているのが699経営体ということで、6.7%でございます。

また、寒河江税務署管内におきましては、青色申告者数が414経営体に対して加入者数が51経営体ということで、その加入率は12.3%、県平均よりは倍ぐらい近くにはなっているということでありまして。そして、令和2年1月からのものについては、掛金の安いタイプのものがつくられて加入しやすくなっているという状況になっております。

御質問にはこの収入保険制度に対して市独自の補助金制度を創設してはいかかかということでございますけれども、御案内のとおり、その

他の農業共済事業、共済制度などもあって、また、そういった他業種の共済事業とのバランス、兼ね合いなども考慮いたしますと、まだそういう時期ではないのではないかと、我々としては今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思っているところでありまして、まずはその県の農業共済組合、あるいは寒河江の農協などの関係団体と連携をして、収入保険制度のメリットを農業者に伝えて普及を進めていくこと、そして、加入条件となる青色申告実施者をふやしていくことが大変重要だと考えているところでありまして、そういうために今、農業者の皆さんへの働きかけ、あるいは研修会なども開催をするなどして情報提供を行って、安定した農業者の皆さんが農家経営ができるようなさまざまな環境づくりを進めていくということが当面重要なのではないかと、その上でこの保険制度についてどういった支援ができるかなどについて考えていくべきなのではないかと考えているところであります。

○柏倉信一議長 佐藤議員。

○佐藤耕治議員 この保険制度は、先ほど市長からも答弁の中でもありましたけれども、今、田んぼでみなしとか、あと果樹共済とか、作物共済、稲作でも当然あります。保険制度に加入すれば今言ったやつは全て入れません。ですから、総合的な保険制度ということで、今、私の当然仲間ですけれども、長野県、群馬県、栃木県、千葉県、その専業の方々、兼業の方々、かなり今保険制度について入っていればよかった、果樹共済ではそれのことしかお金が要件として満たされないのが本当に困っている実情にあると。このたび寒河江市ではそういう大きな災害がないからこそ大きく話題になっておりませんが、本当に万が一有事になって、例えばリンゴの畑に土砂が流れたら、お金はマックスで100万ほど1反歩出るそうですけれども、実際は撤去作業分は出てこないということもありま

して、本当に収入が減少すると、次の年も減少すれば収入保険制度は同じように補償がなされるということになります。ですから、本当にこれまでの保険制度と違ったような仕組みでございますので、これからは本当に青色申告者の推進を図っていただきまして、総合的な保険制度、収入保険制度はどんなことでも対応できると私は思っておりますので、一保険のメニューだけを見るよりもそのような先の見通しの中では収入保険制度が適切であると私は感じておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、これまでさまざまな事業展開により農林漁業に力を入れてこられた執行部に対し、農家の皆さんからも期待が寄せられております。これまでの事業展開も道半ばであり、来年度も引き続き推し進めていただきたいと願っているところです。

これで私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

渡邊賢一議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号3番から5番までについて、8番渡邊賢一議員。

○渡邊賢一議員 無党派議員連合で社会民主党、市民クラブの渡邊賢一であります。

市民を代表して御質問をさせていただきますが、初めに、このたびの台風15号、19号、そして21号と超大型で史上最強クラスの台風により、最大瞬間風速60メートルを超える突風や集中豪雨などで東日本の広範囲にわたり未曾有の甚大な被害をもたらしました。ライフラインが寸断され、広域かつ長期にわたって停電や断水、道路や橋梁が寸断、鉄道が不通、今も多くの方々が大変不自由な生活を強いられております。このたびの災害で亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申しあげます。

私の家族も千葉に住んでおりまして、このたびの被害を若干受けまして、9月議会の終わったすぐさま現地に行って、引っ越しなどもしてきたわけですが、現状はビニールシートがかけられたり、また屋外広告物ですね、これがみんな倒れたり、災害派遣の自衛隊の方々が行き来するという非常な光景を見て大変なショックを受けてまいりました。頻発する集中豪雨と年々勢力を増す台風、百年に一度というふうに言われていたのが、ほぼ1カ月に3回来るといふ、こうした状況であります。猛暑や寒波等の異常気象は温室効果ガスを原因とした地球温暖化との関連が指摘されておりまして、地球温暖化対策に本格的に取り組むことが喫緊の最重要課題となっております。私も議会の内外で災害ボランティアや環境保護活動を通じ、市民の皆様とともに活動を続けてまいり所存です。

それでは、通告した順に質問をさせていただきます。

通告番号3番、地域創成による未来都市さがえの次代を担う若者の市政参加促進と新たな発想によるまちづくりについて御質問させていただきます。

(1) 若者の市政参加に対する課題認識についてでございます。

まず、冒頭、政治不信のきわみと若者の政治離れについてでございます。

[パネルを示す]

これをごらんいただきたいと思いますが、連日報道されている「桜を見る会」の問題は、市民の多くの皆さんから「国民をばかにしている」、「消費税を増税しておいて安倍首相の後援会活動に使われている」とのこと、「昭恵夫人がお友達を招待して私物化している。許せない」、こうしたことが言われております。安倍政権に対する政治不信のさまざまな声をお聞きしていますが、最近では菅原前経済産業大臣が選挙区内で公設秘書に香典や供花を贈ら

せ公職選挙法違反の疑いで辞任。2つ目が、河井前法務大臣が妻が当選した7月の参議院選で運動員に法定の倍額に当たる日当3万円を支払った運動員買収に関与した公職選挙法違反の疑いで辞任。萩生田文部科学大臣は、来年の英語民間試験は自分の身の丈に合わせて頑張ってもらえと突き放した、いわゆる身の丈発言で…（「そんなこと言わなくていいんだ」の声あり）わかりました。前段にお聞きいただきたいのですが、この身の丈発言で大学の共通テストも英語民間試験導入を延期せざるを得ない。そして謝罪をするという、政治資金規正法違反疑惑も報道されているわけであります。

そして、「桜を見る会」は来年度中止するそうですけれども、5月9日に内閣府において参加者名簿などの資料をシュレッダーにかけて破棄し、安倍首相の後援会から前夜祭に850人が参加をしたと言われるこうしたもろもろの状況についても全く不明のまま、そして公金の私物化、供応買収の疑いが強まっているにもかかわらず幕引きをしようとしています。こうした問題が少なからず若者に政治離れ、そして市政への関心の薄さを助長し、悪影響しているということも専門家からも指摘されているわけであります。

ここで御質問ですが、第6次振興計画の市民アンケート集約結果などが先日出されました。年代別の回収率と回答者全体の割合をお聞きしたところ、今年度の回収率は20代が15%、30代が23%で約8割が回答しないと。割合についても20代が7%、30代が14%で、若者の回答者というのは全体の2割程度という状況となっております。これは昨年度、一昨年度も同じような数字と伺っております。総じて20代、30代の意見反映の割合が著しく低くなっている状況があるわけですが、市長におかれましては、市長への手紙や各種計画策定のワークショップ、ウーマンズカフェ、さらにはパブリック

コメントなどで若者の市政への意見を尊重していただいていると思うわけでございますけれども、今、若者が市政に対して総体的に無関心になっていることを私も危惧しなければならないというふうに感じているわけでございます。これにつきまして、市長の課題認識について御所見をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 渡邊議員から若者の市政参加に対する課題認識についてということで御質問をいただきましたが、若い方が政治や行政に関心を持っていただいて、さまざまな視点から意見や提案をいただくということは、我々にとってもまちづくりをこれから進めていく上では大変大事なことで、大きな課題にもなっているというふうにも認識をしているところであります。

若者の政治に関する意識としては、市のアンケートもありますが、全体的に見ると、公益財団法人明るい選挙推進協会がことしの7月に行われた参議院選挙において、若者層の意識調査を実施しているのとあります。その概要を申しあげますと、全国の満18歳から24歳までの男女2,000人を対象にして、インターネット調査方法によって実施をしております。調査の中で国、それから都道府県、市区町村、それぞれの政治への注目度について聞いているということでもあります。その結果を見ると、国の政治に対しての注目度は50.1%、半分ぐらいあると、都道府県の政治への注目度は30.4%、3割だというわけですね。市区町村の政治への注目度は27.4%、そういう意味で先ほど御指摘もありましたが、全国的に見ても市区町村の行政政治への注目度が低い状況になっていることがうなずけるというふうに思います。

市といたしましても、これまで若い方から市政への参加をしていただきたいということで、いろんな取り組みをさせていただきました。先ほど渡邊議員からもありましたが、市長への手

紙、平成25年から小中学校で実施をさせていただいております。また、子供さんというわけではありませんが、第6次振興計画を策定する際に子育て世代の女性を中心とした寒河江ウーマンズカフェなども実施させていただいております。それから、成人式は、寒河江の場合は実行委員会組織で成人される方からいろいろ取り組んでいただいているわけでありますから、そういったところでの若い人たちの御意見、あるいはアンケート調査などもさせていただいております。

それから、消防団なども結構若い方が入れているということで、いろんなワークショップなどもしていただいて、そういった中から消防団活動のみならず、市行政全般に対しての御意見なども頂戴しております。

さらには、市に直接ではありませんが、商工会青年部の皆さんの主催によって子ども議会も何回か実施していただいて、若い子供さんの御意見、あるいは青年部の御意見などもいろいろ聞く機会があったところであります。

そういった意味でこれから市政への関心をいかに高めていくかということになれば、私はもう少し子供の時代から、子供のころからの意識の醸成というのも重要になってくるのではないかと思います。寒河江市ではことしから教育委員会のほうの事業をしていただいておりますけれども、いろんな新しいライフデザインセミナーなどもしていただいておりますけれども、これからもいろんな学校関係の授業の中でも取り組んでいただけるような工夫を、もちろん教育委員会ともいろんな話し合いをさせていただきたいというふうにこれから思っているところであります。そういった意味で小さいうちからの関心を高めていくということも大事なのではないかと考えておりますし、若い方あるいは親子連れなどが多く集まるいろんなイベントを寒河江ではやっているわけでありますから、そうい

った機会に合わせて市政の情報を提供する、あるいはアンケート調査をするなどということをしていただきたいと思いますし、また、若年層からのアクセスがふえるようなホームページの作り方などもリニューアルさせていただければと思いますし、SNSのさらなる活用を図っていければというふうにも思っております。そういった新たな取り組みを工夫をしながら、そして気軽にいろんな意見が言える、いろんな意見を出していただけるような環境づくりを進めていければと思っているところであります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今の若者は、皆さんやっぱりスマホの時代ですので、これにアプリなんかを入れていただいて、すぐ市政と直結するようないろんな情報発信とか、先ほどSNSともいうことでありましたけれども、先端技術を駆使していただいて進めていただければと思います。

私も今の市長の御答弁に同感しているところでございます。

さて、2つ目の質問ですけれども、議員のなり手ということ言えば、大変深刻な状況であります。4月に行われた私どもの市議会議員選挙は、史上初の無競争となりました。多くの市民の皆さんに将来の寒河江市について選挙を通じて訴えたかったことが、その機会さえほとんどなくなってしまったことは非常に残念でございます。

先日開催された元町公民館での議会報告会でも市民の一人から選挙公報が配布されなかったこと、ポスター掲示板もすぐさま撤去されたことなどで、私ども議員がどのような思いで立候補したのか、顔さえもよくわからないとおっしゃっておりました。

ここで選挙管理委員長に御質問をさせていただきます。

これは2016年の第3回定例会におきまして内藤議員が質問しているわけですがけれども、本市

の10代から30代までの年代別投票率について、この5年間の国政選挙結果を見ると、本市の全体の投票率は約60%で、4割の市民が投票しない。つまり棄権をしているわけでございます。こうしたことから、具体的に10代から30代の方々の年代別投票率はこの間どのようになっていたのか選挙管理委員長にお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 児玉選挙管理委員長。

○**児玉憲司選挙管理委員長** お答えいたします。

まず、平成28年の参議院議員選挙の投票率でございますけれども、60.84%となりました。お尋ねの年代別投票率でございますが、10代が50.57%、20代が41.05%、30代が47.82%でありました。

次に、平成29年衆議院議員選挙の投票率は62.56%となりました。年代別投票率でございますが、10代が51.05%、20代が39.18%、30代が49.53%でありました。

最後に、ことしの参議院選挙の投票率ですけれども、60.55%となりました。年代別投票率ですが、10代が44.70%、20代が39.67%、30代が48.78%でありました。

いずれの選挙におきましても20代の投票率が最低というふうになっております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 大変びっくりしております。半分以下という厳しい状況、数字が物語っていると思います。

この低い投票率について、前回3年前は選管委員長が高等学校への出前講座や新たな有権者へのダイレクトメールなどで向上させていくという委員長の御答弁がございました。若年層の底上げでなかなか改善されない低い投票率について、具体的な取り組みを委員長としてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 児玉選挙管理委員長。

○**児玉憲司選挙管理委員長** お答え申し上げます。

今、議員おっしゃったように、これまで若者への選挙啓発につきましては、寒河江高校と寒河江工業高校に出向きまして、選挙啓発出前講座を開催しまして、選挙の仕組みについての説明とか模擬投票等を行っております。また、学校の希望に応じまして小中学校への出前講座も開催しております。

それから、成人式の際には選挙啓発の冊子、これらをお配りしております。また、18歳に初めて選挙権を得られた、選挙人名簿に登録されて初めての選挙の際には個別に案内状をお送りし、投票を促しておるといところです。

さらに、全国規模の取り組みとはなりますけれども、明るい選挙啓発ポスターコンクールがございます。このコンクールは、明るい選挙を呼びかけるポスターを描くことで将来の有権者である児童生徒に選挙や政治への関心を持ってもらおうというものです。本市においては市内の小中高の児童生徒から作品を募集し、一次審査を行っております。その後、県の二次審査、中央審査が行われております。今年度は本市では小学生5名、中学生11名、高校生1名、17名からの応募がありました。

また、28年度参議院議員選挙における新有権者など、若者の意識調査によりますと、親と投票に行った経験のある方が投票に行く傾向が高いという結果が出ております。将来の投票率につながるのではないかと考えられますことから、保育所等を通じまして啓発チラシの配布を行うなど、子連れの投票を推進しております。

今後の取り組みに関しましては、関係団体と連携をとりながら、これまでの取り組みを継続してまいります。そして、新たに市内事業所での20代、30代を対象とした選挙啓発出前講座の開催を検討しております。10代はもとより、20代、30代に対しても選挙啓発を行うことで若年層の投票率向上を図ってまいりたいと思っております。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時05分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

次の選挙に向けて先ほど委員長のほうから御答弁いただきましたけれども、早急に進めていただいて、次回の選挙にちゃんと数字としてあらわれるようにしていかなければならないと思った次第でございます。

さて、時間もありませんので、(3)の若者の「探求型」まちづくり推進について、5つの提言をさせていただきたいなと思っております。これは新年度予算編成においてぜひ実現していただきたいものばかりでございます。

1つ目が、三十路式、2分の3成人式によるふるさと回帰とまちづくり参加についてでございます。

このイベントは、全国各地で開催され、先日南陽市でも行われたことが報道されております。今、移住・定住のさまざまな取り組みが行われているわけですが、ふるさと回帰に向けた再就職と交流、婚活が目的であります。Uターンによる再就職の相談窓口も設定しながら、本市もぜひ実施していただければと思います。具体的には、これまでの実行委員会、補助金方式を改め、3つの中学校の同窓会や2つの高校の同窓会とタイアップして、もっとハードルを低くしてたくさんの方が参加できるように進めていただきたいと思うのですが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、御紹介ありました事業については、近年全国でもいろんなところで開催されているということで、地方創生の事業の一環

として自治体が支援しているという状況もあると聞いております。

生まれ育ったふるさとにゆかりのある方々が集って、交流を深めて、ふるさとのよさを再認識するというのは、大変すばらしい事業ではないかと思えますし、また、人口減少や若者たちのまちづくりの参画、先ほど来御質問ありましたが、喫緊の課題でありますので、我々もそういった取り組みができないかということで考えているわけですが、こういう事業については、U・I・Jターンの促進、あるいは出会いの場、さらには地域の活性化に大いにつながってくると思えます。

新聞などを拝見しますと、実行委員会などを組織してやっておられるということですが、そういった場合でも、寒河江市の場合ですと平成29年度から地域の活性化に自主的に取り組む団体に対して支援する寒河江市地域の活力アップ応援事業というものを用意させていただいております。ぜひこういった事業などはそういう実行委員会などを組織して、そういう意欲ある皆さんから参加をしていただく、そしてそれに行政が支援をするという形のほうがやはり継続的に実施できるというふうに我々は思っておりますので、そういった意味でぜひ多くの若い方がそういう取り組みを進めていただければ我々も支援をさせていただきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 二十の成人式の実行委員会OBの皆さんなども有力な助っ人になると思えますので、そういったところなど、ぜひ御協力をいただいて、まずは行政主導で進めていただきたいというのが私のお願いであります。

2つ目、さくらんぼ大学若者学部（仮称）の開校についてでございます。

全世代の市民に提供できるものにすべきとして、事務事業の見直し、総括にも出ているわけ

でございます。これまでの経過を踏まえ、若者向けの興味深い講座の新設を行ってはいかがかが教育長にお伺いします。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** さくらんぼ大学若者学部（仮称）の開校についてということでございますが、さくらんぼ大学につきましては、市民一人一人が元気なまちづくりを担い、地域づくり、活性化につながる生涯学習の市民講座として平成26年度にスタートしてございます。以前は各地区公民館でライフステージに合わせた各種講座の開催をしておりましたけれども、少子高齢化、時代の流れとともに市民のニーズも多様化しておりまして、講座の見直しが求められて、新たな市民講座として基本方針と内容について事前説明をさせていただいて、受講者の御意見なども頂戴しながら検討を重ねて対象者と講座の見直しを行っております。

高齢者教室、女性講座、少年教育、家庭教育など、地域団体と深いつながりのある講座につきましては、これまで同様に各地区公民館で継続して実施しております。18歳以上を対象とした成人講座につきましては、地区の垣根、あるいは年齢、性別の縛りをなくして、誰でもどこの地区でも興味ある講座を受講できるという新しい市民講座として開講しているということでございます。

このような発足の経緯からしまして、年齢、性別などの制限を連想させるような学部は趣旨にそぐわないというふうなことで設置をしないで、世代を超えた「出会い、ふれ合い、高め合い」で「人と人がつながって、地域が輝き、まちの未来を切り拓く」ということを事業のテーマに展開しているところであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、受講者の年齢層を見ますと、残念ながら若者世代の参加者が少ないというのが現状でございます。このような現状を踏まえまして、日中働いている

若い方でも参加しやすいように講座日を土日、あるいは夕方からの日程に設定をしたり、テーマや内容も世代を超えて興味を持ってもらえるような学部を設けるなど、工夫を凝らしているところでございます。

また、今年度は開講式で受講者以外の方にも興味を持っていただけるようにということで、より知名度の高い講師を招聘して、一般の方、若者含めて一般の方でも受講できる公開講座として新規の受講者の開拓も図っているところであります。

また、受講者の中から運営委員を募って、自主的な講座運営に協力していただいているところではありますが、運営委員会の中でも毎年学部、講座内容の評価、改善等について御意見を頂戴して、検討を重ねておりますので、今後とも運営委員会等と連携、議論しながら、若者から高齢者まで幅広い年齢層を対象にした魅力ある講座内容、参加しやすい日程の学習機会を提供できるよう、さらなる充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。ぜひ、平均の参加者の年齢が60歳以上ということが言われていまして、若い人が本当に数少ない状況をまずぜひ改善していただければと思います。

続いて、若者の「平和使節団」派遣による海外姉妹都市交流促進についてでございます。

私ども議員団も2年前、訪韓、安東訪問の機会をいただきました。まずは日韓新時代のさらなる友好関係を築くため、韓国精神文化の首都、安東市との市民レベルの姉妹都市交流、草の根交流を広げるべきではないでしょうか。

世界遺産安東河回村の歴史、美と伝統、仮面劇など、若い人にぜひ訪れていただきたいと思っています。

来年、この若者の平和使節団を派遣し、ぜひ交流を深めていただければと思いますが、御所

見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ことしの5月、姉妹都市である安東市と2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン事業のパートナーであります大韓民国ローラースポーツ連盟を私と市の国際交流協会の役員の皆さんと一緒に訪問してまいりました。議会定例会冒頭の市政の概況でも申しあげましたが、また先月には韓国ローラースポーツ連盟国家代表選手が本市を本拠地として強化合宿を行って、小学校での交流授業なども実施していただいたわけでありました。

日本と韓国との関係については、御案内のとおりさまざまな報道がなされているわけでありましても、5月に訪問をした際には、安東市、それから韓国ローラースポーツ連盟の皆さんからは大変温かい歓迎を受けてまいりました。これまで寒河江市と韓国の交流というのは、安東市、姉妹都市を中心にして進めてまいりましたが、今回のホストタウン登録を契機にソウルに事務所を置く韓国ローラースポーツ連盟とも友好関係を築くことができたのではないかと、うふうにも思っているところであります。

御質問の若者の姉妹都市交流につきましては、去る平成10年に寒河江市少年少女合唱団が安東市を訪問して公演を行った経過があります。既に20年が経過しているわけでありましたので、平和使節団の御質問については、事業の趣旨などを十分整理しながら、国際情勢なども見きわめながら検討をしていく必要があると考えているところであります。

いずれにしても、安東市とはことしで姉妹都市締結から45年を迎えているわけでありました。これまで築き上げた歴史ある交流を今後さらに深めるため、さまざまな取り組みを進めていきたいと考えているところでありますので、貴重な御提言をいただきましてありがとうございました。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 この課題につきましては、後日の一般質問で同僚の先輩議員のほうも控えているわけですので、そこでまたじっくりとやりとりをしていただければと思いますけれども、ぜひ市役所の係長級あたりの若い人たちが安東市との交流をまずは進めていただくこともぜひ御検討いただければと思います。これは御答弁は結構です。

続いて、エの小中学生の国内平和記念（祈念）都市ヒロシマ・ナガサキ・オキナワ訪問についてでございます。

〔パネルを示す〕

先日、ローマ教皇が来日し、長崎、広島を被爆地を訪れ、全世界に核廃絶を呼びかけました。そのとき教皇がお持ちになった写真でございます。

これは、報道写真家ジョー・オダネル氏が撮影したもので、「焼き場に立つ少年」、1945年、長崎の爆心地において撮られたものでございまして、これまで私もこの小中学生の平和都市訪問ということで御提案をさせていただいたところでございますが、ぜひ新年度において実現させていただきたいということで、これは教育長に御見解をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 昨年の6月定例会におきましても渡邊議員より同じような質問があり、お答えしておりますけれども、子供たちが戦争の悲惨さを学び、平和を願う気持ちを持つということは大変重要なことだというふうに思っているところであります。

去る10月24日、山形県戦没者追悼式が寒河江市市民文化会館を会場に行われております。この式典の中で、中学生代表として市内中学生2名が平和の作文として朗読しております。陵東中学校の男子生徒は、「平和への決意」と題して、「私たちが平和のバトンを受け継ぎ、平和

な社会づくりに貢献したい」と、また、陵南中学校の女子生徒は、「平和への願いを込めて」と題して、「戦争は二度と繰り返してはならない。この言葉を重く受けとめ、心に刻み、平和を訴え続けなければならないと強く思います」というふうに語りかけるように朗読しております。私も会場にありましたけれども、参加者の皆さんの心を揺さぶる大変すばらしいものだったなと思っております。

2人に共通しておりますのは、社会科の授業で戦争について学習する中で、なぜこんな悲惨なことが起こるのかを知りたいという気持ちが湧き起こり、御家族とともに原爆ドームと広島平和記念資料館を訪れたということであります。原爆の被害に遭った広島や長崎、戦場となった沖縄を直接訪れるということは、戦争の悲惨さや人々の苦しみ、悲しみを知る上でとても有効なことであるということは申しあげるまでもありません。

しかし、作文を朗読した2人の生徒は、社会科の授業を通して戦争はなぜ起こったのかもっと知りたいという思いを持ち、実際に広島に赴いたということは、授業を行っている教師は戦争を知らない世代であります。戦争を知らない教師が行う授業がさらに戦争を知らない子供たちの探求心を揺り動かしたということだというふうに思います。

戦後74年が経過して、戦争体験者、御遺族の方が減少する中で、戦争の記憶が薄れることがないように、教育委員会としましても、全ての児童生徒が平和を願う気持ちを持ち、平和のとうとさが理解できるよう、まずは各学校において子供たち一人一人の心に訴えかけ、もっと学んでみようという、そういった気持ちを喚起するような教育実践がなされるように指導してまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 私も10月24日の戦没者慰霊祭の

お二人の平和の誓いのときの陵東中の男子生徒の方の文章を陵東新聞で拝読させていただきました。本当にすばらしい内容でございました。ぜひ、前から申しあげているんですけども、多くの皆さんにそこに訪れていただいて、これからの寒河江のリーダーになっていただくためにもこれは継続して御検討をいただきたいと思っております。

次に、オの若者・女性活躍推進室（仮称）がありますが、これの設置について御提言申しあげます。

既成概念にとらわれず、市役所のスクラムを組んでワンチームとして既存の各課の縦割りではなくて横断的な事務事業と新しい発想で第6次振興計画後期アクションプランを検討する上で、こうした機構改革を行ってみてはというふうな御提言でございます。市長の御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 本市におきましても今後生産年齢人口が減少してくるというふうに見込まれておりますので、意欲ある若者、それから女性がその能力を發揮して活躍する社会を形成していくということは大変重要な課題だというふうに認識をしております。特に労働力の不足が懸念される分野、例えば農業、福祉、介護、物流などの分野、また、まちづくりなどにおいても若い人たち、それから女性の活躍が大いに期待されていると思っております。

寒河江市では、平成29年2月に第2次の寒河江市男女共同参画計画というものを策定させていただきました。一人一人がお互いを思いやる気持ちを持って、個性と能力を發揮しながら笑顔で暮らせるまちをつくっていかうというのを基本理念としてさまざまな取り組みを進めているところでございます。

現在の体制としては、企画創成課のほうで総括的な業務を担っていただいて、そして個別の

事業についてはそれぞれの担当課で実施をしているというところであります。

議員から新たな横断的な自由に活躍できるような組織をつくってはどうかということでもありますので、貴重な御提言としてこれからの来年に向けての組織編成などの際には大いに参考にさせていただきたいというふうに思っているところであります。いずれにしても若者、女性の活躍推進というのは大変重要なテーマでありますので、計画に掲げております目標の達成に向けて取り組みをさらに進めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ありがとうございます。

来年1月8日に知事と若者の地域創生ミーティング、地域の元気創出策などについて意見交換なども予定されておまして、ぜひこのことも含めて、市民10人が参加予定だというふうにお聞きしていますけれども、そうしたところなども含めて実のある活発な意見交換を期待しているわけですが、先ほど市長のほうからもありましたとおり、今後の若者を中心としたまちづくり、地域創生をぜひ一歩でも二歩でも前に進めていただくようお願いをしたいというふうに思います。

重要な課題がたくさんありますので、次の通告番号4、市民が安心して医療を受けられる体制確保と市立病院の統合再編問題について御質問をさせていただきます。

(1)の地域医療構想による新改革プランとの整合性について、病院事業管理者にお伺いしたいと思います。

これにつきましては、説明をすればちょっと長くなりますけれども、厚生労働省によって全国424の医療機関を実名で評価・公表し、対象医療機関の再編統合を加速させるために、2020年、来年の9月までに取りまとめを都道府県に要請したというものでございます。

今回、私も無会派議員連合の行政視察におきまして、香川県内の2つの病院を訪問し、既に統合再編を行っている当該病院についてさまざまな声をお聞きすることができました。県内でも日本海総合病院とか、あるいは置賜広域病院とかということで、実際行われているわけですが、今、自治体病院そのものの存亡をかけた国と地方のバトルが行われるとマスコミ各社が言っているわけです。

地域医療の拠点となる本市の市立病院の将来はどうかということが市民も非常に関心が高いわけでございます。

ここで御質問ですけれども、現在進められている新改革プラン、このプランは既に10の数値目標をクリアされております。これに基づく医療機能、医療品質の向上、経営の効率化、快適な療養環境づくりという視点で取り組まれておりまして、大きな成果を上げているわけですが、これと統合再編の問題は、私は別問題かなというふうに思っているわけです。厚生労働省のこうした動きに対して、あと、今進めている新改革プランについての整合性について御認識をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** まず、御質問の中で、自治体病院の存亡をかけた国と地方のバトルが行われている旨の御発言がございましたが、当病院としましては、地域住民の医療が最も効率的に整備されるように国と地方が真剣な議論を行っている、求められているものと認識しているところでございます。

続きまして、地域医療構想における新改革プランとの整合性についてでございますが、もとより当院の新改革プランは、総務省が示した新公立病院改革ガイドラインと県が策定した地域医療構想を受けて、平成29年度から32年度までの4年間で当院が果たすべき役割と目指すべき姿を踏まえて平成28年度に策定したものであり

ます。

そして、新改革プランでは公立病院の広域的連携と機能分化を図るため、西村山地域4公立病院の将来像について、また効率的な整備のあり方について検討していくことが必要であるとしており、地域医療構想に伴う再編問題とは相入れないものではないと認識しております。

今後、開催される県の地域医療構想の会議において、新たな課題が示された場合には、現行の新改革プランの見直し、または令和3年度からの次期新改革プランの策定の中で検討してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 説明では相入れないものではないというふうなことで、再編ネットワークをまだこれからも検討していかなければならないお立場だということはわかりました。

しかし、(2)にも関係するわけですが、災害時や伝染病蔓延時の医療体制について、市立病院というものは間違いなく大きな役割を果たすわけであります。予想つかない、いつ来るかわからない自然災害、それによって命の危険も迫ってくる、こうしたときに本当に身近な医療機関が縮小されたり、なくなったりすれば、非常に助かる命も亡くなってしまうのではないかなと、本市の災害対策マニュアルどおりにはなかなかいかないんじゃないかというふうなことで、NHKでも連日特番で今、災害、都心の直下型地震などについて特集しているわけですが、私もそういうふうな状況になってくるだろうと思います。危機管理上の救急患者の受け入れ態勢、さらにはウイルスなどの伝染病による感染症の対策について、万全を期すために市立病院の機能強化が図られるようにすべきでありますけれども、これについての御所見をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 災害時の場合と伝

染病蔓延時等の場合に分けてお答えさせていただきます。

本市が自然災害等に見舞われた場合、寒河江市地域防災計画に基づき、市は災害対策本部を設置し対応することになります。

当院においては、現に入院されている患者さんの安全を確保することが第一と考えております。その上で、寒河江市地域防災計画にある医療救護体制整備計画及び医療救護計画に基づいて市や県の災害対策本部との連絡調整、寒河江市西村山郡医師会が編成する医療救護班並びにDMATの派遣医療従事者や各医療機関との連携による災害時のトリアージや患者の受け入れ等災害時の医療提供に努めることとなります。これらのことは2011年の東日本大震災時においても経験しているところであります。

次に、伝染病蔓延時等の医療体制についてありますが、西村山郡においては県立河北病院が第二種感染症医療機関として感染症病床を6床設置しております。当院においては、医療機器を含めた医療環境の現状から、全ての感染症を受け入れることは困難な状況にあります。

しかしながら、当院では災害時と同様に入院されている患者さんの安全を確保することが第一と考えており、院内での蔓延の防止策をできる限り講じるとともに、感染症の分類に応じて感染症指定医療機関への入院対応を行うとともに、保健所の指示のもとでできる範囲内の医療を実施してまいりたいと考えております。

災害や感染症蔓延のような緊急時にこそ、地域医療機関との連携による効率的施設利用、人材利用が住民の命を守る鍵となりますので、地域防災計画を遵守して、病院の役割を完全に果たしていく所存でございます。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今、病院事業管理者のほうからありましたけれども、災害時、これは全く想定外の状況が出てくるわけでありまして、当然ト

リアージとか、そういったものを進めていくわけですが、これからさらにそうしたところをいつ起こってくるかわからない状況についても私たちは心配しているわけでありますので、医療機関の位置づけについても今ありましたけれども、機能強化を含めて私たちはお願いをしたいと思います。

続いて、(3)寒河江西村山地域の特殊性についてでございます。

これも説明を省きますけれども、11月5日に西村山地域の議員研修会などがありまして、これも新聞に載っていますけれども、寒河江西村山地域の、山形大学大学院医学系研究科医療政策学講座教授の村上先生より西村山地域の医療提供体制と題して御講演を拝聴させていただきました。

先生のほうからは、現在の病床数408床を200床程度に半減させるべきという、私は本当に驚くべき数字が出されたと思っているわけですが、この数字上はそうあっても、本当にどうなのかという到底納得がいかない状況がございます。

ここで質問ですけれども、河北町などでは河北病院を支援する会などということで、今まであったものをバージョンアップさせて、地域医療と県立河北病院を考える会などということで、事務局が河北町の健康福祉課で会長が河北町森谷町長ということで、11月28日に設立されたというふうに新聞でもお伺いしているわけであります。

私も、こうした動きにおくれることなく市立病院の今後の方向性を示していただき、こうした縮小、再編、統合などの問題に抗していくべきではないかというふうに思うのですが、市長にこの御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 自治体病院の役割というのは、改めて申しあげるまでもありませんけれども、

地域において行政や医療機関、介護施設等と連携をしながら必要な医療を公平、公正に提供して、住民の生活と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することです。

また、地域住民の健康維持、増進を図りながら、住民ニーズに対応した適切な医療を提供する身近な医療機関であるとともに、休日夜間の診療や救急医療等の政策的医療も担うなど、地域医療に大きな役割を果たしている病院でございます。

御質問にありました県立河北病院のことに关しましては、既に県に対しまして寒河江市も含め1市4町歩調を合わせて要望書を提出しているのは御案内のとおりであります。寒河江市でも多くの皆さんが利用している大変重要な病院であります。充実が必要だというふうに認識をしております。

一方、寒河江市には寒河江市立病院があるわけです。市民の健康、医療の最後のとりでです。これからも一層その役割を果たしていかなければならないと認めているところでもあります。そういった中で、今後西村山の医療をどう確保して、西村山8万住民の命と健康をどう守っていくのかということは大変大きな課題だと認識をしております。

今後開催される県の地域医療構想の会議において、西村山地域で協議、調整を進められていくということになっているわけですが、県や保健所などからの指導を仰ぎながら、西村山郡医師会の御意見なども拝聴して、将来的に4つの公立病院を含めてこの地域医療体制をどう進めていくかということについて、西村山の中核としてその役割を果たしていかなければならないと認めているところでもあります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 今、市長からもありましたとおり、地域医療の最後のとりでであり、その使命を果たしていくべき役割を持っているというこ

とで、力強い御答弁もありましたので、これからの取り組み、今月末ですか、地域医療の会議があるそうですので、ぜひその後の取り組みをお願いをしていきたいと思っているところでございます。

さて、時間もありませんので、最後の課題に入ります。

スポーツの盛んなまちのさがえっ子の体力向上と生涯スポーツ振興について、(1)は課題認識、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果に対してどのような今の状況になっているかお伺いしたいと思います。

本市のスポーツ推進計画では、運動する子供とそうでない子供の二極化の傾向を改善すべく、事業展開を行っているということでありました。直近の結果ではどのように改善されたのかお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 毎年文科省が実施している全国体力・運動能力の結果によりますと、平成26年度は1週間の総運動時間が60分未満と答えた本市の小学校5年生男子が4.5%、女子が15.4%、中学校2年生では男子が1.9%、女子が22.3%でありましたので、特に女子に二極化の傾向があるなというふうに思っております。直近のということでございます。平成30年度につきましては、これが60分未満の小学校の女子児童の割合が10.2%、中学校女子は7.6%となっておりますので、運動をしない女子児童生徒の割合は改善されたのではないかと、全国や県の比率よりも低くなっておりますので、改善されたというふうに認識しております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 先日公表されました本市の第2次健康さがえ21のアンケートによりますと、若い人の結果も含めた全体の世代トータルの数字で1年間ほとんど運動しない人が52.2%という、非常に残念な結果でございました。若いうちか

ら運動しないということになりますと、大人になっても全くしないというふうなことで、その理由はというと、時間がない、あるいは忙しい、運動できる施設普及、あるいは運動しやすい環境整備、こういったものが必要であるというふうに書かれておったわけですけれども、(2)の問題に入らせていただきますが、寒河江市小学校陸上大会等について、この間、36年ほどですか、長い歴史を誇り、数々の立派な記録を誕生させて有望なアスリートも輩出してきた大会でありますけれども、ここに来て来年から中止と、廃止というふうなことをお聞きいたしました。こうしたことについても一連の経過、御所見についてお聞きしたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 市の小学校陸上競技大会、それから水泳競技大会につきましては、市内の6年生を対象にして保護者、それから陸協、それから寒河江西村山水連を初めとする関係者から多大なる御理解、御支援を賜って、市の小学校体育連盟が主催して市の教育委員会が共催するという形で39回の長きにわたって開催してきました。

しかしながら、小体連と校長会で昨年度より何度も話し合いを行った結果、このたび両競技会につきましては、来年度からは開催しないというふうなことを決定した旨の報告を受けております。

理由といたしましては、1つは、2つの大会が競技内容が学習指導要領における体育科の目標と乖離してしまったのではないかというのが1つであります。2つは、児童数の減少によって、小規模校ではリレーの（終了のブザーが鳴る）編成ができないなどの同じステージで競い合うことが難しくなっているのではないかとということでございます。3つ目は、令和2年度から新しい学習指導要領が実施されることにより、小学校における英語教育の導入など時間数がふ

えるということで、大会に向けての練習、準備のための時間確保が難しくなったということでもあります。小体連あるいは市校長会が何度も話し合いを持って多方面から検討した結果でありますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

教育委員会としましても、今後とも校長会あるいは水連、陸協さんと連携を図りながら、各関係団体が主催する大会の参加を促すとともに地域人材を活用しての事業や学校体育の充実を通して、子供たちの運動への興味関心、あるいは運動能力の向上に向けて取り組んでまいりたいと……

○柏倉信一議長 教育長、答弁を中止してください。（「時間足りなくて申しわけありませんでした」の声あり）

鈴木みゆき議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号6番から8番までについて、3番鈴木みゆき議員。

○鈴木みゆき議員 一般質問をさせていただきます鈴木みゆきです。よろしく願いいたします。通告番号6番、本市の災害時における対策について。

(1)大規模停電時の対策についてお聞きいたします。

ことし9月7日から9日まで総務産業常任委員会の行政視察で山口県山陽小野田市に伺いました。そこで豪雨災害などの対策について視察をさせていただきました。本市でも大規模な災害が起きた場合、対策が必要と考え一般質問させていただきます。

2019年9月9日、台風15号が関東に上陸し、甚大な被害を爪跡として残していきました。ことし相次いだ台風の被害に遭われた皆様には、心からお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興を願っております。

9月5日に発生した台風15号は、関東に上陸

した台風としては最強クラスであります。海水温が高い海域を進み、エネルギーとなる水蒸気を大量に取り込み、そのまま東京湾を進んで9月9日、首都圏に上陸しました。北上している間も勢力は衰えず、神奈川、三浦半島を通過後、千葉市付近に上陸しました。交通機関が乱れ、被害なども相次ぎ、送電線の鉄塔が破壊するなどして約93万軒が停電しました。11日朝までに復旧したところもありましたが、鉄塔が2基倒壊したため長期間停電が続き、県民の生活を苦しめました。

本市における大規模停電に陥ったときをさかのぼりますと、東日本大震災のときではないでしょうか。2011年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源に巨大地震が発生しました。東日本の各地で大きな揺れを観測するとともに、海岸線に白い壁となって押し寄せた津波により多くの人命が失われ、日本各地に甚大な被害をもたらしました。同時に、山形県では鶴岡市、米沢市を除く全ての市町村が停電になり、情報が入ってこず、不安な夜を過ごしたのであります。

経済産業省提供の資料を見ますと、東北電力では3月11日の地震により、広域停電の概要をこのように記しております。供給支障電力約790万キロワット、地震前需要の約6割が停電、最大停電戸数約466万戸、停電領域として全域停電が青森県、岩手県、秋田県、ほぼ全域停電が宮城県、山形県、一部停電が福島県です。発生原因としましては、宮城県中部にある変電所近傍を中心とした27万ボルト送電線や一次変電所に短絡、地絡がほぼ同時に多数発生したことが原因です。短絡とは別名ショートのこと、電位差のある2点間が接触した状態のことです。地絡とは電気回路が地面に接触し、大地に電流が流れる現象のことです。

設備安全、保安確保のため短絡、地絡設備を系統から遮断、電力系統が当該変電所を境に北部と南西部に分離されたのです。それにより、

北部系統の広域停電が発生しました。米沢市に関しては、南西部から電力供給されていたため停電にならなかったものと思われます。その後の再発防止対策として、東北電力は50万ボルト送電線の早期運開、十和田北上幹線の運開を前倒しで行っています。短絡、地絡に強い50万ボルトの送電線が1ルート追加され、東北北部と南西部の連携が増強されました。それにより東日本大震災のときの停電再発防止策はなされたわけでありませんが、2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の大停電、ブラックアウトは、北海道で一番大きな変電所である苫東厚真火力発電所2号機、4号機が停止したことが原因です。

このように、発電所自体が被害を受けることもあり、日本全域で地震や台風上陸により送電ができず、いつまた大きな停電が起きるともわかりません。大規模停電が発生した場合を想定して、本市の対策はどのようになっていますでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 大規模停電が発生するということは、大変な事態であります。そういう場合を想定して地域防災計画の中で対策を講じるというようになっているところであります。具体的な内容については、総務課長よりお答えを申しあげたいと思います。

○**柏倉信一議長** 設楽総務課長。

○**設楽伸子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長** お答え申し上げます。

本市の災害時における停電対策につきましては、地域防災計画におきまして電力供給施設の被害を早急に復旧するために電気事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策へ市が協力し対応する電力供給施設災害応急計画を策定しており、この計画に基づき大規模停電時の対応に備えております。

あわせて、平成21年に東北電力と災害時の協

力に関する協定を締結しており、市内の災害情報の共有を図り、迅速な電力の復旧に取り組み、特に病院、市役所、消防署等の拠点施設への電力設備の復旧を優先的に実施し、災害復旧に迅速に対応してまいります。

また、災害対策本部機能を確保するため、市庁舎とハートフルセンターに自家発電機を設置しており、情報収集や県、国、関係機関等との連絡体制、支援要請などの初動体制を確立し、対応してまいります。

そのほかにも水道及び下水道施設と市立病院に自家発電機を設置し、ライフラインの確保を図っており、さらに備蓄品として発電機を設備し、避難所等の停電に備えております。

ただ、災害は多様な形で発生しますので、その状況に応じて関係機関が連携して停電復旧に取り組み、市民の不安を速やかに解消できるよう、対策を講じてまいりたいと思っております。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 地域防災計画にあるとおり、市役所は自家発電、病院など、優先して復旧するよう順位があるということですね。なかなか一般の市民の個人宅では対策というのが難しい問題です。ただ、国のほうでは災害時に活用可能な家庭用蓄電システム導入事業として太陽光発電を所持しているお宅に対して蓄電池整備を支援しているようです。オール電化の建物などは、このようなシステムを導入していくこともお勧めしていくべきなのかもしれません。

続きまして、(2)洪水警報について質問いたします。

2019年10月12日、また台風が上陸します。伊

豆半島に上陸した台風19号は関東を縦断して、13日には東北沖に達し温帯低気圧に変わりました。このとき一晩中降り続いた雨は、本市を流れている最上川の水位を上昇させたのです。最上川は一級河川に指定されています。一級河川とは、国土保安上または国民経済上、特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で、国土交通大臣が指定したものです。

国土保安上とは、万が一大雨による洪水や高潮などの水害が発生したときの人命や個人財産の損害を守る意味です。

最上川は、長さ229キロメートル、水系流域面積7,040平方キロメートル、国による水位観測所が県内に3カ所、山形市、新庄市、酒田市に設置されています。そこでは常に最上川に合流する二級河川なども含め、69カ所の観測をしています。そのうち64カ所が砂防情報システムに接続されています。県も2019年4月1日より県管理河川における危機管理水位計を新たに85カ所に設置し、市街地を貫流する河川等の観測を開始しました。寒河江市では今回、新たに熊野川に設置されたとのこと。本市も国や県と連携して河川の情報を共有し、対応していくのが基本だと思います。

本市では10月12日午後3時に台風19号の警戒に関する連絡会議を開催し、状況説明と今後の対応について協議の上、市内4カ所に自主避難所開設、午後8時19分、気象庁が洪水警報発令を出し、午後10時15分、災害対策本部を設置、避難指示を寒河江、八幡町、長岡山、山岸南地区、避難準備高齢者など避難開始を木ノ沢、白岩、醍醐、箕輪に発令されました。市民の安全を考えての素早い対応に当局の関係者に感謝申しあげます。

しかし、翌日の午前5時31分に気象庁は洪水警報を注意報に切りかえました。これは早過ぎました。なぜなら、前日の置賜地方で降り続いた大雨が最上川の水位を午前5時31分から時間

を迫うごとに上昇させ、警戒水位から危険水位に達するおそれがあったのが午前10時30分ごろでありました。

気象庁が発令したものではありませんが、本市としても注意をして観測していかななくてはならない問題です。当時の本市の対応をお伺いいたします。

- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 台風第19号の来襲の際の本市の対応状況ということでありますので、担当の総務課長から経過をお答え申し上げたいと思います。
- 柏倉信一議長 設楽総務課長。
- 設楽伸子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長

お答え申し上げます。

鈴木議員の御指摘のとおり、10月12日20時19分に山形地方気象台から本市に発令された洪水警報に伴い、最上川、寒河江川、沼川について、国及び県が公表している水位情報の監視を開始いたしました。その監視の中で、最上川が10月12日24時に水防団待機水位に達するおそれが出てきたため、皿沼地区、柴橋地区について、水防体制を配備し、水防団の待機及び河川の巡視を実施し、水位の状況や被害等について随時災害対策本部に報告を受け、情報確認をいたしました。

翌10月13日5時31分に気象台より本市に発令されていた洪水警報が注意報に切りかわりましたが、依然として最上川の水位の低下が見られず、引き続き水防体制をとり、監視を継続いたしました。

この状況について、今後の見直しを含め、最上川の管理者である国土交通省に情報を求めたところ、最上川上流の水位が低下しており、今後長崎観測所付近でも水位の低下が見込まれるとの情報を得ました。

同日、昼を境に水位が低下し始めたため、不測の事態に備え、連絡体制を維持し、対応でき

る体制をとりつつ、10月13日13時に水防体制を解除したところであります。

今後につきましても水防体制については、発令されている気象情報だけではなく、公表されている水位情報などを勘案し、対応を図ってまいります。

- 柏倉信一議長 鈴木議員。
- 鈴木みゆき議員 最上川は、丸2日雨が降り続いていても大丈夫な容量であるそうです。ですが、その容量を超えることも今後あるかもしれません。それは、今回の水位の上昇からも予測できます。置賜地方で降った雨、米沢市200ミリ、高島町250ミリ、もしこれに50ミリ追加して降れば、グリバーに水が入る状況と思われま

す。最上川の上流に降った雨は、1時間約10キロと言われており、寒河江市まで約8時間かかるそうです。いわゆる置賜地方に大量の雨が降れば、約8時間後に到達するのであり、5時間から10時間は警戒しなくてはなりません。このことを今後も十分考えていただきたいと思

います。続きまして、(3)危険箇所について質問いたします。

私が暮らしている島地区は、最上川のすぐ近くにあり、昔洪水を何度も経験している地区と聞いております。5年ほど前に堤防強化工事を約2億7,000万円かけ、国土交通省に工事していただきました。市民浴場下から皿沼下まで堤防は強固なものになり、地域住民は安心していますが、60年前からの堤防を守るための護岸が侵食している状況にあります。

護岸とは、川岸の侵食防止を目的とするかたい材料から構成されているもののことです。私が子供のころ、何十年か前は島地区から下流に向けコンクリートブロックがたくさんありました。そこでよく小魚を捕まえたり、父親と釣りをしたものです。ところが、その景色はさまざま変わりました。コンクリートブロックは流され、ところどころ偏って残っており、まばらです。

コンクリートブロックがないところは、土砂が崩れていました。そこから侵食が始まります。人が近づいて確認するにも、崩れ落ちており危険でした。

そこで、例えば寒河江市でカメラつきのドローンを整備し、調査するのはいかがでしょうか。市内の危険な箇所を写真におさめ、常に把握し、国や県に要望すべきと思いますが、見解を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 台風第19号、全国各地で河川の氾濫、堤防の決壊などが生じて、甚大が被害があったわけでありますけれども、寒河江市管内の最上川については、先ほどお答えしましたとおり、洪水警報が発令されて、水防体制を配備して、堤防の巡視などによって確認を実施して、幸いにも大きな被害ということはなかったわけでありますが、ただ、議員御指摘のような護岸の侵食等の危険箇所については、防災・減災の観点からも多少大小にかかわらず早急な対応が必要だと思っているところであります。その危険箇所の把握については、やはり場所によっては土砂崩れ、人が立ち入りにくいというような場所も想定されますので、そういったところは危険が伴ってなかなか安全が確保できないというようなケースもあろうかと思っておりますので、そういったときはドローンの活用などというのは有効な手段ではないかと思っております。そういったことから、今後はドローンの活用について、いろいろ調査をして研究をしていきたいと思っているところであります。

最上川は、先ほどありましたけれども、国直轄の河川でありますし、また県管理の土砂災害警戒区域の危険箇所などもあるわけでありますので、そういったところについては県あるいは国から対応していただくということになりますから、そういったところの情報収集などもして、関係機関に要望していくということにしてまい

りたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ありがとうございます。

幾ら堤防が強固でも守る護岸がなくなれば危険です。もし島地区の堤防が決壊すると、最上川の濁流は島から西浦と皿沼方面へ流れ、さらには日田地区にまで到達するものと予測されます。寒河江市全体が被害に遭ってもおかしくないエネルギーを持っている川だと思います。堤防を守るための護岸を国土交通省で整備していただくよう常に要望していくことをお願いしておきます。

(4) 市民の防災意識について質問いたします。

ことし配布された洪水ハザードマップにより、市民は自分の土地が水害に遭うような土地かどうか確認したと思っておりますが、それで終わってしまっているのではないのでしょうか。11月の議会報告会でも市民の方から「洪水ハザードマップは見たが、それを地区の皆さんと確認し合うのも必要ではないか」とありました。市民の意識を高めるためにもさらに今後注意を促すような対応を考えていますか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議会報告会でそういう市民の皆さんから御意見が出たというのは、それはそれで大変いいことだと思っております。台風19号のお話を申しあげましたけれども、そういうことは特に台風、大雨など、被害がありましたから、大きな被害がない寒河江の市民の皆さんも、防災ということに対しては今まで以上に大きな関心を寄せているのではないかと考えております。寒河江市では御案内のとおり、ことしの3月に県から寒河江川・沼川水系の浸水想定区域というのが公表されまして、この内容をもとにして水害の危険性、避難に関する情報を記載した洪水ハザードマップというものを9月に作成して、それを全戸配布して、説明会もさせていた

だいたところであります。御自身が住んでいらっしゃる地域の災害発生リスクというものを認識していただいたというふうには思いますけれども、御指摘のとおり、そのハザードマップの配布、公表だけという一過性で終わらないように、ハザードマップの有効活用、認知度を高めていくという取り組みは大変必要だというふうに思います。

そして、市民の皆さんの防災意識を高めていくことと同時に各地域の特性に合わせた対策というものも重要になってくるんだと思いますので、各地域地域によって想定される災害についての説明会の開催というものもしていかなければならないと思っていますところでもあります。そのためにも町会、あるいは自主防災組織における地域内の危険箇所、あるいは避難経路などの確認とか、さらには災害時の対応を事前に協議するという事など、それぞれの地域における災害時の対応マニュアルというものを整備していく必要があると思っていますところでもあります。そういう取り組みを地域の皆さんと一緒にやって議論をしながらつくっていくということがまたコミュニティーのつながりにもなっていくんだと思って、それが地域の防災力の強化になっていくと思っていますので、そういう取り組みをこれから大いに進めていきたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ありがとうございます。

やはり自主防災組織の訓練に出席していただいたり、地域の皆様との情報交換、それが有事の際の助け合いに一番つながるのではないかなと私も思います。今後も市民の皆様が防災意識の向上につながるように促していただきますようお願い申し上げます。

続きまして、(5) 防災ラジオについてお伺いいたします。

市内には防災無線が設置されております。た

だし、台風や豪雨災害のときは家の中まで防災無線が聞こえないこともあるかと思えます。

行政視察をさせていただいた山口県山陽小野田市では、防災用のラジオの購入を勧めておりました。1台9,000円のラジオを市が7,000円負担し、2,000円で提供しておりました。ふだんはラジオとして利用でき、有事の際は自動的に電源が入り、市からの情報が直接伝えられるというものです。本市でも防災用のラジオを取り入れてみてはどうでしょうかと考えますが、いかがでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 災害時に市民の皆さんへの情報提供、情報発信というのは、避難情報の発信、発令などによって避難所へ誘導するという事も含めて人命にかかわる問題でありますから、あらゆる手段を講じて市民の皆さんに災害情報を提供していくということが必要であります。

御指摘のとおり、現在、寒河江市では防災行政無線によって屋外拡声器、さらには戸別受信機も防災行政無線がありますから、それによる広報、それから速報メール、要するにエリアメールなども使っております。さらには広報車、ホームページなどのさまざまな伝達方法を多重的に用意して情報発信を実施しているという事でもあります。

その中で防災行政無線については、全国瞬時警報システム、Jアラートの緊急一斉放送による伝達、さらには避難情報の発信等の災害対策に大きな役割を果たしていると思っています。

しかし、御指摘のとおり、屋外での拡声器による情報伝達でありますから、住宅の環境とか、気象条件などによって大変聞きにくいというような御意見も我々のほうにもいろんなところからいただいております。そういった難聴地域の解消、さらには聞き取りにくかった直前の防災行政無線の放送内容などを電話を利用して聞くことができるテレホンサービスというものも用

意しております。あえて言いますけれども、電話番号が0237-85-5810というところであります。そういうことも活用していただきたいと思えます。これだと聞き逃してもここに電話をすれば、今、防災行政無線で何をしゃべったかというのが聞き取れるということであります。

議員からは、防災ラジオの導入はどうかということでもありますけれども、今申しあげましたとおり、なかなか防災行政無線の聞き取りにくい、あるいはそういった屋内にいるとなかなか聞き取れないというようなケースもあるわけがありますので、他の自治体などで導入している、先ほどお話ありました山口県の山陽小野田市の例などもいろいろ調査をさせていただいて、より効果の上がる情報発信、効果的な情報発信方を検討していきたいと考えております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 防災無線が聞こえないときのテレホンサービス、0237-85-5810。こちらのほうですね、知らない方が多いと思えますので、ぜひお知らせしていただきたいなと思えます。

やはりいろんな手段で、エリアメールや防災無線にかかわらず、いろんな多重的に発信していただくことが一番重要だと私も思っております。市民の皆様の中で選択肢の一つとして、この防災ラジオというものもあったらいいのかなというふうにやはり思いましたので、可能な限り御検討いただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

続きまして、通告番号7番、本市における宅地開発事業の推進についてお伺いします。

寒河江市の人口動態のうち、社会動態では平成17年から28年までの12年間は転出超過となっておりましたが、平成29年と30年は転入超過となっております。これは、本市独自の住宅建築推進事業補助金や子育て定住住宅建築事業補助金の制度が功を奏していることなどが要因であると思えます。加えて、ここ数年盛んになって

きている民間の不動産業者による優良宅地の提供が定住したい方の受け皿となっている面も大きいと思っております。

本市では、民間ディベロッパーが行う一定規模以上の宅地開発事業に対し、補助金を交付し、宅地開発を奨励しておりますが、時宜を得た施策であると思っております。

さて、本市が平成29年3月に策定いたしました寒河江市都市計画マスタープランの土地利用構想図の中で、5カ所の住宅地として開発すべき箇所が示されております。いずれも事業主体は民間開発とされています。その中で南部地区では良好な立地条件を活用した新市街地の形成として古河江、島東地区が指定されており、人口減少の対応として三条地区がそれぞれ指定されております。また、西部地区では工業団地、就業者の受け皿、人口減少の対応として高松駅南側が指定されております。ほかに市立病院南側のエリアと西根下川原のエリアが住宅地として示されております。

住宅地として開発すべき地区として示されているこの5カ所のうち、市立病院南側のエリアと西根下川原のエリアは、用途地域内であり、宅地開発は可能ですが、古河江、島東地区、三条地区及び羽前高松駅南側の区域は現在農業振興地域の農地として指定されており、農地転用許可を受けることができず、宅地開発は不可能です。

マスタープランの地域別構想の中では、南部地区の主な取り組みの一つとして、三条地区及び古河江、島東地区については、民間による新たな宅地開発の誘導、西部地区では羽前高松駅南側の区域への住宅地開発の誘導とあり、市が今後積極的に民間による宅地開発を誘導し、推進していく姿勢が示されております。

(1) 宅地開発を進めるには、本市の土地利用計画を見直す必要があると思えますが、今後具体的にどのような手順によりこれらの構想を

進めていくのかお尋ねいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問にあります住宅地の土地利用計画については、都市計画マスタープランの中で5つの地区について住宅地としての土地利用構想を示しているわけでありましたが、今、御指摘のとおりであります。その中で陵南地区については、用途区域内ということもあって、民間開発による宅地化が進んでいるわけでありまして、他の3地域については、用途地区外ということになっているわけでありまして、現時点では民間開発による宅地化は進んでいないわけ、御指摘のとおりであります。

ただ、私どもは将来的な構想として都市計画マスタープランとして示しているわけでありまして、今後の社会情勢の変化、さらには土地利用状況などを踏まえて必要に応じて用途地域の変更について検討して、そういう計画の実現に向かって進めていくという考えであります。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 必要に応じて状況を見ながら検討していくということでありありがとうございます。

続きまして、(2) 今後の都市計画の見直しや都市基盤施設の整備はこの都市計画マスタープランに基づいて進められることになる重要な計画であると認識しておりますが、その重要性について御説明願います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたが、都市計画マスタープラン、寒河江市のまちづくり、都市計画の指針であるわけでありまして、平成29年3月に見直しをさせていただきました。この見直しに際しましては、市民の皆さんからのアンケートをとったり、また、地域のワークショップあるいは意見交換会など、何回もしていただいて、多くの市民の皆さんから参加をしていただいて、知恵を結集してつくっていただ

いた経過があるわけでありまして。そういった意味で、これから人口減少社会というものが進んでいく、あるいは少子高齢化が進んでいくという中で寒河江のまちづくりがどうしたらいいのか、社会構造の変化にどう対応したらいいのかということで、皆さんが議論して作り上げていただいた計画ということで、そういう意味では我々にとっても大変重要な計画であると認識をしているところであります。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 平成29年3月に市民の皆様からアンケートをとって、見直しをして、そしてそれを集結して本市の都市計画の基礎であると認識いたしました。

続きまして、(3) このマスタープランの計画期間が平成37年度になっていますが、現在までの進捗状況と今後の6年間の中でこれらを実現していくことと理解してよろしいでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 改めて申しあげるまでもないかもしれませんが、この都市計画マスタープランの計画期間というのは、平成29年度から令和7年度までということで、9年間を設定しております。途中で見直しをして今のマスタープランができ上がっておりますので、9年間という期間になっているわけでありまして、現在策定から3年目となっております。これまでの計画の進捗状況ということを申しあげますと、1つには市立病院前の都市計画道路山西米沢線の整備、さらには寒河江駅南地区における現況の土地利用を生かした用途地域の変更などがあるわけでありまして、また、住宅地としては陵南地区の民間開発による宅地化が進んでいるというふうになっているところであります。

令和7年までの都市づくりの目標、方針、施策、方向性ということに示しているわけでありまして、我々としては令和7年度までということよりもその先、将来の寒河江市、少な

くとも30年先ぐらいまでの先を見通したまちづくりの設計図であるというふうに思っているところでもあります。

先ほど来申しあげましたが、足かけ3年にわたってさまざまな議論をいただいて、検討をいただいたプランでありますので、この計画の実現に向かって市民の皆さんとともに取り組んでいきたい、そして理想のまちづくりに向かって進んでいきたいと考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 この先、30年先を見通した社会動態の様子を見ながら、見直しをしながらプランを実現していくということがわかりました。

続きまして、(4)寒河江市の都市計画マスタープランで住宅地として開発すると位置づけられている以上、古河江、島東地区、三条地区、羽前高松駅南側の地域を用途地域に拡大するということはあり得るのでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいまの御質問については、個別具体的なお話でありますので、建設管理課長のほうからお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 土田建設管理課長。

○土田理一建設管理課長 お答えいたします。

御指摘の都市計画マスタープランにある3地区の住宅地、高松地区、みずき団地南地区、南部地区でございますが、現在は用途地域外となっております。

御質問のこの住宅地3地区を用途地域へ変更し、宅地化ということだと思いますが、先ほどの市長の答弁にもございますように、用途地域である陵南地区の宅地開発が現在も民間開発により進められておりますので、当面は現在の用途地域における住宅地の開発状況、宅地化などの動向によっては必要に応じて用途地域の変更について検討することとしております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 現在の住宅地開発のほうがあ

れぐらい進むか様子を見ながら検討していくということだと思いますが、続きまして、(5)寒河江市の都市計画マスタープランの中で民間による宅地開発を誘導する区域として示されている5カ所について、宅地開発する場合、雨水と汚水の排水処理が必要となりますが、開発区域外におけるこれらの整備について、寒河江市において対応されますか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この件も建設管理課長のほうから具体的にお答えをしたいと思います。

○柏倉信一議長 土田建設管理課長。

○土田理一建設管理課長 お答えいたします。

現在、宅地開発につきましては、寒河江市開発指導要綱に基づき進めているところでございます。雨水と汚水の排水処理でございますが、宅地開発区域内につきましては、雨水は地下浸透処理、汚水は公共下水道への接続とし、開発者により整備していただいております。

御質問の開発区域外における整備でございますが、開発者と協議を行った上で、本市の寒河江市雨水排水処理基本計画などに基づき市で整備を行っていくことになると考えております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ありがとうございます。

農業振興地域は、法律に基づいて国が基本方針を定めて、都道府県の基本方針の中で長期にわたり農業振興する地域として指定されているので、農地転用は原則禁止とされています。ただし、農用地等以外の用途に利することが必要かつ適当であって、農業経営を営む担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすことなく、土地改良事業などの工事が完了した翌年度から8年が経過していることなどの要件を満たす必要があります。手続としては、民間が手続する場合でしょうか、市で除外申請を受け付け、関係機関への意見協議及び県への事前協議を経て、市民の皆さんへ公告を行い、その後、県へ

の協議を行い、決定公告を行えば除外完了となります。

以上のような複雑な手続と協議を重ねて民間が主導で開発するようにしている、ところが、それにも民間にできる限界があるものと思われます。小さな開発では人口減少や新たな市街地の形成とまではなかなか届かない、人口減少や寒河江市中心部の空洞化が進む中、これまでの行政主導による区画整理事業等の必要性が低くなっていると判断されているのはわかりますが、宅地開発のニーズがあるとすれば、行政も民間が開発できるように誘導していくことが必要だと思います。少しでも東根市や天童市へ子育て世代が住宅を建てて転出していくなどの歯どめになればと思います。特に寒河江市の南部地区は、左沢線の南寒河江駅の近く、お子様が通学するにも大変便利な地域です。子育て世代の定住・移住の促進につながるものと思います。住みやすい地域である南部地区は、ぜひ都市計画マスタープランのとおり、構想を実現していただきたいと思います。

続きまして、通告番号8番、視覚障がい者のための歩行誘導マットについてお伺いします。

(1) 公共施設への設置についてお尋ねします。

昨年、ハートフルセンター1階の入り口から受付まで視覚障がい者のための歩行誘導マットが設置されました。これにより視覚障がいがおありの方も安心して歩くことができるようになりました。本市の対応に感謝申し上げます。

ただ、毎月1回開催されます視覚障がい者の集いは2階で開催されており、残念ながらエレベーター前から会場までとトイレまでマットが敷かれていない状態であります。ぜひエレベーター前から会場へ、そしてトイレまでの誘導マットの設置をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問をいただきました視覚障がい者のための歩行誘導マットについては、視覚障がい者団体の皆さんから御要望を受けまして、昨年8月にハートフルセンター1階部分に西側入り口より総合受付まで設置をしているわけです。昨年設置した段階では、行政機関内で設置されたのは県内で3番目だそうでありました。その後、県内でも各施設において順次整備されてきているようで、大変我々としてもうれしいことだと思います。

今の御質問は、さらに今、設置をしたマットをさらに延長してほしいということでもあります。市としても第3次の寒河江市障がい者基本計画に基づいて地域で支え合うバリアフリー社会の実現に向けていろんな対策を講じているところでありますので、公共施設のバリアフリー化などについては、率先垂範してやっていくということが必要かというふうに思います。そういう意味で、今後検討を重ねていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ぜひ御検討をお願いします。

山形市も歩行誘導マットを導入しています。また、山形空港や県の議事堂南棟にも視覚障がい者の歩行誘導マットが導入されました。

障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されました。公共施設でも視覚障がい者が自立歩行できるように支援が進んでおります。「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、差別の解消を推進することを目的とします」とあります。ぜひ本市も、障がいのあるなしにかかわらず、差別のない、誰もが住みやすい寒河江市となつていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号9番、10番について、2番太田陽子議員。

○太田陽子議員 この秋、私たちが今までに経験したことのないような豪雨や何度も上陸する大型の台風の災害など、被災された方々に心よりお見舞いを申しあげます。被災された方が一刻も早く希望を持って、安心して生活できる支援の拡充をすぐに進めてほしいと願っています。また、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。

この経験で学んだことは、最大の使命は市民の命をどう守るかということだと思いました。

私は、日本共産党とこの通告に関心を寄せている市民を代表して質問を行います。

通告番号9番、子育て支援についてです。

10月より幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳児までの保育料は無償になりましたが、反面、保育所では副食費として月4,500円ほど保護者が負担しております。

厚労省は都道府県向け説明会で、無償化によって不要になった自治体独自の軽減財源も活用し、副食材料費の負担増への対応を求めています。無償化により寒河江市が独自に負担していた部分に国や県の負担が入ることで市の財政負担が軽くなるということです。幼児教育・保育の無償化により、自治体の、寒河江市の保育料軽減費用について、寒河江市ではどのぐらいの額があるのでしょうか。お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の幼児教育・保育の無償化に伴ってこれまで寒河江市が負担をしていた部分というのが軽くなるのではないかと、軽くなるのはどのぐらいかという率直なストレートな御質問でありましたが、想定される制度上の部分というと、1つは民間立の保育所、それから認

定こども園などの部分について支援していた部分で市が負担していた部分、それが今回の10月からの制度によって、その部分が市が少なくなる部分が1つあるわけですね。前の制度と今の10月からの制度での差で市の負担部分の差というのが浮いてくるのではないかとというのが1つあります。

それから、幼稚園の就学奨励費の補助金というのがありまして、これも負担しなくていいということで、その負担分も浮いてくるのではないかと、軽減されるのではないかとということでもあります。

それから、御案内のとおり、生計を一にする子供さんのうち、第3子以降の多子世帯について寒河江市では第1子の年齢制限は設けなくて免除するというので、市の単独の負担をしているわけでありまして、その部分があるのではないかと、こういうことでもありますけれども、ただ、今申しあげた市の今まで負担していた部分というのは、今年度は御案内のとおり、今年度は国が全部見ますというふうに言われているんですけども、来年度以降については果たしてそれが継続するかどうかということになると、要するに具体的に申しあげると、来年度以降、交付税措置の部分がどの程度措置されていくのかということについては、現時点ではまだ不透明な状況になっております。

そして、もう一つは、市立保育所については、保育料をいただいて残った分を市で負担していただきましたから、保育料をいただかなくなった部分について、これが全部面倒を見ていただいて、今年度はね。保育料をいただかない部分、10月からいただかないわけですから、その部分は国で面倒を見ていただくということになっているわけなんですけど、それを交付税措置でしていただくということになりますけど、その部分についてもなかなか不明確な状況にあります。

それから、もう一つ申しあげると、年収300

万相当以下の世帯に対する副食費というのを免除していますよね。減免しているわけですが、それを市が負担するということになりますから、その部分についても新たに発生するということになるんですね。そういうことがあって、なかなかどのぐらいに具体的に負担が軽減されていくかということについては、現時点ではなかなか不明な点が多いので、何ぼ何ぼです、何千万ですという御回答はなかなかできない情勢であります。それがいつごろまでできないんだかということについては、やっぱり1つは年度末、来年度予算編成、国のほうで固まりますね。地方財政措置対策などが明確になっていく、そして交付税措置の内容なども明確になっていくことの時点であればある程度はつきりしてくるというふうになるかと思っているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 まだ不確定な要素が多くて金額は示せないということですね。

それでは、次なんですけれども、今、幼稚園や保育所に通って、360万円以下世帯でないという世帯で副食費を払っている児童数とその児童数掛ける副食費の総額はどのぐらいになるかというのを伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 10月1日現在で1,257名のよい子の皆さんが保育園や幼稚園に入所をしています。1,257名、10月1日、そのうち3歳から5歳までの子供たちは967名、3歳から5歳、967名、そのうち副食費を負担していただいている子供たちは625名でありました。率にして64.6%であります。これ以外の342名、35.4%の皆さんは年収360万円未満の世帯及び第3子以降の子供さんということで、副食費は免除になっていたわけでありました。

人数がわかりましたから、あとは副食費を掛ければ数字が出るということですが、寒河江市

では御案内のとおり、1カ月4,500円いただいている。ただ、市内の幼稚園などでは4,000円程度ということで、保護者の皆さんから御負担をいただいている。ばらつきがあるということになっているわけですね。計算上、仮に4,500円の単価として掛け算をしますと、年間で約3,400万円、総額としてそういうふうに想定されると、こういうことであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 625名の子供さんが、今副食費を払っているということになるということですね。ほかの市町村の例なんかも見ますと、秋田県なんかでは、もう半分の自治体が無料化を決定しています。県内でも尾花沢市はこの軽減費用とかも考えずに、副食費は無料化を表明しています。やっぱりこの払っている方が多いのはわかって、年間3,400万円というのもちよっと多いなとは思いますが、でもやっぱり保育の無償化を進めて、今後国のほうでもどういうふうに対策を組んでくるかまだ未定なところもあるということなのですが、やっぱり副食費の無料化もきちんと行うということで寒河江市の子育て支援をするということを考えていけないかと思います。市長の御見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 副食費の無料化という御質問がありますが、この御質問はことしの6月定例会で古沢議員から一般質問をいただいたわけでありました。その際にも御答弁申しあげましたが、先ほどちらっと申しあげましたが、保育所については4,500円いただいているので、均一にいただいているわけですね。ところが、それ以外の民間の幼稚園、認定こども園さんなどについては4,000円というところが多いようでありましたけれども、内容も違う、額も違う、また回数も違うなどということがあって、一律に全額無料とすることが果たして公平性の観点からどう

かというような御答弁を前に古沢議員の御質問に対して申しあげたことがあるわけでありませけれども、今でも我々の考えにはそういうところもあるというふうに思います。

そういう課題があるということではありますが、ただ、先ほど御指摘のとおり、なかなかこっちで制度が改正になって、その分金が浮いたからそっちに回したらいいんでないかということだけではなくて、寒河江市の場合は御案内のとおり、小中学校の給食費について半額を無料化している、半額にしているということがあります。そういったことも全体の子育て支援の観点からどうしていくのかということも考えていかなければならないというふうに思います。

ただ、先ほど来申しあげておりますとおり、これはやらないというふうに申しあげているわけではなくて、現在なかなか不明な点が多いので、来年度以降の無償化に伴う制度設計がはっきりした段階でそういう判断を、事業を取り組んでいくことになろうかというふうに今思っているところでもありますので、そういう財源なども含めてはっきりした段階で副食費の助成について検討していきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 制度が始まってすぐということもあると思います。でも、ほかの市町村は即決断して実施しているということもあります。ぜひやっぱり寒河江市でも10、11、12と3カ月してほかの寒河江市の保育所は事務手続は全部市のほうでやるということですが、ほかの民間の保育所では4,500円、4,000円の徴収で職員の手間が多くなっていると、事務の手続が多くなるとかという話もお伺いしますので、ぜひ今まで保育料にはまっていたお金を、それだけ出すというのもちょっとおかしいと私は思います。ぜひ決断していただき、子育て世代の生活をもっともっと応援してほしいと思います。

次、通告番号10番の健康寿命の延伸についてお伺いします。

今回の厚生文教常任委員会の行政視察で健康寿命の延伸について考える機会を与えていただきました。山梨県では、高齢になっても地域とのつながり、世代を超えた交流など、健康寿命には欠かせない要素になっているのではないかというお話がありました。寒河江市でもさらに健康寿命を延伸するため、健康さがえ21の見直しとかを行いました。やっぱり地域とのつながりなど、多くの施策が必要だと思います。

70歳を超えた方の半数が加齢性の難聴と推定されています。難聴になると、家庭の中でも社会の中でも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会が減り、引きこもりやすくなり、認知症との関連も指摘されています。

2017年、国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会が、認知症の約35%は予防可能な9つの要因により起こることが考えられる、その中では難聴が最大のリスク因子であると発表されています。難聴者、高齢者の聞こえの支援拡充は、生活の質を向上させることや健康寿命の延伸を促進する意味でも大変重要な課題だと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 耳が不自由になるということは、御指摘のとおり、これまでの日常生活に大変支障を来す状況になるわけでありませるので、健康寿命の延伸などにも大変大きな影響があるということで、我々もそういう認識を持っているところでもあります。現在、寒河江市におきましては、そういう耳の不自由な方、難聴者の方に対するいろんな支援をさせていただいています。補聴器の購入支援などもその一つであるわけですが、1つには補装具給付事業というのがございまして、障害者総合支援法による資金制度になっております。これは対象となる方は、身障者手帳をお持ちの方ということになってお

りますが、該当いたしますと補聴器の購入経費について利用者の方の負担は原則1割という制度であります。

それから2つ目は、子供さん、難聴児の言語習得時の発達支援、それからコミュニケーション向上の促進などを目的とした軽度あるいは中程度、中等度というんですかね、難聴児補聴器購入支援事業というのがあります。これは、障害者手帳の交付対象とならないような軽度あるいは中等度の18歳未満の方、その保護者に対する支援でありますけれども、が対象となるわけです。いろいろ補聴器の種類によって基準度が設定されているわけでありまして、助成する割合、補助割合は購入経費の3分の2程度というふうになっております。

そういった意味で健康寿命の増進のための介護予防、それから認知症予防などためには引きこもらないようにしていくということも大変大事であります。社会参加を促すためのいろいろな支援というものを引き続き充実をしていきたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 障害者手帳を持っている方への対応、あと子供の中程度の難聴に対する助成というのはわかりましたが、高齢者の70歳代の男性の23.7%、女性では10.6%、80歳代では男性は36.5%、女性は28.8%の人が難聴者になっていると言われております。やっぱりこの原因として、動脈硬化による血流障害が原因と考えられるということもありますが、さらにストレスや睡眠不足、騒音、運動不足などがやっぱり挙げられるということで、今、市長がお話しされたように、体を動かすこととか、外に出ることがやっぱり重要なことではないかと私も思います。やっぱり障がいまで至らない難聴者の補聴器の使用ということで、それで認知症につながらないように、聞こえのバリアフリーというのが大切だと今言われているところなんです。

それで、ぜひ補聴器を使用してみたいという方が多いんだけど、その使用できない理由というのが、やっぱり高い、高額なことが一番の原因だそうです。あと、調整の難しさ、聞こえがよくなればすごい効果は見られるのだけれども、やっぱり高額なこととかが使用に踏み切れないという方が多いと聞いております。それで、ぜひ障がいまで至らない加齢性の難聴者の方の生活の質の向上につながるよう、補聴器の購入補助制度の導入などをお願いできないかと質問いたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどお答えしました2つの補助制度などについては、御指摘のとおり、高齢者の軽度あるいは中程度難聴の方は対象にならないというふうになっているわけでありまして。そういった皆さんについてもぜひ引きこもらないで社会参加してほしいと思うわけでありまして、そのための介護予防、健康増進、健康寿命増進のための介護予防、認知症予防などの対策については、御案内のとおり、寒河江市でもさまざま取り組んでいるところであります。ふれあい元気サロン、あるいは老人クラブ、シルバー人材センター運営の支援、それから元気高齢者づくりのポイント制度などもいろいろ取り組ませていただいて、高齢者の生きがいづくり、社会参加を促す健康寿命の増進などに取り組んでいただいております。いきいき100歳体操なども週1回以上行っている団体が年々増加をして、現在24カ所でやっていただいております。そういった自主的な取り組みをしていただいている状況にあらうかというふうに思います。

御質問は、高齢者の加齢によって難聴の方のそういう意味での支援をどうかということでありまして、ただ、確かにおっしゃるように高額であって、なかなか自分に合わないというのがよくお聞きするところであります。そういった中で新しい支援制度などをつくったとき

にそういった方々でもうまく活用していただけるかどうかなどについて、いろんな例なども先進的な取り組みなども調査させていただいて、また国や県の動向なども注視しながら検討をしていきたいと考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 現在、難聴者の高齢難聴者というか、難聴者全体だと思えるんですけども、14.4%しか補聴器をつけていないという推計もあるそうです。これは日本補聴器工学会というところで発表しているんですけども、やっぱり理由の一つは補聴器の価格、補聴器は3万ぐらいから35万ぐらい以上のものがあって、平均では15万円ぐらいだそうです。やっぱり価格が高過ぎるという声があって普及しないという現状があるそうです。

この質問をするに当たり、私もちょっと補聴器をつけてみました。耳かけ式のこういうので、耳の中にこう入れるので、入れてみて、どのぐらい自分が音が聞こえるかというのをタブレットでピー、ピーとか鳴るので、こんなふうにして、検査して、それで調整してもらって、そして、最初周りの音がちょっとうるさかったんですけども、「ちょっと周りの音うるさい」と言う調整して、相手の声がすごいクリアに聞こえていて、以前補聴器をつけていられない人の理由が機械音だけ聞こえて人の声が聞こえないというのが私の知り合いなんかでもよく話していたんですけども、今はすごいクリアに聞こえていて、ただ、その補聴器、お値段が39万円でした。やっぱりこれを考えると年金生活をしている方などは本当に高ねの花、絶対値段的なもので無理だというふうなことになると思います。障がい者になる前の段階の人たちの補聴器をやっぱり今後考えていかなければならない問題でないかと私は思います。

ぜひ、ほかの市町村の例では4万5,000円ぐらいの補聴器を現物支給するなどということも

あって、月1回の調整に来るよにということで、やっている江東区などあります。ぜひいろんなことを研究させていただいて、認知症にならず、体を動かしていればいいという問題でも、何か耳の聞こえの問題ともまた違うような気がします。だから、健康になって耳がちょっと衰えても健康でみんなと交わって楽しく生活できるような環境づくりを目指してほしいと思います。ぜひ考えていただけるようお願いして質問を終わります。

伊藤正彦議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号11番、12番について、7番伊藤正彦議員。

○伊藤正彦議員 寒政・公明クラブの伊藤正彦でございます。

いよいよ厳しい冬が到来しようとしています。台風19号を初め、多くの自然災害で被災された方々は、いまだ復興途上にあります。皆様には心よりお見舞いを申しあげるとともに、一日も早く通常の生活に戻られることを願ってやみません。

本市においても、6月5日の大雨、強風、降ひょうに続き、10月12日の台風19号でも少なからず建物や農作物の被害が発生しました。台風19号に際しては、避難勧告、避難指示も出されております。これらのことを踏まえ、通告番号11番、危機管理について質問させていただきます。

まず、避難場所、避難所等についてお伺いをします。

現在、寒河江市内の避難場所、避難所は新なか保育所ができたことで52カ所となっております。これらの避難所一つ一つについては伺うことはいたしません。仮に市内全域に避難指示が発令された場合、これら52カ所の避難所で収容はできるのかどうかお伺いします。

福岡や千葉では、避難指示を出したはいいけれども収容できなかったという事例も発生しております。寒河江市は大丈夫なのでしょうか。できないとすれば、どの地域が収容困難なのかお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 避難場所あるいは避難所の収容について御質問をいただきましたが、総務課長のほうから具体的にお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 設楽総務課長。

○設楽伸子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長
お答え申し上げます。

避難場所、避難所につきましては、寒河江市地域防災計画において、指定緊急避難場所と指定避難所を指定し、場所や収容人数を定めております。指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設もございますが、伊藤議員の御質問のとおり、全部で52カ所指定しております。

公園やグラウンド等の屋外施設である指定緊急避難場所としましては、1人当たりの収容面積の目安を2平方メートルとし、48カ所に16万4,985人が収容可能となっております。

また、一定期間避難生活をする屋内施設の指定避難所につきましては、平成14年度に山形県で調査した山形盆地断層帯被害想定調査によって、冬期の夕方に震度6強から7の地震が発生した場合、5,317人の避難所生活者が想定されており、これをもとに1人当たりの収容面積の目安を4平方メートルとし、30カ所で6,076人が収容可能な人数となっております。

仮に市内全域に避難指示が発令された場合でも避難された市民全員を指定緊急避難場所に収容することは可能であり、屋内施設である指定避難所でも数字上は収容可能でございますが、人口が多い市内中心地域においては、収容可能な人数を超える市民が避難される場合もあるかもしれません。近年の被害状況を踏まえ、指定

避難所として使用可能な公共施設の検討や民間の施設使用も含め、早急に検討する必要があると考えております。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 今のお答えですと、屋内でもこれまでの計算上は収容可能ということですが、今、実際に収容できなかったという事例も全国的に見ると発生しておりますので、総務課長が言われたとおり、今後よく検討していただきたいと思います。

10月12日の台風19号は、東北の宮城県、福島県、岩手県を初め、関東地方から長野県、静岡県と各地に甚大な被害を及ぼしました。亡くなられた方は約100人に上ります。心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方にお見舞いを申しあげたいと思います。

幸いにして山形県、そしてここ寒河江市では人的被害はありませんでした。しかし、家屋のトタンの剝離や倒木といった被害が数件ありました。高松の日吉神社の倒木は記事にもなりましたので、皆さん記憶されていることと思います。しかし、全体的に見ると、本当に山形県、そして寒河江市は災害に強いいいところなんだと改めて寒河江に住んでよかったと思ったのは私だけではないのではないのでしょうか。

さて、台風19号に際しての市当局の対応を振り返ってみますと、先ほど鈴木議員も一部触れておられましたけれども、前日の夕方から各課の応急対策の確認に始まり、当日の12時に第1次配備、17時には自主避難所を市内4カ所に開設、22時には災害対策連絡本部を、その15分後には災害対策本部を設置しました。23時30分には警戒レベル4、避難指示を寒河江、八幡町、長岡町、山岸南地区に、警戒レベル3、避難準備高齢者等避難開始を木ノ沢、白岩、醍醐地区に発令しました。そして、22時15分にはなか保育所と白岩小学校が自主避難所として追加開設準備を始めました。

これらの当局の対応を振り返ってみますと、当局の対応は迅速であり、かつタイムリーな措置であったと私としては評価したいと思っております。そして、消防団の団員の方々を含めて夜を徹して避難所運営、地域の見守り、警戒に尽力されたことに改めて御苦労さまでしたと申しあげたいと思います。

参考までに申しあげますと、今、自衛隊のスタンスは早目早目に空振り覚悟ということだそうです。兆候があればいつでも対応できるように準備を進めます。突然の災害にも対応できるように平時から準備をしています。ただ、自衛隊は都道府県知事の災害派遣要請がなければ出動できませんので、どこかであったように給水部隊が引き返したという事態にもなりかねません。とはいえ、今の時代、対応が早くて評価されこそすれ、非難されることはないのではないのでしょうか。決してオオカミ少年になることは昨今の被害の状況を見る限りないと思います。ちゅうちょすることなく決心して、実行に移すことが肝要かと思えます。そういった点では今回の対応は、やるべきことをやった結果として人的被害がなかったというふうと考えて適時適切な対応だったと思えます。

さて、質問ですが、私は寒河江に戻ってきてから7年になりますけれども、その間に避難勧告や避難指示が出された記憶はありません。本市において、過去に避難勧告、避難指示を出した実績はあるのか、あるとすればどういう状況下で、また実際に避難された方は何人おられたのかお伺いします。

- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 本市における過去の実績でありますけれども、総務課長からお答えしたいと思います。
- 柏倉信一議長 設楽総務課長。
- 設楽伸子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

これまで避難勧告等の避難情報発令した実績につきましては、平成25年7月18日からの大雨による醍醐地区の田沢川の土砂崩落による氾濫によりまして、付近の3世帯に避難勧告を発令しております。16人の方が慈恩寺活性化センターに避難されております。

- 柏倉信一議長 伊藤議員。
- 伊藤正彦議員 過去、醍醐地区の平成25年の大雨、ゲリラ豪雨のときということで、3世帯ということですがけれども、それ以来の避難勧告、避難指示というのが今回だったということですがけれども、このたびの台風19号に際しては、土砂災害を想定しての避難勧告、避難指示という内容であったと思います。避難者が6カ所の避難所合わせて39名ということでしたけれども、各避難所ごとの避難された方の人数をお伺いします。

- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 台風19号の際の避難した人数、各避難所ごとの人数について総務課長からお答えしたいと思います。
- 柏倉信一議長 設楽総務課長。
- 設楽伸子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

台風第19号により開設した避難所としましては、まず10月12日、17時に自主避難所として柴橋地区公民館、老人福祉センター、醍醐小学校、中央公民館の4施設を開設いたしました。その後、土砂災害の危険性が高まったことから、同日23時30分の警戒レベル3の避難準備高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示の発令により、自主避難所を指定避難所とするとともに、新たになか保育所、白岩小学校を指定避難所として開設し、市全体として6カ所の指定避難所を開設いたしました。

各避難所に避難した方の人数を申しあげます。柴橋地区公民館が9名、老人福祉センターが14名、醍醐小学校が3名、中央公民館が4名、な

か保育所が9名で、白岩小学校はいらっしゃらず、合計39名の方が避難されました。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今、6カ所で39名という答弁をいただきました。39名とはいえ、従来ではあり得ないと考えられていた自然災害の頻発を受けて、市民の皆様の危機管理意識が高まっていることのあらわれではないかなと私は思います。

しかし、約4万1,000名、この寒河江市に住んでおられるということを考えますと、まだ気持ちの上では寒河江は大丈夫だ、安心だという意識があつての39名という結果だったのではないかなと思います。そう考えますと、まだまだ市民の皆様の危機管理意識の高揚等について、当局としてやるべきこと、改善の余地があるのではないかと思います。

また、「防災無線が聞こえない」、「何を言っているかわからない」という住民の方の声も少なからずあります。先ほど鈴木議員の答弁で市長が答弁されていましたが、そこは認識しているということで、防災無線だけではなく、電話での確認ということも答弁されていましたが、そういうことがあるということをもっと周知する必要もあるのではないかなと思います。

今回は防災無線だけに頼らずに、市や消防団の広報車がうまく補完したというふうを考えられますけれども、仮に市内全域が対象となった場合、当局とか消防団の車だけで果たして対応し切れるのかなというふうにも思います。市民の方が窓をあけてしっかり防災無線を聞くという意識づけも必要でしょうが、先ほど申しあげたように、なかなかそこは難しいところもあるかと思うので、課題であるというふうに認識を持っておられるのであれば、そこをしっかりと対応していただきたいと思ひますし、当局のほうについては再度防災無線の実態というものを検証していただいて、増設の必要があるところ

ろについては増設をするといったようなことについて検討していただきたいと思ひます。住民の方は防災無線を一番頼りにしているというのは事実ですので、そこはしっかりお願いしたいと思ひますが、では、今回得られた教訓、改善事項についてお伺ひします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 台風第19号の際には市では防災対策本部を設置して対応したところではありますが、先ほど伊藤議員からは市の対応についてお褒めの言葉をいただいたのでありますけれども、ただただ我々としては今までにない大きな台風によって、その対応をしたと、台風に対応したということもあつて、なかなか経験がない状況の中で対応したわけでありますので、振り返ってみると、いろんな反省点があるということも事実であります。1つには、寒河江市に最接近した時間帯が夜間であつたということもあつて、暗い中での避難所への移動をお願いしなければならない、あるいはその暴風雨の状況の中での移動の困難さなどもやはり加味しなければならない、いろいろ検討していかなければならないということもあります。また、地域との連絡体制とか、要配慮者の対応でありますとか、それから先ほど来ありましたけれども、市民の皆さんへの避難情報の発信などについて、いろいろ課題が明らかになってきたのではないかなというふうに認識をしております。

避難所の開設については、避難情報の発令や災害が発生するおそれがある場合、先ほど自衛隊のお話もありましたが、早目に自主避難所を開設するとともに、情報発信を早目に行つて避難誘導を行う、そして市民の皆さんの安全・安心を確保する対応というのが求められている。今まで以上というふうに我々も思っているところであります。

それから、高齢者の皆さんなどの要配慮者への対応については、町会や自主防災組織などの

地域の方々と要支援者避難支援プランなどの情報共有を十分図って迅速に対応できるような体制をさらに検討していく必要があると思っております。

そして、議員御指摘のとおり、防災行政無線、戸別受信機もあるわけでありませけれども、そういった情報広報について、地域の皆さんの声を収集をして、確認をして、難聴地域の解消に向けていざというときに困らないように早急に対応していく必要があると考えているところであります。

水害や土砂災害から人的被害を最小限に食いとめる、できればなくすということについては、避難情報などを的確な時点で発令をして、市民の皆さんへの情報発信、情報収集等の初動体制というのがやはり一番重要でありますので、今回の対応を十分検証して、課題を掘り起こして解決に向かっていきたいと思っております。今後の災害発生時に迅速に対応できるように早急に整備をしてまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 本格的な避難所の開設というのは今回が初めてだったと思うんですけれども、こういうことを何回も繰り返して熟練するということはあってほしくないんですけれども、こういう貴重な教訓が得られたかと思っておりますので、ぜひその辺をしっかりと今後に活かしていただきたいと思っております。

さて、洪水ハザードマップ、新しくなりまして、その説明会が10月29日に寒河江川水系に関して、31日には沼川水系に関して実施をされました。これは非常に重要なことであり、台風19号の直後ということもあって、タイムリーであったかなと思っております。参加された方は、寒河江川水系が約80名、沼川水系が約30名と伺っております。これについても住民の方の関心の高さがうかがわれますけれども、はっきり言えば対

象人員はもっと多くいらっしゃるのが事実であります。

先ほど鈴木議員の答弁の中でも市長から各地域の特性に応じた対応、地域ごとの対応マニュアルも必要かなというような御答弁がありましたけれども、まさにそのとおりだと私は思います。できるだけ多くの市民の方にハザードマップ、あるいは防災マップも含めて理解をしていただいて、そしていざというときに迅速に避難等をしてもらうためには、各地域ごとの特性を考慮した説明会というのが必要ではないかなと思っております。したがって、説明会の回数をふやすとか、あるいは地区を細分化して、例えば地区公民館とか、分館でその地域の特性に応じた災害の説明とか、こう避難したほうがいいんだよというようなことを今後やる必要があるかなと思うんですけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回実施させていただきました洪水ハザードマップ説明会には、寒河江川の浸水想定区域を公表した山形県の西村山河川砂防課のほうから、また寒河江ダム管轄である国土交通省最上川ダム統管理事務所からも参加をいただいて、浸水想定区域を指定した考え方がありますとか、台風や大雨時の寒河江ダムの対応などについて御説明をいただいて、大変そういう意味でも有意義だったのではないかと思います。参加された皆さんには、自分の住んでいる地域の危険度などを認識していただいて、水害が発生する可能性はあるんだというようなことを理解をいただいて、万が一の場合に備えていただくということ、そういうことができたのではないかと、自助、共助につながったのではないかと思います。2日間で112名の皆さんから参加をいただきましたが、先ほどの鈴木議員の御質問でも触れていただきましたが、防災意識をさらに強く持っていただくためにも、今、伊

藤議員の御指摘にもありましたが、地域の特性を生かして、その地域ごとのマニュアルというんですかね、対応について説明会を開催していくということを考えていきたいと思えます。町会長さん、あるいは自主防災組織の皆さんとももちろん相談していかなければなりませんけれども、実際避難されるのは地域の皆さんが地域の中で避難していくということになりますから、どこも同じ考え方ではいけないということになるかと思えますから、それぞれの地域の状況、特性に合わせて対応を説明していく、あるいはいろいろ議論をしていく、意見交換をするということが大変大事だろうと思えます。そういうことが地域の防災力の向上に大いにつながるものだと思っておりますので、そういう方向で取り組んでいきたいと思えます。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 ぜひ洪水の危険のある地域、土砂災害の危険のある地域、活断層通っている地域とかいろいろあるわけですので、ぜひ市長今言われたような方向で実施していただきたいと思えます。

今現在、防災訓練とか避難訓練というものが市内各地で消防団や自主防災組織の計画で以前にも増して実施をされております。これは市民の方の防災意識の高揚をうかがわせるものであり、大変素晴らしいことだと思えます。そして、その際、必ずと言っていいほど実施されるのが、心肺蘇生法とAED使用方法の体験です。その際に多くの方に聞かれるのが、「AEDはどこにあるの」、「すぐに使えるところにあるの」ということです。大概のところは小学校ではないかと思えますけれども、私は平成28年12月の定例会でも質問いたしましたけれども、AEDを分館単位で設置すべきではないかと思えます。まだ実現には至っておりませんが、イベント等への貸し出しを28年に質問をして以降、AEDは市役所に増設をいただいております。

県内では、平成28年の実績ですけれども、261人の心肺機能停止が目の前で目撃され、そのうち一般市民がAEDを使用したのは15人、5.7%ということです。時間の経過により救急救命のチャンスは低下し、応急手当ての実施が救命のチャンスを高めることがデータではっきりと出ています。119番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでの平均時間は、約9分と言われています。救えるはずの命を救うためには、空白の9分間をつくらないことが必要です。心肺蘇生法で約2倍助かり、AEDで約4倍助かります。訓練回数を重ねることで市民の方々の救命救急対応の意識、知識も高まっています。分館へのAEDの設置について再度お伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、AEDというのは大変有効な機材であるわけでありましてけれども、一般に使用が認められてから15年が経過すると聞いております。寒河江市の公共施設におけるAEDの設置状況というのは、昨年度末で51カ所になっております。また、西村山地方救急医療対策協議会では、平成30年5月から西村山AEDステーション認定制度というのを実施しております。これはAEDを設置している事業所を認定して活用を図っていく制度でございます。緊急時において誰でもAEDを速やかに提供していただくことによって、救命率の向上や安心のまちづくりに寄与するということを目的としているところであります。寒河江市においては、医療施設やまた今申しあげました市の公共施設などが登録をしております。現在60カ所になっており、寒河江市の公共施設51カ所を含めてでありますけれども60カ所になっております。まだ登録していただいていない事業所などを調査して、今後登録を呼びかけていきたいと考えているところであります。また、この60カ所については、市報や市のホームページな

どで認定事業所を公表してまいりたいと考えています。

伊藤議員からはAEDの分館設置について再度御質問をいただいたわけでありませうけれども、1つは、分館は地区公民館と違いまして、常時人がいるという施設ではないというところが我々としてはちょっと難点なのかなという、はっきり申しあげてそういうところでありませう。身近な施設ではありませうが、開いている時間が大変限定的だということがあつて、果たしてそういったところに、ないよりはあつたほうがいいのかもしれませんが、適切な場所としてAEDの維持管理という面からするとどうなのか、そうであれば、ほかに適切な場所はないのかどうかということもあろうかと思ひますので、今、具体的にどういふことを考へているかといふと、やっぱり寒河江市の地図をおろして民間の事業所も含めて、持っている事業所も含めて空白地帯、AEDの設置場所を全部そこに洗い出して空白地帯はないのかどうかといふことを調べさせていだけいて、空白地帯があるんだとすると、その中で適切な場所はないのかどうか、分館に置く必要があるのかどうかなどといふことを検討していくのがいいのではないかと考へていませう。そういう意味で空白地帯を埋めるべく努力をして対応していきたいと思ひているところでありませうので、御理解をいだけたいと思ひていませう。そういう意味で、民間の事業所の中でも先ほどの6カ所以外のところでも配備していらつしやるところは多々あるわけでありませうから、そういったところも全て調査をさせていだけいて、それを地図におろして、空白を埋めると同時にまたそれを全体的な地図をいろんな形で公表していく、そういうことが一番大事だろつと思ひますので、そういう努力をさせていだければなと思ひます。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午後3時といたします。

休 憩 午後2時46分

再 開 午後3時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きませう。

伊藤議員。

○伊藤正彦議員 今、市長から御答弁いだけいませうけれども、設置している事業所といふお話もございませうけれども、これもすごい地域差があると思ひますね。町なかは多いかと思ひますので、やはり地方に行きませうと、本当に小学校しかない、地区公民館しかないといふ状況になるかと思ひますので、その辺市長のおつしやるとおり、空白地帯を埋めるべく今後対応していだけたいと思ひます。

災害に対しては自助、共助、公助と言われませうけれども、この公助の部分をしかり充実させていくことで自助、共助の意識も高まっていくのではないかと思ひます。

自主防災組織の組織率も寒河江市、年々上がつておりますけれども、ことしの8月末現在で91.72%といふことでは。先日、議運で行政視察に伺つた埼玉県上尾市、人口約23万ですけれども、組織率は100%といふことでは。こちらのほうもぜひ当局としてできることをやつていだけいて、早い時期に100%を達成していだけたいと思ひます。

そして、若者対象に考へた場合には、インターネット等の活用も十分考へる必要があると思ひますので、そのようなところもよろしくお願ひしたいと思ひます。

やるべきこと、できることはたくさんあると思ひます。寒河江市民の安全・安心を確かなものにするためにも当局の対応をよろしくお願ひをして、この質問を終わります。

次に、通告番号12番、慈恩寺振興について質問いたします。

いよいよガイダンス施設の建設が動き出しました。当局の努力により危険木の伐採、山門前

の階段の整備、第一駐車場の外柵の整備も実施され、景観も見違えるようになりました。

そして、ガイダンス施設の敷地の造成も完了したことで、地域住民の方のみならず、寒河江市民の多くの方が、動きが目に見えてきたことで大いに期待をしていると思います。

11月12日には地元住民を主対象とした慈恩寺ガイダンス施設整備案住民説明会が慈恩寺活性化センターで実施され、約80名の方が参加、多くの質問、意見が出されました。それだけ関心の高さ、期待の大きさがうかがえます。

約8億円で整備する予定のガイダンス施設は、施設内の展示に当たっては、史跡慈恩寺旧境内の江戸時代に復興した堂舎と院坊屋敷のたたずまい、その背後を取り巻く城館群、旧境内地の北端近くに存在した慈恩寺修験の行場などを中心に迫力ある映像等で紹介する施設として整備し、施設内には来館者の皆様が交流できるスペースを設けるほか、物販コーナーの設置も予定し、地域活性化の一翼を担う施設として整備を進めていくとの説明でした。

説明会に参加された方々の目が輝いているように見えたのは私だけでしょうか。現在、ボランティアとして活動されている方々ももう少しでこれまでの努力が報われる、それまで頑張ろうと思われたのではないのでしょうか。

また、慈恩寺振興課の職員の方々も足しげく慈恩寺に通われて実態把握等をされており、その姿を地域住民の方々はしっかりと目にしています。その期待に応えるためにもしっかりしたものをつくっていただきたいという思いと、ガイダンス施設の整備は慈恩寺振興の始まりにすぎないとの思いから幾つか質問いたします。

ガイダンス施設の完成時期はさくらんぼで多くの観光客が来訪する令和3年6月をめどにしているものの、文化庁の補助金次第であるとの説明がありました。私としては、6月の完成は必須であり、できれば5月5日の一切経会まで

にオープンしてほしいと願っているところです。

そこで市長にお伺いしますが、一切経会までのオープン、さくらんぼ観光の時期までのオープンの可能性はどれぐらいとお考えでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 慈恩寺のガイダンス施設のオープン時期については、今、御指摘のとおり、寒河江が最も輝くさくらんぼの時期の令和3年6月ごろを想定しているわけではありますが、現時点ではその時期を想定はしておりますけれども、はっきりまだ申しあげることにはできない状況であります。その点について御指摘がありました。補助金の関係などがあってははっきり申しあげることができないという状況であります。現在のところ、国からは2つの補助金をいただいて、併用して整備をしていく予定になっております。1つは文化庁の補助金、もう一つは内閣府の交付金と考えております。

ガイダンス施設の建物内部やテラスなどを含めた955平米のうち、展示施設やシアタールームなど400平米については文化庁の補助金を受ける予定にしております。また、体験学習室や厨房など、282平米については内閣府の交付金、さらに事務室など273平米については共用部分として案分により補助金と交付金を併用して整備していくということで今考えているところであります。いずれの補助金についてもこれから国のほうへ交付申請を行って、交付決定を受けていく、そういう準備を進めていくというふうになっているところでありますので、そういったスケジュールなどを踏まえていかないと、国からの交付決定というのはこれからでありますので、その交付決定を受けてでないとなかなかはっきりした日程が定まらないということになるかと思えます。

また、今、御質問にありましたけれども、できるだけ早くという地元の皆さんの声でありますから、国のほうにも働きかけながら、そうい

った声も伝えながら、できるだけ早く地元の皆さんの要望にも応えられるように、間に合うようにぜひガイダンス施設をオープンさせていきたいと考えております。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 8億円という金額は大きいということは承知しておりますけれども、ぜひ実現に向けて国との折衝をしていただきたいと思っております。

さて、史跡慈恩寺旧境内整備基本計画では、事業計画として今後10年間の整備計画が示されており、先ほど申しあげた危険木の伐採やガイダンス施設の整備等が計画的に進められており、当局の努力を評価したいと思います。

しかし、多くの観光客に来ていただき、満足していただくためにはまだまだやるべきことはたくさんあることは言うまでもないと思っております。そこで重要なのは、タイムリーな整備ではないでしょうか。ガイダンス施設の整備に合わせて観光客は格段にふえることが予想されます。しかし、果たして今のアクセス道で大型バス等の受け入れは可能でしょうか。ガイダンス施設に大型バス6台分、一般車両41台分の駐車場が整備される予定ですが、高齢者や障がい者の方の参拝を考えた場合、当然、上の大駐車場も活用しなければなりません。今の田沢から桜橋を通っていく道路では狭くて大型バスの通行は苦慮すると思っております。鳥居坂は当然通行できません。そうすると、必然的に箕輪から鬼越に上る農道を有効に活用せざるを得ません。しかし、今の幅員では大型同士の離合は困難です。このアクセスの悪さは、観光客を引き寄せるに当たっては大変大きな障害になるのではないのでしょうか。必然的に農道の有効活用という方向にいかざるを得ないのではないかと思います。

しかし、拡幅は困難かと思っております。ではどうするか、以前御提言申しあげたように、農道の両側の側溝にふたをして広く使えるようにする

しかないのかなというふうに私は思います。ただ、その側溝は通常の規格のふたではできないと伺っております。農道を有効活用するしかないとなれば、特注品を使ってでも実施すべきだと思います。市道への格上げも含めて検討すべきだと思います。

アクセス道の整備について市長はどのようにお考えなのかお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私どもとしては、慈恩寺に訪れた全ての方からまずガイダンス施設をごらんになっていただくということをお願いをしたいと思います。そして、史跡慈恩寺について、事前学習をしていただいた上で主要なルートとなる仁王坂を実際に歩いて上っていただいて、本山のほうで本物の慈恩寺の魅力に触れていただきたいという考えでございます。

そういう意味で基本的には慈恩寺来訪者のルートとして想定しておりますのは、まず第一に国道287号から醍醐小学校の前を通過して左折をする県道日和田松川線であります。ここまでは大型バスも問題なく通行できるものと考えているわけでありまして。その上で御指摘のような体の不自由な方、あるいは高齢の方などはガイダンス施設から上の第一駐車場を御案内するというふうになろうかと思っておりますが、そのときはシャトルバスの導入などを検討して上っていただくということも考えているところであります。そういう意味でメインとなりますのは、ガイダンス施設から仁王坂を通過して本山まで歩いていただくというのがメインであります。そういうことで、その周辺の整備などについてもまだまだしなければならなければいかんというところがあるかと思っておりますので、そういったメインのルートをきちっと確立をさせていただいた上で、その上でその後の観光客の動向、あるいは交通状況なども十分勘案しながら、御提案をいただいている箕輪から慈恩寺までの農道、寒河

江中央幹線の側溝整備、また市道下道田沢線、それから市道慈恩寺中線の整備もあるわけでありますので、その辺のところをあわせて検討してまいりたいと考えております。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 今、市長からもありましたけれども、ガイドンス施設からのメインの道路である仁王坂とか、もろもろの整備、これをまずやっていくというお言葉でしたけれども、ぜひそれをお願いしたいと思います、やはり大型車というのはどうしても来るようになると思うんですね。そういったことを考えますと、その後になるかどうかわかりませんが、予算の都合とかいろいろあるんでしょうけれども、ぜひ来る人が困らないような、十分満足して帰っていただけるといような方向でできるだけ早い時期に整備をしていただきたいと、そういうふうにすることでリピーターという方も確保できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、慈恩寺へのアクセスの手段として、車のほかにJR左沢線というものがあります。左沢線との連携については、そもそも本数の少なさというのがネックになっておりますけれども、その中でも車内でのPR等が不十分だというふうに感じます。いろいろな制約があるかと思いますが、例えば今現在、全国では御当地ゆかりのキャラクターで車体を彩った車両も多く見られるようになっております。宗教的な制約というのがどうなのかわかりませんが、例えば左沢線の車両の車体を十二神将とか本堂とか三重の塔で彩るとか、車内を慈恩寺のポスターで埋め尽くすと、車内アナウンスで慈恩寺をPRすると、いろいろ考えられると思いますが、そういったことをJRと協力してできないのかどうか。何がネックになるのかお伺ひいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 JRの車体、車両などを活用してさらに慈恩寺のPRをできないのかという御質問であります、全国的に見るとJRの路線を使った車体広告、いわゆるラッピング列車というのは多々あるようであります、JR西日本ではゲゲゲの鬼太郎列車でありますとか、JR四国のアンパンマン列車などもあると聞いております。ラッピング列車などは企業などの広告列車は別ですけれども、基本的にそういう地元のものというんですかね、企業広告以外のものについてはJRが主体となって独自に運行しているものが多いと聞いています。

左沢線の列車の中で慈恩寺のポスターを車内に埋め尽くしたり、車内案内を行うなどについては、そういう意味で全国各地でいろんな取り組みをしておりますから、これらについてはJR側といろいろ相談をしていくということでも可能などころはあるのではないかと思いますし、また、寒河江の駅に立ちますと今でも慈恩寺のちゃんとしたポスター、あるいは案内表示などがきちっとあるわけでありますので、そういう意味では左沢線の営業所なども慈恩寺については大変理解をいただいているのではないかと思います。左沢線の利活用、利用拡大などについては、対策の協議会などをつくって2市6町で運営をしている協議会があるわけでありまして、ただ、やっぱりこれは慈恩寺のみのPRということになれば、2市6町というよりも寒河江市が独自にしていく取り組みになっていくのかなというふうにも思っています。そういう意味でももちろん沿線自治体ともいろいろ調整をしていかなければなりません、中心的にはやっぱりJR寒河江営業所と十分相談をさせていただいて、慈恩寺をPRできる方策について、これからオープンまでいろいろ検討していきたいと考えております。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 ぜひ前向きに進めていただければ

ばと思います。PR効果で人が来るというのは、これまで慈恩寺もいろいろテレビとかラジオとかで露出するようになってはいますが、数字にやっぱり出てきていると思うんですね。そういった面でぜひ、2市6町ということですが、寒河江が主導権を握って引っ張っていただきたいなと思います。

そのほか慈恩寺にはまだ解決しなければいけない問題があると思いますけれども、その一つに坊の継承というものもあるかと思っています。以前は48坊あったのが今は十幾つということになっているわけですので、これは本山の問題だというふうに片づけることなく、坊が安心して末代まで継承できるような環境整備ということにも協力できることはしていただきたいと思っております。

さらには、来訪者の多くの方は、食も楽しみたいと思って来ています。今現在、慈恩寺地区に2軒ありますけれども、食堂の誘致等も考える必要があるかと思っています。市民歌で「歴史を刻む慈恩寺よ」と歌っています。慈恩寺は国の宝、市の宝です。ガイド施設が動き始めた今こそタイムリーでスピード感を持った各種整備について考えていただきたいと思います。

ことしも大みそかに約600発の花火が夜空に花を咲かせます。そして、ことしは慈恩寺花火婚も計画されております。大みそかに慈恩寺の花火を見ながら恋の花が咲くかもしれません。そうなれば、そのカップルは寒河江市にいろいろな面で貢献をするでしょう。ぜひ皆さんが花火を見に慈恩寺に足を運んでくださることをお願いして私の一般質問を終わります。

月光裕晶議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号13番から15番までについて、5番月光裕晶議員。
- 月光裕晶議員 月光裕晶です。よろしくお願

いたします。

通告番号13番、証明書等のコンビニ交付とマイナンバーカードについて。

証明書等のコンビニ交付は、日本全国のコンビニで有効であり、なかなか平日は仕事で市役所に申請に行きづらい若い世代や市役所よりもコンビニが近い高齢者の方などにはとても便利なものではないかと思っています。ぜひ寒河江市でも導入していただきたいと考えております。

1、証明書等の交付件数についてお聞きします。

昨年度の全体的な証明書の交付件数と日曜証明窓口の交付件数を教えていただきたいと思

- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 証明書などの交付件数でありますので、昨年度実績ということでありますので、市民生活課長のほうからお答えを申しあげたいと思います。
- 柏倉信一議長 那須市民生活課長。
- 那須清人市民生活課長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

昨年度の全体的な証明書等の交付件数につきましては、戸籍、住民票、印鑑証明書、税証明などを合わせまして4万2,719件であります。

また、日曜証明窓口につきましては、日曜日の午前中の業務になりますけれども、平成25年1月から行っておりました、昨年は52回実施し、1年間で1,820件の交付件数となっております。平均しますと、日曜日1回当たり35件の御利用をいただいております。

- 柏倉信一議長 月光議員。
- 月光裕晶議員 ありがとうございます。大分日曜証明窓口が多いのかなと思いました。

では、次に、マイナンバーカードの申請状況についてお聞きします。コンビニ交付で必要となってくるマイナンバーカードの申請状況を教えていただきたいと思

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 マイナンバーカードの申請状況についても市民生活課長のほうからお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 那須市民生活課長。

○那須清人市民生活課長 マイナンバーカードにつきましては、平成27年10月以降、マイナンバーが本人に通知され、本人の申請によりまして平成28年1月から交付を行っております。

マイナンバーを証明する場合や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、またさまざまな行政サービスを受けることができるICカードでございます。

市役所職員のマイナンバーカードの申請状況につきましては、11月21日現在、職員数445人のうち141人となっております、申請率にしますと31.7%となっております。

市全体の交付件数につきましては、10月末現在で3,621件、交付率としましては8.78%となっております。以上でございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。全国的にマイナンバーカードの取得率は14%ぐらいです、市役所の職員の方々の数字はすごいな思いました。

次に、項目イとウについてまとめて質問させていただきます。

全体的に見て、若い世代の申請件数が比較的少ないようです。しかし、今はマイナンバーカードをスマホで申請できますし、自治体によって異なりますが、寒河江市はマイナンバーカードを持っていると児童手当関連の届け出等が便利になるアプリなどに対応してくださっていますので、こういったものがあるとわかれば申請をする若い世代の方がいらっしゃるのではないかと思います。さらに、これからマイナンバーカードは健康保険証として使えるようになるかと思えます。市としてこれから申請を促すため

にこういったとても便利なことの周知を徹底してはいかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、議員の御質問の中にもありましたが、市のほうでは今年度からマイナンバーカードを使用した児童手当関係の電子申請を導入しているところであります。

また、国のほうでは来年度からマイナンバーカードを活用した消費活性化策、マイナポイントの実施を予定しておりまして、さらには令和3年3月からはマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が予定されているという状況であります。こうしたことから、市のほうでは11月5日号の市報におきましてマイナンバーカードの特集を掲載をして、マイナンバーカードの活用方法などについて改めて周知をしたところであります。

今後も市報、さらにはホームページなどの中で定期的な広報活動を展開すると同時に、成人式など市主催の行事の機会を捉えてさまざまPRを行って継続的にマイナンバーカードの普及促進を図っていければと考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

次に、3、証明書等のコンビニ交付についてお聞きます。

コンビニ交付は、マイナンバーカードの申請を促すためにもとても重要な役割をするのではないかと考えておりますが、今後証明書等のコンビニ交付を検討する見通しはありますでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 証明書のコンビニ交付については、実は平成28年のころからこのマイナンバーカードを使用したコンビニ交付について、いろいろ寒河江市では検討してまいりました。現在も検討しているわけでありましてけれども、ただ、1つには先ほどありましたけれども、マイナン

バーカードの交付率というのがまだ8%台、11月17日現在で8.89%であると、少ないということと、システムを改修した場合、今のところというんですかね、見積もりでは約3,800万円ほど改修費がかかるということで、高額なのではないかということ、それから、運用していくにも年間数百万かかっていくということで、実際実施をしている自治体などからお聞きして計算をしますと、証明書1件当たりの経費は1万円を超えるというようなことも計算上はそういうふうに出てくるということなどがあって、費用対効果の観点からまだちょっと導入には至っていないという状況でございます。

今後は、先ほど申しあげましたけれども、マイナポイントの実施でありますとか、健康保険証としての利用などによってマイナンバーカードの交付が増加するということが見込まれますので、こうした動向を注視しながら、市民サービスの向上に向けた政策的な見地というのもあるわけありますので、そういった点も含めて総合的に検討していきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

将来的にマイナンバーカードもっと普及して、コストなども下がってきましたら、またぜひ本格的な検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、通告番号14番、鳥獣被害対策について。

1、イノシシの民地への出没について、報告件数についてお聞きします。

先日、近所の家がイノシシに掘り起こされる被害がありました。それも一度ではなく、何度も掘り返されたようです。この民家は山の中にあるというわけではなく、山からこの民家に来るには大きな国道を横切らなければいけません。このように山から離れた場所にある普通の一般家庭の庭にもイノシシが出没するようになっているようですが、住宅地への出没報告の

件数など、把握しておりましたら教えていただきたいと思ひます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 イノシシの出没の報告件数について、担当の市民生活課長のほうからお答えを申しあげたいと思ひます。

○柏倉信一議長 那須市民生活課長。

○那須清人市民生活課長 それでは、私のほうからお答え申しあげます。

イノシシが民地、つまり住宅地へ出没したという報告件数でありますけれども、以前、平成28年10月31日に寒河江工業団地内の調整池の敷地内にイノシシ1頭が迷い込んだという件が1件ありました。近年でございますけれども、近年では議員の質問にありました中郷地内の1件でございます。

その内容につきましては、10月23日の夜から朝にかけて、中郷6町会におきまして住宅の庭が掘り起こされたというものでございます。被害は広範囲に及んでおりまして、そこは広いお庭でして、1頭だけでなく、数頭来ているものと思ひれます。また次の日も被害が広がっているという報告をいただいておりますので、国道458号線を横切って横断して、何回か来ているものと思ひれます。以上でございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

そのときの市の対応について、報告があったそのおうちや周りの住宅地はどのような対応をしておりますでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 あわせて市民生活課長のほうから対応をお答えを申しあげたいと思ひます。

○柏倉信一議長 那須市民生活課長。

○那須清人市民生活課長 イノシシの被害の報告を受けまして、市民生活課、農林課、そして鳥獣被害対策実施隊、これは猟友会の方になりますけれども、一緒に現地を確認しまして、また

町会長さんと打ち合わせをしまして、すぐにイノシシ出没についての注意喚起のチラシを作成しまして、中郷6町会全戸に回覧していただいております。

捕獲するためのわなの設置につきましては、住宅地ということもありまして、子供たちの出入りもあることから、安全性を考慮し、住宅地への設置はできないため、ねぐらと思われる中郷地区の近隣の山へ鳥獣被害対策実施隊に依頼して設置していただいているところでございます。以上です。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。直後に何頭か捕獲していただいたとお聞きしましたので、地域の皆さんは少し安心していたようでした。

次に、2、イノシシ及びニホンザルによる農林被害拡大に伴う市の対策の見直しについてお聞きします。

各地でイノシシやニホンザルの農作物への被害が拡大してきておりますが、例えば禁猟の期間を見直したり、狩猟者個人でおりを持つのは大変なので、市でももう少しわなに使えるおりの数をふやしてもらおうとか、鳥獣被害防止計画の見直し等は検討されていますでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今年度は全国的にも熊が住宅地付近に出没したというような報道が何回かなされて、テレビなどでも見るわけでありましてけれども、本市におきましても山沿いを中心にして熊やイノシシによると見られる農作物被害が発生をしているわけでありまして。ツキノワグマについては15回のわな設置で9頭、イノシシについては、平塩、中郷など5つの地域で20カ所にわなを設置して4頭が捕獲されているということでもあります。

イノシシについては、水稻の食害や倒伏などの直接的な農作物の被害だけでなく、例えば

水田の畦畔等が掘り起こされるといった被害も発生しているわけでありまして、また高い繁殖力により生息数が急増する、あるいは被害地域が拡大するということが懸念されているところであります。

現在、西村山地域の広域的なイノシシ対策の取り組みとして、山形県の指定管理鳥獣捕獲等事業というのが実施されております。これは寒河江市内では中郷、平塩地区において、山形県猟友会西村山支部寒河江分会がイノシシの捕獲を実施しているわけでありまして、朝日町、大江町の分会と合わせて全体で2月末の事業終了までに80頭を捕獲するという目標を立てて頑張っているところであります。

既にくくりわなでの捕獲が始まっているわけでありましてけれども、積雪の後は猟銃を使い、まき狩りといった大規模捕獲も実施されるということでもあります。

ただ、他方、ニホンザルについては、山形県によりますと、県内に109の群れが存在するというふうになっているわけでありましてけれども、本市ではまだ確認されておらず、現在のところ農作物被害の情報は私どもには寄せられておらないという状況であります。

御提案のあった禁猟期間の見直しでありますけれども、イノシシの狩猟の可能な時期については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び同法施行規則で定められております。山形県内では毎年11月15日から翌年の3月31日までの期間となっているわけでありまして、それ以外の期間に実施される有害捕獲については、県の定める鳥獣保護管理事業計画の中で獣ごとの種類ごとに1申請当たりの捕獲許可期間が決められております。イノシシについては、捕獲許可期間というのが最大90日とされているところであります。この許可期間を延長するための計画変更などについて、そういう要望もあるということなので、現在県において議

論が行われているところでありますので、その結果を待っていききたいと思えます。

わなをふやしてもらえないかというような御提案でありますけれども、市では今、箱わなについては4基、くくりわなについては50基ほど所有しております。今後の被害状況などに応じて充実を検討していきたいと考えております。

また、寒河江市の鳥獣被害防止計画というのが来年度が現計画の最終年度でありますので、令和3年度に新しい計画を策定するということになるわけでありますので、これから県の計画の内容なども踏まえつつ、次期計画において課題となっておりますイノシシ対策の強化、あるいは地域ぐるみで行う鳥獣被害対策の推進、方法などについて鋭意検討して計画に盛り込んでいききたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。大分検討していただいているようでうれしく思います。

次に、3、注意喚起と対策の周知についてですが、全ての被害を防止するのは難しいですし、それぞれに対応するとなるとかなり大変なことだと思いますので、まず市民一人一人の意識を高めるために、出没地域の周りだけでなく、より広範囲での注意喚起と個人レベルでできる動物を近寄らせないような環境づくりなどの対策を周知徹底してはどうでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民の皆さんでもイノシシの出没状況などについては知らない方も多々いるのではないかと思います。我々としても市報やホームページなどで広く多くの市民の皆さんにお知らせをしていかなければならないと考えておりますし、また、イノシシなどが近づかない、近づく環境をなくすということも大切なのかなと思えます。家庭菜園でありますとか、果樹の適切な時期の収穫などしていただく、あるいは廃棄物の適正処理、さらには一人一人の皆さん

がごみ出しのマナーを守っていただくなどということがイノシシの出没の要因につながるものの除去ということになるかと思えますので、そういったことについても多くの市民の皆さんに周知していきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。これからも周知のほうをよろしく願いいたします。

イノシシが出たおうちには、保育園に通っているようなお子さんがお二人もいる家庭ですので、保護者はかなり心配しておりました。これからも対策の検討のほう、どうかよろしく願いいたします。

通告番号15番、災害時の備蓄品と避難所についてお尋ねします。

1、備蓄品について。備蓄状況と備蓄場所についてお聞きします。

先日の台風19号で寒河江市にも避難指示が出ました。これからもまた大きな災害が起こらないとも限りません。そこで、現時点での市の物資の備蓄状況と備蓄場所等をお聞かせいただきたい。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の備蓄品の状況、それから備蓄の場所については、総務課長のほうからお答えしたいと思います。

○柏倉信一議長 設楽総務課長。

○設楽伸子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

本市の備蓄状況ですが、先ほどの伊藤議員の御質問でもお答えしましたが、5,317人の避難所生活者が想定されることを基準に備蓄計画を策定して備蓄しております。

食料品につきましては、東日本大震災を経験した自治体が策定した備蓄計画を参考にしまして、避難者の70%は3日分の非常時の食料を蓄えているとし、災害協定事業者が備蓄している

流通備蓄が18%で、残りの12%を市が備蓄する計画としており、平成30年度に計画された全ての数量の備蓄が完了しております。4日目以降は、各地からの支援物資の供給や新規購入により対応することを想定しています。

備蓄量について申し上げます。

食料品につきましては、飲料水500ミリリットルペットボトルが1万9,344本、アルファ化米が3,750食、パンが2,304食、ビスケットが1,212食となっております。

また、防災機材として発電機、ガソリン携行缶、コードリールがそれぞれ37、テントが24基、投光器が48基、簡易担架が17台、毛布が2,660枚、アルミブランケット2,660枚、簡易トイレが2万個、間仕切り72個を備蓄しております。

備蓄場所につきましては、地区公民館3カ所、各小学校10カ所、中学校3カ所及び市民体育館の計17カ所に防災倉庫を設置し、食料品と防災機材を分散して備蓄しております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

次に、乳児や高齢者向けなどの特殊な食品についてですが、避難所に来るいろんな人たちを想定したときに、例えば乳児向けの液体ミルクですとか、高齢者向けのとろみ調整食品、介護食品やアレルギー対応食品など、特殊な食品がありますが、そういった対応はどうなっておりますでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、備蓄品をお答え申しあげましたが、現在備蓄している食料品のアルファ化米と申しあげましたが、注水量、水の量で白米、おかゆの2通りの調理が可能になっております。また、27品目のアレルギー対応食品であるために高齢者、介護食に対応できる食材というふうに考えているところであります。

それから、乳児向け液体ミルクについては、現在ゼロ歳児を受け入れている市保育所で備蓄

している液体ミルクがありますが、災害時でも不安なく供給できるように今後その備蓄に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、液体ミルクは保存期間が1年と大変短いために、平時でも保育所等の給食で使用しながら備蓄必要量を確保するローリングストックによって有効活用し、備蓄できるように関係機関と連携し、検討してまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

液体ミルクは、粉ミルクと違ってお湯が必要ではなかったり、お湯が要らなかったりですとか、すごく便利なものですので、これからもぜひ続けていただければと思います。

次に、避難所についてお聞きします。

プライバシー保護の対策について、避難所でのプライバシー保護のための対策はどのようなものがありますでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 避難所では限られた空間の中で多くの方が生活をするということで、プライバシーの観点から配慮が必要な場合が多々考えられるというふうに思います。人目を気にせず授乳したり着がえができるような個室でありますとか、周囲から視線を遮ることができる高さの間仕切りなどで隔離した空間を確保する、そういう配慮が必要だと考えております。

現状では備蓄品の防災機器材として着がえなどを目的にテントを配備しているところであります。しかしながら、避難生活の状況の変化などに柔軟に対応する必要がありますので、プライバシーの観点に配慮するための着がえや授乳ができる場所の確保、さらには間仕切りやテント等の備蓄品の配備の拡充などについて行って、避難所の充実と申しましょか、避難環境の充実を図っていくよう検討していきたいと考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

テントが24基に間仕切りが72個と大分充実しているかと思えます。避難所での生活は、着がえももちろんですが、トイレの問題や乳児への授乳など、先ほど市長もおっしゃいましたが、女性にとってとても大変なものでありますので、プライバシー保護のための設備をさらに充実していただければと思います。

では、次にペット同伴について、ペットを飼われている方がふえている世の中で、避難所にペットを連れてくる方もいるでしょう。避難所では感染症が蔓延する危険性があると聞いております。そこで避難所運営マニュアルにあるペット登録台帳に予防接種の証明書の有無の記載をしてはどうでしょうか。

それとマニュアルには大型の動物は受け入れできないとありますが、超大型犬などを飼っている御家庭もありますので、トラブル防止のためにも明確な基準を記載してみたいかでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 運営マニュアルの内容でありますので、総務課長のほうからお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 設楽総務課長。

○設楽伸子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

災害時には何よりも人命が優先されますが、近年はペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあり、ペットと同行避難することは、動物愛護の観点、避難者の心のケア、ペットの放浪状態の防止からも重要であります。避難時に置いてきたペットのため、自宅に戻った飼い主が二次被害に遭ったり、車上生活によりエコノミークラス症候群に陥った事例もあります。

避難所にペットが同行避難した際、避難所で

は寒河江市災害対策本部避難所運営マニュアルによりペットを届け出ていただき、避難所ペット台帳に登録しますが、現在のところ、議員がおっしゃる予防接種に関する情報を届け出る内容とはなっておりません。

避難所では指定された避難スペースに多数のペットと一緒に避難することになり、感染症の蔓延が懸念されます。

また、大型動物や危険動物などの特別な管理が必要となる動物の同行避難については、頑丈なおりなど、特別な設備が必要となることから、避難所での受け入れは困難であり、お断りしている状況です。飼い主におかれまして平時から災害時の対応や受け入れ場所を検討しておくことが必要と思われまます。

今後、このような状況を踏まえ、円滑に同行避難を行えるよう、議員の御提案を踏まえて避難時におけるペット対応マニュアル作成等の受け入れ態勢の整備を検討してまいりたいと思っております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

私も犬を飼っていますが、家に帰って一番最初に飛んでくるのは犬でございます。ですので、やはり課長がおっしゃったように家族と同然と考える方がたくさんいますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問は以上です。

散 会 午後3時55分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和元年12月9日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	児 玉 憲 司 選 挙 管 理 委 員 会 長
木 村 三 紀 農 業 委 員 会 会 長	設 楽 伸 子 総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長
中 田 隆 行 企 画 創 成 課 長	高 林 雅 彦 財 政 課 長
渡 辺 優 子 税 務 課 長	那 須 清 人 市 民 生 活 課 長
土 田 理 一 建 設 管 理 課 長	斎 藤 利 浩 上 下 水 道 課 長
門 口 隆 太 農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 長	武 田 伸 一 商 工 推 進 課 長
猪 倉 秀 行 さ くら ぼ 観 光 課 長	後 藤 芳 和 慈 恩 寺 振 興 課 長
片 桐 勝 元 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 隆 高 齢 者 支 援 課 長
小 林 博 之 子 育 て 推 進 課 長	眞 木 立 子 会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
原 田 真 司 病 院 事 務 長	大 沼 利 子 学 校 教 育 課 長
柏 倉 信 一 生 涯 学 習 課 長	小 泉 尚 ス ポ ー ツ 振 興 課 長
大 沼 孝 一 郎 監 査 委 員	軽 部 修 一 監 査 委 員 会 長

○事務局職員出席者

田 宮 信 明 事 務 局 長	東 海 林 茂 美 局 長 補 佐
齋 藤 晴 光 総 務 係 長	兼 子 拓 也 総 務 係 主 事

議事日程第3号 第4回定例会
 令和元年12月9日(月) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○柏倉信一議長 引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和元年12月9日(月)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
16	健康寿命延伸について	(1) 本市の健康寿命延伸に対する施策について (2) 本市におけるがん検診の状況について (3) 健康寿命を支える行政施策の今後の方向性について	9番 古 沢 清 志	市 長
17	防災対策の拡充について	(1) 一次避難場所と二次避難場所の開設と誘導について (2) 中央工業団地の安全な避難場所について (3) 指定避難場所のトイレについて (4) 避難所が無人になった際のカギの所在について		市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(5) 指定避難場所において物資の確認をする際、地元、自主防災会の立ち合いについて (6) 避難場所のエアコン整備状況について		
18	中小企業振興基本条例の制定について	(1) 中小企業者の位置付けについて (2) 条例に対する本市の考え方について (3) 地域内循環を促進し中小企業に活力を与えることについて (4) 中小企業振興条例の制定について	13番 國井輝明	市長
19	放課後児童クラブの整備計画について	(1) 利用者の状況と今後の整備計画について (2) 学校の再整備計画との関係性について		市長
20	地域の活性化について	(1) 古代ロマンと田代巨石群について (2) 点在する遺跡への散策路整備について	12番 沖津一博	市長 教育長
21	姉妹都市友好交流の考え方について	(1) これまでの友好交流の経過について (2) 友好交流の評価と課題について (3) 現状の認識について (4) 友好交流の考え方（取り組み）について		市長
22	公園の在り方について	(1) 公園の仕分けについて (2) 箇所数とその対応について (3) 維持管理、管理内容について (4) 今後における対策と用途変更などについて		市長
23	寒河江公園の整備と維持管理について	(1) 寒河江公園再整備計画の進行状況について (2) さくらの丘の現状について (3) さくらの丘の維持管理について (4) 寒河江公園の今後について	6番 後藤健一郎	市長
24	新学習指導要領実施に伴う小学校の取り組みについて	(1) 来年度4月から小学校で実施される新学習指導要領の取り組みについて (2) 教員の働き方改革について (3) 「教科書以外の学習」の取り組み		教育長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		について (4) 校務を省力化するICT活用について		
25	高齢者の認知症対策について	(1) 認知症サポーター養成や認知症予防に向けた対策について (2) 徘徊時の早期発見に向けた対策について (3) GPS活用等による認知症高齢者の見守りの取り組みについて	4番 安孫子 義徳	市長
26	小・中学校における携帯電話の持ち込みについて	小・中学校における安全対策という視点から携帯電話の持ち込みについて		教育長
27	新たな姉妹都市構想について	台湾斗南鎮との姉妹都市締結について	16番 阿 部 清	市長
28	文化財の保存について	(1) 市内の指定文化財等の状況について ア 指定・登録文化財の件数 イ 個人で所有・管理している件数 ウ 団体で所有・管理している件数及び団体別の割合 (2) 文化財の継承について ア 管理が出来なくなった文化財の対応 イ 指定・登録されていない文化財の管理 ウ 継承に向けた取り組み (3) 自然災害伝承碑について		教育長

古沢清志議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号16番、17番について、9番古沢清志議員。
- 古沢清志議員 おはようございます。寒政・公明クラブの古沢清志でございます。よろしくお願いたします。
- ことしも残りわずかとなりました。ことしは亥年の年で、統一地方選と参議院選挙が重なる12年に一度の選挙年でありました。

また、本市におきましては、市制施行初めての無投票となりましたが、次回の選挙においては多くの立候補者を期待したいものです。

また、ことしは台風15号、19号、大きな低気圧と、日本の広い範囲で被害があり、視察先に行くにしても大きく迂回して到着したこともありましたが、来年は被害のない年になるようお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

通告番号16番の健康寿命延伸についてお伺い

いたします。

人生100年時代を迎えつつある現在、行政にとっても市民にとっても健康で長生きが目標であり、健康寿命の延伸が課題となっています。

厚生文教常任委員会では、去る10月23日に山梨県庁に健康寿命延伸について行政視察を行ってまいりました。

健康寿命とは、皆さんも御存じであると思いますが、定義を申しますと、日常的、継続的な医療、介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のことです。

山梨県は平成22年以降の平均値において、男女とも全国トップとなっております。ちなみに男性では72.31歳、女性は75.49歳となっております。

我が山形県は、男性71.58歳、全国17位、女性は74.40歳、全国24位という数字となっております。

健康寿命については、食生活や運動習慣等に目が行きがちですが、そればかりではなく、読書や仕事を持つこと、その他友人や近所などで助け合いの気持ちで行動する結いの気持ちを大切に生活や生活習慣病発症・重症化予防、生活及び社会環境の質の向上によるさまざまな要因で健康寿命延伸につながっていると感じてまいりました。

初めに、健康寿命延伸に対する施策として本市ではどのようなことを行っているか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

古沢議員から、健康寿命延伸について御質問いただきましたが、山梨県というのは昔から健康づくり一生懸命なところというふうに聞いておりますし、その伝統というんですか、そういう取り組みが今日まで続いているんだというふうに思っております。

寒河江市におきましては、平成26年3月に健康増進計画として第2次の健康さがえ21というものを策定をいたしました。これは平成26年から令和5年度までの10カ年の計画期間にしているところではありますが、生活習慣病の発症、それから重症化を予防して、生活の質を向上させていくことによって健康寿命の延伸を実現していくという取り組みであります。その計画に基づいてさまざまな施策を展開しているところであります。

具体的には健康についての講演会でありますとか軽運動などを行う健康づくり教室、それから、保健師や管理栄養士などによる健康相談、健康教育、訪問指導などを行っています。

例えばさがえ市民100日健康づくり事業というものがありますが、ウォーキングなどの健康プログラムを市民の皆さんからみずから設定をして100日間実践をしていただくということで、主体的な運動を促していく事業であります。

また、総合健診センターと連携して30代の健診日を特別に年間3日設定をして、そこに市の職員が出向いて健康に関する説明などを行って、より早期に健康づくりに取り組む、30歳代からという意味ですけれども、早期に健康づくりに取り組むきっかけづくりを促していくという取り組みをしております。

それから、高齢者の方が身近な地域で介護予防、健康づくりに取り組むいきいき100歳体操について市として積極的に推奨しているわけがありますけれども、現在市内24カ所で週1回程度自主的な取り組みが盛んに行われているという状況があります。

それから、運動のみならず、地域における食を通した健康づくりについても寒河江市の食生活改善推進協議会とタイアップしながら普及啓発活動を展開をしているということでありますので、こういったさまざまな取り組みを実践しながら健康増進を図っているというところでご

ざいます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 さまざまな健康に関する施策が打ち出されておりますけれども、私としてみればちょっとこの近くにはなく少し遠いところにあるのかなという感じがしておりますので、またこの辺は具体的に今後求めてまいりたいと思います。

また、がん死亡率と健康寿命の相関関係は強いと言われる中で、山梨県は各部位別がん検診受診率がいずれも全国10位以内に入るなど高く、75歳未満がん年齢調整死亡率は平成28年の調査で男子が全国2位、女性が全国6位となっています。

これらの背景には、特定健康診査と各種がん検診が同時にできる総合的な集合検診方式が導入されています。県民の検診受診の意識の高さにつながっています。また、保健活動の中心を担う保健師についても、人口10万人当たりの配置数が全国トップクラスであることもがん死亡率が低くなっている要因であると思います。

山梨県のがん予防としましては、1つ、がんの原因となる生活習慣改善に向けた普及啓発、2番目に発がんに寄与するウイルスや細菌の普及啓発と感染予防、3番目にがんの早期発見が効果的であることから個別の受診率をさらに高める、4番目として死亡率減少のため科学的根拠に基づいた質の高い効果的な検診を実施などが挙げられます。

本市におけるがん検診の状況をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のがん検診については大きく分けて3つの方法で今行っております。

1つは市のドックであります。これは町会ごとに日程を設定して特定健診と各種がん検診を同じ日に受けていただくという取り組みをしているところであります。

それから、2つ目として乳がん、子宮頸がんについては、レディース検診もしくは乳がんイブニング検診として午後から集団検診を実施しているのが特徴であります。

そして3つ目、これ子宮頸がんについてでありますけれども、これは市内の特定医療機関で個別検診を受けていただくと、こういうことでさせていただいております。

受診率のお尋ねであります。これ平成29年度の実績でありますけれども、胃がん検診については25.9%、肺がん検診については37.5%、大腸がん検診については36.6%、乳がん検診については40.7%、それから子宮がん検診については41.9%となっております。平成25年との比較では、乳がん検診については受診率が向上しておりますが、その他については横ばいの状況になっております。

その中で特徴として70歳以上の受診率が低いということが挙げられるところであります。例えば胃がんについては50歳から69歳までの受診率は64%であります。70から74歳については25%ということで、大変低くなっているところであります。

全体的な受診率向上の方策としては、昨年度からの取り組みでありますけれども、問診票を発送時のがん検診の有効性、メリットでありますとか受診継続、それから精密検査の重要性を記載したチラシなどを同封して啓発を行っているところであります。また、がん検診を申し込んだ40歳の方を対象に、40歳健康応援無料受診券を送付するなどの無料クーポン券事業などを展開して、きっかけづくりを進めているということでもあります。

今後につきまして、先ほど申しあげましたが、70歳以上受診率が低いということもありますので、いかに高めていくかなどの方策についても含めて、さらに西村山郡医師会と十分協議を進めながら、効果的な、そして効率的な検診が図

られるようにさらに努力をしていきたいというふうを考えております。

○**柏倉信一議長** 古沢議員。

○**古沢清志議員** ありがとうございます。

また、山梨県の視察の翌日には静岡県焼津市の市立総合病院を視察させていただきました。この市立総合病院では平成28年よりMRI装置を利用した最新の画像診断技術であるドゥイブス（DWIBS）法をがん診療に導入しています。また、同検査と採血を組み合わせた総合がん検診を実施していました。

同検査の最大の特徴は、MRIを利用することにより被曝や痛みがないなど、患者の負担が少ないことでもあります。

先ほどドゥイブス法とありましたが簡単に説明しますと、MRI装置を利用して体の広い範囲にがんが転移していないかを探す全身検査法のことです。被曝や痛みがないために学会でも話題の検査法となっています。

また、ことしから無痛乳がん検診を開始し、被曝なし、痛くない、つぶされない、見られない、さわられないなど、検診として大変好評を博しているとのことでした。

平成28年から始めた同検査法は、利用者が600人を超えていることから、利用者側の期待をうかがわせます。

寒河江市民においても当検査法の選択肢がふえれば健康寿命の延伸にもつながると思います。MRIの整備を、画像解析技術の習得等の課題が大きいと思われそうですが、今後行政課題としてこの方法も含めたがん検診に対する研究を進めていく必要があると思いますので、今後の課題として要望しておきます。

焼津市ではドゥイブス法検査と通常のMRI装置を利用する患者さんがふえ、ことし1基増設したとの話も伺いました。

日本の平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳でありますので、健康寿命との差は男性で9年

以上、女性では12年以上、健康寿命と平均寿命には差があります。

また、健康を阻害するたばこについても一言触れておきたいと思います。我が公明党の喫煙に対する調査によりますと、喫煙者の平均寿命と健康寿命の差は13年で、しかも寝たきりが多く、医療費もばかにならないということです。

ちなみに外国のたばこの値段ですが、日本では10月に増税しましてたばこ代も値上がりしましたが、マルボロが値上がりする前480円のととき、オーストラリアでは2,213円、イギリスの1,394円、アメリカの814円です。若者が受ける健康阻害を考えると値上げもやむを得ないことも考えられます。

たばこ対策に加えて健診による食事や運動など生活習慣指導を組み合わせれば、健康寿命の妨げとなる原因を大幅に抑えることが可能になるとの調査結果です。

健康寿命を支えるソフト、ハードの社会環境の整備充実が本市の行政施策と感じますが、今後の方向性を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 健康寿命の延伸については先ほど古沢議員御指摘のとおり、やはり総合的なさまざまな施策というものがさらに充実をしていく必要があるというふうに認識しております。

寒河江市におきましては、先ほど申しあげましたが、第2次の健康さがえ21という計画で今進めているわけでありまして、今年度10カ年計画の中間評価を行っているところであります。今取りまとめ中でありまして、来年の1月には報告書を公表していく予定であります。その中間時点でさらに見直しをして、なかなか策定をしたときから改善をされていない内容などについては重点的に改善に向けた取り組みを進めていく、あるいは目標をさらに見直すなどということで進めていければなというふうに思っています。

主なものとして今想定されているのは、生活習慣病の重症化予防の推進として、糖尿病予防のための健康保健指導、それから減塩対策、また、先ほどありましたたばこについては健康増進法改正によって望まない受動喫煙の防止が強化されているわけでありますので、児童や妊産婦の受動喫煙対策を初めとして、喫煙者の健康被害を予防するという一方で、さらに禁煙の普及啓発などを一層強めていくということが必要かというふうに思います。

それから、健康の保持増進については、やはり基本的に健康に関する意識向上というのは今でもやはり大変重要な、これからも重要なことだというふうに思います。昨年度から市内を6地区に分けて地区ごとに健康診査の結果説明会などを行っているところでありますけれども、さらにそれを充実をしていくということが必要かというふうに思います。

先ほど古沢議員から余り身近な活動が見えないという御指摘もありましたから、その辺のところなども各地域の中でいろいろな活動を展開をして、地域の皆さんからさらに一層関心を持ってもらって健康づくりに取り組んでもらうような工夫をしていきたいというふうに思っているところでもあります。

やはり地域づくりと、それから環境整備というのは健康づくりにとっても大変重要なテーマであろうというふうに思っております。そういう意味では地域保健と職域保健というものの連携がさらに必要だというふうに思っております。今後、協会けんぽと連携をして寒河江市民を対象にしたがん検診の日程とか健康に関する啓発チラシなどによる情報提供を一層進めていきたいというふうに考えておりますし、さらに運動しやすいような環境づくりということも大変重要であります。

一人一人の御努力も大変重要であります、そういう環境をつくっていく、運動しやすいよ

うな環境をつくっていくということも大事でありますから、既存の公園とか施設などをさらに一層利用しやすいような整備をしていく、そして運動に取り組めるような環境をつくっていくということにも努力をしたいというふうに思います。

健康寿命、改めて申しあげるまでもありませんが、お一人お一人が自分の生活習慣というものを見詰めて、みずから意識を高めていくというのが基本でありますから、行政はそれを大いにバックアップしていくということで改善につながっていくのだというふうに思っております。寒河江市といたしましては、今後とも関係機関と十分連携をさせていただきながら、そして、先進事例、御披露いただきましたけれども、先進事例なども大いに参考にさせていただいて、知恵を出し合いながらより効果的な施策を展開していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 今の市長答弁で私2つ感じたところがありまして、1つは来年1月に中間報告がなされると。それも楽しみにしておるところでございますが、またもう一つは、地域保健と職域保健をやはり考えていくというか、その辺に関しても、今回視察に行った中でも小学校区ごとにどういうふうな病気がこの地域ではあるのかということを何か細かく分析しているところらしいんです。山手のほうに行けば喫煙率が高かったり、そうすることによってそんないろいろな施策を打つことができると、そんなようなことも先進事例としてはありましたので、また今後いろいろ詰めていきたいと思っております。

視察の最終日に静岡県三島市に伺い、スマートウエルネスみしま推進事業についてお伺いいたしました。市役所を挙げて20の課、40名でプロジェクトチームを立ち上げ、市民のみならず地域も、また環境までも健康にしていこうとの壮大な事業で、健康に対する本気度がうかがわ

れました。

ユニークな事業もありましたので紹介いたします。3人一組のチームが3カ月間脂肪減量を競い、優勝したチームには減った脂肪量相当の牛肉などがもらえるなど、上限10キロまでですけれども、そんなようなことがあったそうです。みしま健幸大学と称し、まちの至るところで健康プログラムを開催し、交流促進とにぎわい創出を図る食の健康、心の健康、体の健康をテーマに、平成30年度は34講座を開講し、1,825人が受講しているなど、市民参加も次第に定着しているようでした。

この事業を伺っても豊富なメニューに驚かされ、市民が自分に合った方法で楽しみながら健康づくりを行うことができる環境が整っていると感じてまいりました。

今後も寒河江市民の健康づくりに配慮してまいりたいと思います。

続きまして、通告番号17番の防災対策の拡充についてお伺いいたします。

私は先月、11月10日に高田新町町内会の自主防災組織の訓練に御案内をいただきましたので、市議会議員として、また防災士として参加させていただきました。

訓練に当たり事前に地域の御婦人たちが炊き出しの講習会に参加されたとのことで、その成果もあわせて見させていただきました。また、地域の親睦を図るために芋煮も配られ、芋煮を食べながら地域防災について和やかに懇親を深めておられました。常日ごろからこつこつと訓練をされており、深く感銘をいたしました。

そこで、何点か問題点がありましたのでお伺いいたします。

高田新町のように避難場所が2カ所ありますが、2つとも公園の場合、雨や雪が降ってもこの一次避難場所に行かなければならないのか、それから二次避難場所の中部小学校に行った場合、雨風がしのげる場所に入れるのかと心配

されておりました。

一次的な屋外の避難所、二次的な屋内の避難所の開設と誘導についてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の公園やグラウンドの避難場所でありませけれども、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する屋外の指定緊急避難場所として位置づけております。屋外の指定緊急避難場所であります。災害の危険から避難された市民の皆さんが危険が去るまで、または指定避難所などに移動するまでの間、一時的に滞在するために利用していただくものであります。

ただ、災害の状況でありますとか天候の状況などによって、避難所への移動が困難な場合が想定されるわけでありませけれども、その際は各自それぞれが身の安全を確保いただく場所を探して、その安全な場所に避難をしていただくと、こういうことをお願いしたいというふうに考えております。

それから、大規模な災害が発生した場合、または発生するおそれがあつて避難した市民の皆さんが災害の危険性がなくなるまで必要な期間、ある程度の期間滞在をする、あるいは災害により自宅へ帰れなくなった、戻れなくなった住民の皆さんが滞在するのがいわゆる屋内の指定避難所というふうに位置づけているところであります。

市のほうで災害対策本部が設置され、指定避難所の開設運営などが決定されるというふうになっております。

そして、この屋内の指定避難所開設情報については、防災行政無線、それから速報メール、広報車あるいはホームページなどによって市民の皆さんに周知を図ってまいりますので、開設されている指定避難所を十分確認していただいで移動等の対応をお願いするということになっております。

避難する際には目的の指定緊急避難所、それから指定避難所までの移動経路の安全などは十分各自それぞれ確認をいただいて、二次災害に十分注意をしていただいて避難していただくということでお願いをしているところでございます。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 やはり地域に入りますと正直言って疑問だらけというように私は感じておりましたので、今後自主防災会の会長会議とか、そういうものがありましたら、私も自主防災会の会長をやっておりますので、大いに参加して勉強しながら市民の安全につなげていきたいと思っております。

そのほか、寒河江中央工業団地は日中の人口が約5,000人と膨れ上がります。付近の避難場所としては寒河江工業高校と技術交流プラザ脇の中央工業団地第2号公園の2カ所になっています。

日中に発災が起きた場合、避難所としての収容人口はキャパオーバーになると予想されます。社員が大勢いて敷地の広い工場や社員数の少ない中小企業もあり、避難としてはさまざまな形があると思っております。

また、工業団地内には地域的にグループ分けされているともお聞きします。この地域の安全な避難場所としてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議員御指摘のとおり、御案内のとおり中央工業団地、約90社の企業が立地して寒河江の産業経済の基盤を担っていただいております。市内外より約5,000名の方が勤務されている状況であります。

災害時の中央工業団地内の避難ということになりますと、中央工業団地近辺の指定緊急避難場所としては中央工業団地第2公園、それから寒河江工業高校グラウンドを指定しております。

ここ2つ合わせて1万2,650人が収容可能だと。屋外ですから。

また、指定避難所、屋内になりますが、これは寒河江工業高校の柔剣道場を指定しております。99人が収容可能だというふうになっておりますが、中央工業団地に勤務している方々が、今数字を申しあげましたが、一時的に避難していただく屋外の指定緊急避難場所、当然全員が避難可能でありますけれども、屋内になりますと収容の人員が99名ということで、当然制限されるということになってしまうわけであります。

ですから、ここをどうしていくかということでもありますけれども、こういう状況を踏まえて我々としては、実際、古沢議員も御指摘ありましたが、立地されている企業の皆さんがその災害時の対応をどうしていくのか、あるいは避難行動をどう考えておられるのかということをお早急に我々としても調査をさせていただいて、その調査を踏まえて新たな避難場所を指定する、あるいはさらには立地企業の施設の利用なども御協力いただくなどについて、できるだけ早く検討していきたいというふうに考えております。

例えば技術交流プラザもありますし、農協の本所もあるわけです。それから、学会の会館なども見えますので、そういったところをいろいろ検討させていただいて、いざというときに無理をさせていただくなどということをお早目に詰めて、早急に詰めていきたいというふうに考えております。

それから、議員からもグループ分けされているというようなことでもありまして、そのグループごとの指定避難所などについても、確保についてあわせて検討していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 ありがとうございます。市長からは学会の会館も使ったらいいんじゃないかということでもありますので、私は学会の会館も全

国どこでも被災あった場合はもう開放して大勢の方に入ってもらっておりますので、その際は避難させてくださるようお願いいたします。

また、テレビ等での被災者の声を聞くと毎回の様にトイレのことが問題視されます。特に水が不足している場合には簡易トイレなども必要になってくるかと思いますが、月光議員に対する答弁では簡易トイレについては2万個備蓄しているとお聞きしましたが、指定避難場所には仮設トイレの増設も必要になってくると思います。仮設トイレの増設についての対応をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり避難所生活でのトイレの使用というのは健康衛生面でも影響を及ぼすわけでありますので、大きな課題になっているのは御案内のとおりであります。

避難所生活が長期化などをしますとトイレ不足というものも懸念されまして、ライフラインと同様にトイレの増設などの適切な対応が必要でありますので、御指摘のとおり避難場所、避難所で安心して使用できるトイレを確保することが大変大事だというふうに思います。そういったことから、仮設トイレ、それから防災機器材などを供給できる事業者との協定なども早急に結んで、いざというときに備えた対応を進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 今、市長のほうから事業者との協定という話が出ましたけれども、大変やはりそれが大事だと思うんです。私も市民でもいろいろ協力できることがあれば率先して市の行政とタイアップして、協力しながら市民を守っていききたいと思います。

また、避難所開設が夜間や休日になった場合、避難所が無人になった際の鍵の所在は周知されているのか、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 避難所の施設の鍵の管理ということでもありますので、具体的なお話ですので総務課長よりお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 設楽総務課長。

○設楽信子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

指定避難所は寒河江市災害対策本部の判断により開設されるわけでありますが、避難所施設の鍵は施設の管理者が保管しており、災害対策本部より施設管理者に連絡して解錠することになります。

なお、各避難所には開設から閉鎖まで職員を配置し、避難所の運営を行ってまいります。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 この一般質問はインターネットでも中継されておりますので、広く市民の方にこれが伝わればいいなと思いますし、今後も私たちも広く市民の方にお知らせしていきたいと思っております。

避難所について担当職員が毎年物資の保管状況も確認されていると思っておりますが、その際、地域の自主防災組織も立ち会ったほうがいいのではないかと思います。お伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 古沢議員から自主防災組織の会長としての御質問のような内容の御質問をいただきましたが、これについても総務課長のほうから具体的にお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 設楽総務課長。

○設楽信子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 お答え申し上げます。

備蓄物資につきましては、毎年備蓄倉庫の防災機材の状況確認や食料品の保存期間の確認、更新を実施し、管理しております。

現在は職員による管理を行っておりますが、議員がおっしゃる様に自主防災組織の方からも一緒に確認していただくことで、どのような物資が備蓄されているかを理解していただき、

災害時に迅速に備蓄品を活用できると思われ
ます。今後、各自主防災組織の訓練時等に備蓄品
の情報共有を図ってまいりたいと考えておりま
す。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 備蓄に関しては、私のところ
にも数人の方が「防災無線ラジオって鳴るんだ
か」というふうに聞いてくる人も中にはいるわ
けです。「ちゃんと電池とか電源を確認したん
だかや」とかといろいろ話し合いなどをするわ
けですけれども、やはりやりっ放しではなくて
防災無線ラジオもせめて年1回ぐらいは、市が
配っているわけですから、確認する必要が私は
あるんじゃないかなというような感じがいたし
ておりますので、その辺もあわせてよろしくお
願いいいたします。

夏の暑い時期などに発災があった場合、避難
所にエアコンは整備されているのか、小中学校
の教室にはエアコンの設置が整備されました
が、避難所としての体育館の使用に関しては全国
的にも徐々に整備が進んでいるようにも伺って
おります。エアコンの整備状況とあわせて今後
の課題についてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 屋内の施設の避難場所につ
いては、小中高体育館、それから保育所、地区公
民館など30カ所を指定避難所を指定しているわ
けでありますけれども、そのうちエアコンの整備
されている避難所については保育所が7カ所、
それから中央公民館、柴橋地区公民館、さくら
んぼ会館、老人福祉センターの計11カ所にな
っております。

その他の施設はエアコンの設置がないとい
うことでありますので、御指摘のとおり今後の課
題というふうに認識をしております。

体育館などを使用した特に指定避難所につ
いては多くの皆さんがそこに避難される施設で
ありますから、健康面から暑さ対策あるいは寒さ

対策というのは大変重要になってくるとい
うふうに思います。そういう意味で、健康な、あ
るいは良好な避難所生活を送るためにエアコン
などの整備はやはり早急に考えていかなければ
ならないというふうに思います。

今後の避難所の状況なども踏まえて、温度環
境に配慮した空調設備等の設置を検討していく
必要があるというふうに認識をしております。

○柏倉信一議長 古沢議員。

○古沢清志議員 市長からは大変前向きな答
弁をいただきまして、ありがとうございます。

私も昔サラリーマンのころ、朝日岳に登
った際に脱水症状を起こしまして、もう山に登
ったきりあと帰ってこれないんじゃないかな、死
ぬ思いをしたことがありまして、非常に脱水症
状といっても非常に苦しい思いをするわけ
です。その辺でやはり夏場の暑い時期にエ
アコン等があれば助かる命も助かるんじ
ゃないかなという、多くの方を救えるん
じゃないかなという感じがいたして
おります。

ことしの台風15号、19号が大きな被害
をもたらしました。隣の宮城県丸森町でも
大きくテレビ等で悲惨な状況が報道され
ておりました。死者10名、行方不明が
いまだに1名いらっしゃるとのこと
で、大参事になってしまいました。山
間部はいまだに手つかずの状態のよう
です。

また、同じ宮城県でも松島に近い大郷
町には吉田川が流れており、この台風
19号で川が決壊しましたが、地域の自
主防災組織と行政が一体となって早
目の避難を呼びかけたため、一人の
死者もけが人も出さず難を逃れた
そうです。

早目早目の行動と地域住民による常
日ごろの訓練がいかに大切なものが
うかがわれます。私たちも地域住民
の安全・安心を心がけてまいります
ことをお約束し、一般質問を終了
させていただきます。ありがとうございます。

國井輝明議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号18番、19番について、13番國井輝明議員。
- 國井輝明議員 おはようございます。本日は中小企業振興基本条例、また放課後児童クラブの整備について、2点について質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速質問させていただきます。

私は寒政・公明クラブの一員として、また、このたびの質問に関心を持つ市民を代表し、質問させていただきます。

初めに、通告番号18番、中小企業振興基本条例の制定について質問いたします。

この質問に関しましては、平成29年第4回定例会で遠藤智与子議員が質問されておりました。また、私自身、地域経済学、農業経済学を専攻にされている日本の経済学者、京都大学名誉教授岡田知弘氏の講演を聞き学ばせていただき、共感し感銘を受けた内容に触れながら質問をさせていただきますので、これまでの検討や今後のあり方について御答弁いただければ幸いです。

小規模企業振興基本法（小規模基本法）は、経済産業省が提出した基本法としては、昭和38年に制定された中小企業基本法に次いで2つ目となり、大きな方向性を打ち出すものとして今後長期にわたり施策策定の重要な指針となります。

中小企業基本法は、当初大企業と中小企業の格差是正を目的としていましたが、1990年代後半以降、中小企業を我が国の活力の源泉として捉え、創業やイノベーションを後押しする流れに変化しました。

グローバル化、少子化、高齢化など、我が国の直面する課題が複雑化した現在、小規模事業者の重要性が見直されております。小規模ならではの強みを生かし、きめ細やかな商品、サー

ビスを提供し事業を継続している事業者は、地域から日本経済を支える重要な存在と言えます。そうした小規模事業者が日本経済の中心として活躍できるよう、今後長期にわたって環境整備をするための法律が小規模基本法であります。

この小規模基本法のポイントは4つあるといえます。1つ目は、小規模ならではのきめ細かい商品、サービスを提供する事業者が活躍できる環境を整えるということ。2つ目は、小規模事業者が女性、若者、シニア等、多様な人材を活用できるよう支援していくということ。3つ目は、小規模事業者を地域経済の担い手として捉えるということ。4つ目は、これら3つのポイントが実現できるような具体的な支援のためのネットワークの構築が挙げられます。

こうした法律のもと、小規模事業者持続化補助金等の制度をつくるなど、地域を支える事業者を維持継続できるよう国として支援を行っているところであります。

寒河江市においても国の制度を活用しながら、また、本市独自の施策として市内の中小企業を御支援をいただいていることに感謝いたします。

このたびは、地域内で経済を循環させ、中小企業に活力を与え、地域経済を活性化させる観点から質問させていただきます。

最初になんですけれども、災害が多く起こっている現代において誰が地域をつくり支えていくのかと考えたときに、中小企業者の位置づけは大変重要と考えます。

その理由として、1つに東日本大震災でも熊本震災でも被災者が危機の1週間を乗り切れたのは地域の中小企業者の創意工夫と全国的な中小企業ネットワークを生かした支援があるから。もう一つに、地域経済の再建のため産業復興、まちの復興に貢献しているのも地域の中小企業者であり、東京に本社を置く企業に発注しても地域再生の持続的な力にはならないということがあるからです。

まずは中小企業者をどのような位置づけとして考えておられるのかをお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員から中小企業の位置づけについてどう考えているのかという御質問ですが、独立行政法人中小企業基盤整備機構によりますと、国内企業に占める中小企業の割合というのは99.7%ということであります。本市だけじゃなくて全国各地の地域経済と雇用を担っているのは中小企業であると言えるかと思えます。

中小企業は地元の消費者、それから取引先と密接にかかわっておりますし、物品やサービスを提供して市民の日常生活を支えている基盤になっております。地域の経済の振興、それから御指摘もありましたが、魅力あるまちづくりという観点からも大変重要な存在であるというふうに認識をしております。

それから、これも議員からお話がありましたが、中小企業間の全国的なネットワーク、つながりなどを生かして災害時の危機管理、対応、復興にも大変大きな力になっているということをよくお聞きするところでありますので、寒河江市としても中小企業に対しましてはさらに今後とも一層積極的な支援をしていかなければならない存在であるというふうに思いますし、と同時に、ともに手を携えて寒河江の活性化、地域の活性化に努力をしていきたいというふうにも考えているところであります。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 これからも積極的に支援をしていきたいということで、大変うれしい言葉を答弁いただいたなというふうに思っております。

次に質問させていただきましても、地域経済をつくる、地域社会を維持する最大の経済主体、それは中小企業、業者、農家、協同組合、NPO、そして地方自治体であり、それらの再投資力をつけることこそ重要であると考えます。

そのための手段として中小企業振興基本条例が注目されております。全国に目を向けますと443市区町村で制定されており、道府県レベルでは山形県を含め44にもなります。特に大震災後、制定自治体は急増しているとも伺います。県内自治体では飯豊町、米沢市、天童市、川西町、村山市、山形市、そして尾花沢市が制定されております。

なぜ今その中小企業振興基本条例に関心が高まっているのか、それには経済のグローバル化と構造改革による地域経済の衰退が考えられるといえます。1つに、大企業を中心とする海外進出と輸入促進政策による地場産業、農林水産業の衰退。1つに、構造改革政策による東京への富の集中と地方の衰退加速。1つに、三位一体改革、平成の大合併以降、地方再生圧縮による地域建設業の衰退が進んだことが理由として挙げられます。

また、災害が続発しており、地域で暮らし続けることが困難になると考えられております。

こうした課題解決に生かそうと中小企業振興基本条例を制定される自治体がふえているのです。こうしたことについて中小企業振興基本条例に対する本市の考え方についてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このお尋ねの中小企業振興基本条例については、寒河江市では未制定、制定されておらないということではありますが、その大もととなる中小企業基本法には、中小企業に対する施策の策定と実施は地方公共団体の責務であるというふうに規定をされております。そういったことで、寒河江市としても国や県の施策を活用しながら中小企業向けの融資制度あるいは補助制度などを実施して、地元中小企業の振興にこれまでも努めてきたところであります。

制定されている自治体の条例などを拝見しますと、中小企業振興基本条例というのはこれま

で以上に中小企業振興に関する市の責務をより明確にして、市民の理解と協力を得ながら官民挙げて地元の中小企業の振興に努めるということについて定めているということになっております。そういった意味では、地域経済の活力維持発展に資するための条例ではないかというふうに認識をしております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 1つの私の制定に向けた考え方について地域内循環という考え方がありますので、その点をちょっとお尋ねをさせていただきたいと思っております。

地域が活性化するという、それは地域内投資力と地域内経済循環が重要であると伺いました。高度成長期以来、大型公共事業と企業誘致施策で地域活性化がなされておりました。しかし、時代は進み、従来の政策ではうまくいかなくなってきているとも伺いました。

地域が活性化する、豊かになるとは、住民一人一人の生活が向上することとして、地域内にある経済主体、先ほどもちょっと触れましたけれども、中小企業、業者、農業、協同組合、NPO、そして地方自治体であります、それらが地域に再投資を繰り返すことでそこに仕事と所得が生まれ、生活が維持拡大されることであると伺いました。地域内での取引網を太くし、地域内循環をつくれれば多くの住民の生活向上につながるのではないのでしょうか。

では、具体的にどのような取り組みが必要なのかということ、その取り組みの1つに、販売市場は他地域、市外です。東京や大阪でも構いませんし、海外でも構いませんが、販売の収益が地元地域に還流し、それが地域内で循環すれば経済効果が大きくなること。1つに、進出企業にはできるだけ地域内から商品、サービス、雇用を調達してもらうこと。1つに、観光客の招致による観光消費額も重要な市場であり、これを地域内で循環させること、また、住民の消費

も地元のお店で購入すれば地域内に循環し、再投資力を高められること。こうした取り組みを実行することにより中小企業に活力を与え、地域の活力につながると考えますが、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地域内経済循環の取り組みについてどうかと、こういうことでありますが、御指摘のような循環をしていくためには、ある程度の規模の大きな自治体などでは必要な物品とかサービスの入手を地域内で調達できる、可能であるというふうになるかというふうに思いますが、御案内のとおり寒河江市のような規模になりますとどうしても地域内では賄えない物品やサービスがあるかというふうに思いますが、また、今はインターネット通販というものが普及しているわけでありまして、市外の業者と価格を比較して安いほうを購入するという、こういうような環境というんですか、そういうものが整ってきているので、地域内だけで経済循環を図っていくということにはなかなか課題も多いのではないかというふうにも思います。

ただ、しかしながら、地域経済を今まで以上に活性化させていく、要するに血液の循環をよくしていくという取り組みをしていく、その効果によって地元がさらに潤っていくという仕組みを知恵を出し合いながらいろんな取り組みをしていくということは大変重要なことでありまして、また、可能な限りそういうことができる部分が多々これからもあるというふうに思いますから、そういう取り組みを進めていくことは地域にとって地域の活力を維持発展させていく上では大変重要なことだというふうに認識をしております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 やはりこの寒河江市というより、ある程度の大きな自治体で大きな規模だと循環

ができる。しかしながら、寒河江市はちょっとなかなかマッチしていませんが、実際そういったことをしっかりと市長もちょうと流れをつくるようなことを考えてくださっている答弁をいただきましたので、大変安心しているところがあります。

最後の質問になりますけれども、地域内で経済を循環させ、中小企業に活力を与え、地域経済を活性化させるための議論をさせていただきましたが、寒河江市としてこれまでの検討結果も含め中小企業振興基本条例を制定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 中小企業振興基本条例については、もちろん先ほど御披露がありました。県内でも幾つかの自治体で制定をしておりますので、寒河江市におきましてもこれまで他の自治体の動向とか事例などを大いに参考にしてさまざま検討してまいりましたが、我々としては市内中小企業の発展なくしては寒河江市の発展はあり得ないという基本的な考え方で持っておりますので、市として地元の中小企業の活力維持、それから地域活性化を図るために、今後関係機関等の意見なども十分お聞きをしながら、条例の制定に向けてその準備を進めていく必要があるというふうに認識をしております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ぜひいろいろ御協議いただきながら、条例の制定に向けてしっかりと進めていただきたいというふうに思っているところがあります。

次に、通告番号19番、放課後児童クラブの整備計画について質問させていただきます。

寒河江市の放課後児童クラブは現在15のクラブが設置完了となっております。これまで計画された全てに設置完了となっておりますが、放課後児童クラブの利用者増に伴い中部小学校区では第4わんぱくクラブを六供町公民館に設置

するなど、対応されてされました。

これからの放課後児童クラブの利用者の変動を考えたときに、現在ある15の施設で利用者のニーズに応えられるものなのかお伺いたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど國井議員からもありましたが、寒河江市では現在全ての小学校区に放課後児童クラブがあるわけでありまして、15クラブ。15クラブの運営については9つの運営委員会に委託をさせていただいているところでありまして、特に市の中心部にあるクラブにおきましては利用児童数が多いわけでありまして、1つの運営委員会が複数のクラブを運営していただいているということになっております。

今後の各学区ごとの児童数などを推移を見ていくと、多くの学区では児童数は減少していきのではないかと、こういうふうに見込まれておりますけれども、寒河江中部小学校区だけは宅地造成の効果などもあって増加する見込みというふうになっております。

そうしたことから、寒河江中部小学校区のわんぱくクラブ以外については、保護者の就業率の向上なども考えられ利用率が増加することは見込まれますけれども、総体的には利用数は横ばいで推移するのではないかとというふうに考えておりますから、現施設での受け入れは可能ではないかというふうに考えております。

ただ、先ほど申しあげましたが、わんぱくクラブについては現在も市内で最も大きい児童クラブでありますので、今後も利用者の増加が見込まれるということでありまして、現在4つ施設があるわけでありまして、4施設だけでは児童の安全を確保した受け入れができなくなる可能性があるのではないかとこの認識を持っております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいまの答弁の中で、やはり

中部小学校区では増加傾向であります。ほかでは減少傾向にあるというようなことで、今後の考え方についてもある程度御答弁はいただいたものですが、次の質問をさせていただきたいというふうに思います。

今後の整備計画についてでありますけれども、先ほども触れましたが、寒河江市の放課後児童クラブは現在15のクラブが設置完了となっております。先日、上棟式がとり行われ、地区民からは完成が待ち遠しい、柴橋地区多世代交流センター内にはやまびこクラブが再整備されるなど、施設の更新も進められております。

さきの質問にもお答えいただきましたが、利用者の変動や施設が多数あるクラブがあることを考慮したときの今後の整備計画をどのようにお考えなのか、お伺いさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 キャパ的には先ほど答弁を申しあげましたが、これから御答弁申しあげますのは運営についての答弁をさせていただくことになるのであります。

15クラブのうち民間の施設を借用して運営しているクラブが4クラブあるわけでありまして。いずれも市中心部の複数のクラブを運営しているクラブで、同じ小学校の子供たちが要するに別々の場所にある児童クラブで過ごしているという状況にあるわけです。ねっこクラブ、なかよしクラブ、わんぱくクラブと、こういうふうになっているわけでありましてけれども、平成30年9月に国が策定した新放課後総合子どもプランというものがありますが、この中では新たに放課後児童クラブを整備する場合は学校施設を徹底的に活用することとなっております。学校外で放課後児童クラブを実施している場合でもニーズに応じて小学校の余裕教室等を活用するのが望ましいというふうになっているのであります。

そういったことから、今後民間の施設を借用

しているクラブについては、教育委員会、学校とも十分協議をしながら、学校の余裕教室あるいは学校の敷地内でできないか、整備を考えていきたいというふうに考えております。

先ほど答弁申しあげましたわんぱくクラブについて増加する利用希望者の児童が想定されますので、受け入れが困難になる可能性があるということではないかと申しあげましたが、我々としては万が一にも待機児童が発生することがないように施設の整備について、運営委員会の皆さん、それから教育委員会、学校とも十分協議しながら対応を進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 学校側とも十分協議をして進めたいということで、次の質問に関係がありますので質問させていただきたいと思います。

先ほど市長からも答弁がありましたとおり、放課後児童クラブはできるだけ私自身も小学校の近くに設置したいというふうな考えがあります。

これに関係して、現在寒河江市立学校のあり方検討委員会を立ち上げ、統廃合を含めた検討が進められております。この検討結果については丁寧な議論が必要であるため時間もかかることが予測されますが、放課後児童クラブの整備計画との関係性をどのように考えていくのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 学校の今後のあり方につきましては、ことし7月に寒河江市立学校のあり方検討委員会を立ち上げ検討を開始しております。その後、10月に2回目の会議を開催したところでございます。

この学校のあり方検討委員会と放課後児童クラブの整備計画との関係性という御質問でございますが、正直申しあげて検討委員会の中ではまだ具体的な検討を行う段階までには進んでい

ないというところであります。

ただ、学校と放課後児童クラブの運営につきましては、先ほどもありましたが、新放課後総合子どもプランにおきましては運営は一体的に行うべきだと、こういうふうになっておりますので、教育委員会としても一体的に考えるべきではないかというふうに思っているところでございます。

児童クラブを学校の外へ設置した場合、授業が終わると学校からクラブまでは子供たちだけで移動することになり、交通事故あるいは事件等に巻き込まれる危険性もあるわけでございますので、学校内であれば子供たちの安全を確保することができるとともに、体育館、グラウンドを利用して伸び伸びと活動をするということができるといふことであります。

このようなことから、教育委員会としましては放課後児童クラブはできるだけ小学校の近く、できれば学校敷地内に設置するのが望ましいというふうに考えているところでございます。

これから小学校のあり方について具体的な検討に入って行くわけでございますが、子育て推進課と連携しながら余裕教室の活用など、放課後児童クラブのあり方も含め検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 国井議員。

○国井輝明議員 私もちよっと舌足らずな質問ですが、やはり学校が終わってから施設に移動するまでの間にいろんな交通事故なりいろんな事件性に関係してしまうということもあり得るかと思ったので、やはり近くに必要だというふうな質問であったので、そうしたことも含めてしっかりと御答弁をいただいたなというふうに思っておりますので、これからもこうしたこともいろいろ踏まえながらいろいろ考えていただければなというふうに思っているところであります。

そうした中で、第6次寒河江市振興計画の中

身に触れたいというところでありますけれども、第6次寒河江市振興計画、この行動計画では今後西根地区の放課後児童クラブを整備される予定となっておりますが、現在3カ所あるねっこクラブをどのように整備するお考えなのか、整備計画についてお尋ねさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 西根小学校区には、今国井議員からもありましたが、1つは小学校体育館ミーティングルームを使用しているねっこクラブ、それから民間施設を借用しているねっこクラブ第2と、それから第3が3施設に分かれてあるわけであります。

先ほど教育長のほうからもありましたが、今後の放課後児童クラブの整備については学校施設の活用、それから学校敷地内での整備が望ましいというふうに我々も考えているところであります。

ねっこクラブの第2、第3については民間施設ということになって現在はおるわけでありまして、いろいろこれまでもいろんな状況を拝見しますと、施設が学校から離れてしまうということで、遊び場もなくて、また、国道112号も挟んでなどということがあって大変移動するのに危険だなどということをお聞きしております。

これから冬場などは大変だというふうに言われてお聞きしておりますので、そういう意味では学校の敷地内、あとは校内ということになれば移動せずに、そしてグラウンドとか体育館も活用できるということになれば、大変子供たちも伸び伸びと、そして安全に過ごせるというふうに思っているところであります。

ですから、そういったことを考えますと、3つのクラブが一緒に学校の施設あるいは敷地内で運営できるように、教育委員会、それから西根小学校とも十分協議連携をしていきたいと。そして、できるだけ早く整備ができるように進

めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。大変よい答弁をいただいたなというふうに思っております。

最後になりますけれども、政府は平成27年4月より子ども・子育て支援整備交付金をスタートさせております。行政の執行部のほうではちゃんとデータを持っているとは思いますが、これは放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに、病後児保育事業の推進を図ることを目的としております。

この交付金要綱の整備区分、創設及び改築においては、待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合については、国が3分の2、県が6分の1、市町村が6分の1という軽負担で建設できるとあります。

私たち議員としてこのように一般質問する際には議員間でも情報交換を行っているところであります。このたびは後藤健一郎議員とお話をしたところ、こうした情報提供をいただいたところであります。

我々は行政に対し、あれが必要、これが必要ということだけではなく、みずからもまた市民からいただいた血税を無駄にしないことは当然のこと、必要な施設整備であれば負担を軽減しつつ、よいものをつくるための方法はないものか考えているところであります。

こうした考えのもと、ねっこクラブの整備については先ほど申しあげたメニューに該当するのであれば、これを活用し整備を行ってほしいというふうに考えております。

以上のようなことを申しあげ、このたびの私の質問を終わらせていただきたいと思います。

このたびもありがとうございました。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖津一博議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号20番から22番までについて、12番沖津一博議員。

○沖津一博議員 まず、先日、アフガニスタンの地で銃弾に倒れました中村 哲医師の亡くなったというニュースを聞き大変驚き、心から追悼の誠をささげ、お悔やみ申しあげます。

平和は武器と武力では守れないというみずからの意思を傍らに、砂漠を緑に変えたいという農業の改革をしてきた方です。このような意向を受け継ぎ、私たちも市民とともに平和を守る活動を行っていかねばならないと改めて決意をした次第でございます。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

初めに、通告番号20番、古代ロマンと地域活性化について、田代巨石群の活用について。

現在の田代地区は、人口減少や高齢者で限界集落に直面しています。200軒近くあった家も70軒程度に減り、人口も300人から140名程度に減少しました。このまま進めば地区としての存在が危ぶまれる状況となります。

それでも、旧田代小学校を改築し、宿泊施設を伴った学びの里TASSHOを開設したことは大きな一歩であります。ここに滞在して子供から大人まで体験学習を通じて自然に対するいろいろな学び、都会では経験のできないことがたくさんあります。

私は天文学や考古学はよくわかりませんが、この地域には縄文時代につくられた巨石や星座オリオン座に倣った山が存在していることがわかりました。また、上田代地区には縄文時代の

石器も見つかっています。

この田代地区を縄文時代の石器探しや巨石散策の拠点とした構想ができると思います。このことで学びの里TASSHOを活性化し、来客をふやすことができると思います。

最近、縄文時代のよさが全国で注目され、南北北海道の遺跡や青森県三内丸山遺跡を代表とする世界遺産登録を目指して活動している状況にあります。

縄文時代は戦いもなく1万6,000年続いたと言われております。なぜこれだけ長く続いたのか、古代歴史を考えるよい機会ではないかと思っております。

現代人は仕事や生活に追われ、人間としての本来の生き方を忘れていたような気がしてなりません。また、葉山の麓には大円院跡があります。役小角という有名な修験者が開いた場所でもあります。奈良県の吉野に役行者が開いた金峯山寺蔵王堂があり、この地区は世界遺産に登録されております。

田代の山々から見おろす山形市や上山市の夜景は素晴らしいものがあります。10月、11日には天候のよい日には雲海も見られ、こういった古代ロマンや人間と太陽、そして星との関係に興味を持つ人は全国に大勢いると思っております。

これらを活用し、学びの里TASSHOを全国に発信し、田代ににぎわいを取り戻してはいいかかと思っておりますけれども、市長の見解を伺いたしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沖津議員から田代の活性化について御質問いただきましたが、先ほどありましたけれども、田代地区の地域づくりの拠点となる学びの里TASSHO、昨年4月にオープンをさせていただきました。運営は地域の方々が組織するNPO法人が行っていただいております。

昨年度は小中学校の合宿、それから大学生な

どを中心にして、宿泊者数は1,000人を超えております。また、レストランたしろ亭も多くの方から御利用いただいているところであります。

このNPO法人については年間を通して里山体験プログラムを実施してもらっています。豆腐づくりとか天下森トレッキングとか、先ほどお話ありました星空の観測でありますとか、それから、冬場スノーシュートレッキングなどもしていただいて、多くの方から御参加をいただいているところであります。

御質問の巨石の御質問でありますけれども、研究者の方あるいは愛好者の方でつくるイワクラ学会が主催をするサミットが去る9月に宮城県の白石市で開催されたと聞いております。山寺の立石寺、それから田代地区の巨石を視察するというような記事も新聞で拝見させていただきました。

これまで田代地区に存在する巨石に関することについては直接研究者の方から具体的なお話をお聞きしてはおりませんが、資料などを拝見させていただきますと大変ロマンあふれるお話だというふうに拝見したところであります。

御提案のように多くの方が訪れるきっかけとなれば、田代地区の地域の活性化にもつながることになるかというふうに思います。今後いろいろな機会を捉えて地域の方々や、あるいは専門家の方々からいろいろお話をお伺いをしていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 どうも答弁ありがとうございます。

10月の連休を利用して徳島県から一級建築士をなさっておられます岡本静雄さんという方がその場所に来まして、たまたま連休ですので6日間ぐらいの予定で来たんですけども、素晴らしいところだということで山の中に1週間ほど泊まって、東西にひもを張ったりして、ちょうど調べて何かをしているところに私はたまた

ま連れていってもらって見てきたんですけども、すばらしいところだと、日本そのものだと言うわけです。私はその日本そのものとはどういう意味だかはちょっとわからないんですけども、日本の原点というか、そういうものだったのかなというふうに感じてきたところでありました。

巨石については約4,000年前の縄文中期から後期にかけて人工構築物、磐座ということであり、古代人にとって太陽の観測装置であり、重要な祭礼の場所でもあったと思われまます。太陽の動きを観測し、四季の移り変わりを判断しておりました。

また、当時正月における太陽の復活を願った場所でもあり、祭殿の前では復活祭を行っていたと思われまます。鏡石隣の岩のV字の岩には秋分の日、秋の秋分の日と春分の日です。太陽の光がその場所から観測できるということで、季節がわかっていたのではないかなというふうに思います。

山全体を御神体としており、冬至前後には巨石は黄金に変化する石など貴重な遺跡が多くあり、後世に残していくとともに多くの興味ある方々に田代にお越しいただいて、また、点在する遺跡を見て歩くためにも散策路の整備も多少しなければなりません、大きな新しい観光資源になる可能性は十分にあると思われまます。

教育長の見解を伺いたいと思われまます。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 沖津議員から御質問ございました田代の巨石群であります、縄文時代の古代人にとって太陽の観測装置とか、あるいは祭礼をした場所ではないかということでございますけれども、このお話は大きな石が重なり合った威風堂々のさま、そして眺望のよさも相まって、古代へのロマンを大いにかき立てるものだなというふうにお聞きしたところでございます。

日本には秋田県あるいは北海道に多く見られ

るストーンサークルと呼ばれる巨石群がございますが、天文台説あるいはお墓という説あるいは祭礼をした場所ではないかという説、これらを組み合わせた説などがあって大いに興味をかき立てるものでございますが、この巨石群がつけられたのは、先ほど議員から御指摘があったとおり縄文時代の中期から後期だというふうに言われております。

田代の巨石群の近くには田代水上遺跡がございますけれども、この遺跡は縄文時代の早期から前期の遺跡でありまして、周辺には縄文の中期、後期の遺跡は発見されておられません。それで、縄文の中期、後期の人々が田代の巨石群において活動していたという確実な証拠は残念ながら現在のところは確認できていないというところでもあります。

また、この田代の巨石群の石質でございますが、周囲の地盤も含め葉山の噴火でできた火山岩であるというふうに推測されておりますので、巨石群の周囲から土器とか石器等の遺物散布、いわゆる人々が生活したのではないかという、そういった証拠になる遺物散布が確認されておられませんので、巨石群が人工の構築物であるかどうかの判断は現時点では難しいのではないかと教育委員会としての見解でございます。

教育委員会としましては、文化財の指定あるいは保存活用ということが教育委員会の行うそういった立場でございますので、教育委員会の立場としては、大変申しあげにくいことではございますが、田代の巨石群を遺跡として情報発信をしたり、あるいは散策路を設けて周辺の整備などをしていくには、確かな学術的根拠のもと考古学的な見地から判断する必要があるというふうに考えているところでございます。

田代の巨石群は観光資源及び地域おこしの素材としては大変魅力のあるものだというふうに思われまます、現時点では遺跡であるというふうな確証が得がたいものでございますので、今後

の推移を見守っていききたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 私が今質問をさせていただいてありますが、先ほど教育長のほうからもありましたように、観光地あるいは興味のある方に来ていただければそれでいいわけでありまして、何も教育委員会がこの石は価値がありますよなんて言ってもらわなくても結構なんです。私としては、

そういうものだなというふうに思っておりますし、全国にこういった興味のある方は大勢いますし、パソコンなどにもアクセスなどもどんどん来ておるといふふうに聞いておりますので、そういったところで好きな方、興味のある方にとっては非常に価値があるものでありますので、そういうことなのかなというふうに思っているところであります。

東日本大震災を経験した我々世代は、これから来るであろう災害に備えなければなりません。田代の巨石は不安定と思われる続石の巨石であってもびくともしませんでした。

我々現代人も古代人の残した遺物から知恵を学び取る必要があります。超古代人の築いた巨石文化は現在忘れ去られようとしております。まだまだ山深くに眠っております。太陽の光を確認する田代の巨石の類いは今のところ岐阜県金山巨石群、愛媛県松山市白石の鼻と言われるものの、全国3例しかありません。大切に保存しなければならぬと思っております。

市長の見解があればお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては田代地区というのは出羽三山の山岳信仰で栄えた葉山の中腹に位置するさまざまな地域資源を有しているところであって、里山の風景など美しい自然も色濃く残っている、そういう意味で日本の原風景とい

うふうに言われた方もこれ一理があるのかなというふうに私も思っております。

そして、この巨石については御提案のように興味を持たれている方々にとっては田代地区を訪れて、あわせて地域の魅力なども知っていただいて、いろんな情報を発信していくことについては大変ありがたいことだし、そういうことが地域づくりを後押しする取り組みになっていくんだろうというふうに思いますので、議員からお聞きをした内容などについてぜひ地域の皆さんともいろいろ情報交換をしながら、共有をしながら何ができるか考えていききたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 御答弁ありがとうございます。私もできれば多くの皆様に来ていただいて田代をにぎやかにしていきたいなというふうに思っておりますので、少しは興味を持って今後してみたいなというふうに思っているところであります。

次に、通告番号21番、姉妹都市交流の考え方についてお伺いいたします。

先月21日の読売新聞によれば、日韓関係の悪化を影響とした韓国人訪問客の減少がとまらないと、10月の韓国人客は過去最低最悪水準の前年度比65%減となり、訪日客全体もマイナスに転じた。日韓とも航空観光業の打撃は深刻だ。政治リスクの影響が大きい近隣国への依存度を下げられるためにも幅広い地域から訪問客拡大が求められていると掲載がありました。

これまで行政を初め、民間団体、農協、文化スポーツ団体など多方面での交流を続け、2020年東京オリンピック・パラリンピックのスケートボードホストタウンになるなど交流も深めてきましたが、このような状況であるときこそ姉妹都市交流をもっともっと進めるべきと思質問をさせていただきます。

まず、寒河江市と安東市の友好交流を深めて

きた経緯と経過についてお伺いいたしたいと思
います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市と大韓民国安東市との
友好交流のこれまでの経過、歴史などについて、
企画創成課長のほうから具体的にお答えを申し
あげたいと思います。

○柏倉信一議長 企画創成課長。

○中田隆行企画創成課長 お答えいたします。

安東市とは昭和49年2月に姉妹都市締結を行
っておりますが、当時の駐仙台大韓民国領事が
安東市出身で、本市のさくらんぼ栽培に興味を
持たれたことがきっかけとなっております。以
来、相互訪問を中心とした交流を継続しており、
近年の状況としましては、平成26年10月に姉妹
都市締結40周年を記念し、安東市長、市議会議
長を初めとする12名の訪問団を本市にお迎えし、
記念植樹や交流発展宣言を行っております。ま
た、平成27年、29年には議長を初めとする訪問
団が安東市を訪れ、市長、議長と意見交換を行
ったほか、安東国際仮面舞フェスティバルに参
加しております。

なお、先般の渡邊議員の御質問の中でも答弁
しておりますが、本年5月には市長が姉妹都市
締結45周年を記念し2回目の訪問を市国際交流協
会役員の皆様と行っております。

さらに、民間レベルでは、平成7年にJAさ
がえ西村山と安東農協が姉妹農協締結、平成10
年には寒河江さくらんぼロータリークラブと安
東中央ロータリークラブが姉妹クラブの締結を
行っているほか、平成28年には韓国美術協会安
東支部主催の国際儒教文化書芸大会に寒河江市
書道会の会員の皆様が出品し、芸術文化の交流
を図っております。

そのほか、本市においては駐仙台大韓民国総
領事館とも連携を図りながら、交流事業の円滑
な実施に努めております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 どうもありがとうございました。
大変姉妹都市締結してから月日がたっているん
だなというふうに今感じたところであります。
さまざまな事業も行っていただいているんだな
というふうなことでございます。

6年ほど前、先ほどもありましたけれども、
寒河江の議長さんが向こうに行ったときに、ぜ
ひ向こうの議長さんも来てくださいなんていう
ことで、次の年たしか予算もとったんですけれ
ども、流れた経緯もありました。そんなことで、
来年あたりぜひまた復活させて呼んでいただい
ければなというふうに思っているところでござい
ます。

次に、友好交流の現状と評価と課題について
伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 大韓民国安東市との姉妹都市締
結以来、45年になって交流を継続しているわけ
でありますけれども、これには相互理解、それ
から信頼関係というものが土台になっているわ
けであります。大変我々としては意義深い45年
なのではなかったかというふうに思います。

交流の経過、先ほど課長のほうからも答弁申
しあげましたが、民間での交流も活発に行われ
ているところでありまして、姉妹都市の意義な
ど市民の皆様からも御理解をいただいていると
いうことになろうかというふうに思います。

今回、来年の東京オリンピック・パラリンピ
ック競技大会の寒河江市のホストタウンを大韓
民国として申請をして今やっているわけであり
ますけれども、その大きな要因には安東市との
姉妹交流がその底辺にあるというふうにも思っ
ているところであります。

御指摘のとおり報道などによりますと韓国か
らの訪日観光客などが激減をしている、航空機
路線の廃止あるいは減便などが行われて、経済
への影響も大変大きい地域もあるというふうにも
聞いているところであります。

私どもは今後とも安東市との深い友好のきずなはこれからもいささかも変わるものではありません。

しかしながら、隣国であって国家間の関係というのは大変やはり重要なものだというふうに思いますので、今後よい方向に向かっていくことを強く期待しているところであります。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 市長からもますますこれからはしたいということですので、大変すばらしいなというふうに思っております。

また、友好交流の考え方についてお伺いしますが、一昨年ほど前、10月に安東市をこれまで訪れていなかった寒河江の議員が仮面フェスティバルに合わせて訪問させていただきました。すばらしい壮大な祭りで、行った議員皆さん感動してきたところであります。

また、この方々は歓待を受けてまいりましたし、安東市民は儒教が生まれた誇り高い土地で、先祖や歴史、伝統を大切にす地域であり、現在も文教都市として若者の多い慶尚北道の中心都市でもあります。

政府ではよい関係とは言えない状況であります。民間ではヤフーとラインが経営統合で基本合意され来年10月から実施に向けているということでもあります。こんなときこそ担う若者を含めた各級にわたり姉妹都市と交流を深め、国内外に寒河江のよさをPRと同時に交流のあり方をアピールしてはと思います。ぜひ来年度中にも交流を行っていただきたいと思っております。

もちろん相手国の都合もあるわけですので慎重にしなければなりません。市長の見解を伺いたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことし5月に安東市長、権寧世市長のところに訪問をして懇談をした際には、安東市においても最近では人口が減少しているんだというような、出生率も低下して若者が都市

部へ流出しているというふうなことを大変懸念しているというお話をお伺いをして、寒河江市と同様な課題を抱えているというふうに認識をしたところであります。

今回は45周年ということでお邪魔をいたしましたが、権寧世市長からは周年事業にこだわらず必要に応じて随時交流を深めていきたいというような御提案をいただいたところであります。

私のほうからは、寒河江にはグリバーさげえというところがあるわけでありまして、また、安東市には安東湖があつて、あちらでもカヌー競技が行われているということでもあります。カヌーなどを初めとしたスポーツを通じた交流ができないのかどうかなどということでも話をさせていただいたところでありますので、今後、5月の懇談の内容なども含めて幅広い分野での交流ができるように具体的な事業について検討していきたいというふうに思っているところであります。

いずれにしても、姉妹都市交流についてはその事業の趣旨というものを明確にして、また、市民の皆さんから御理解をいただきながら、実のある交流事業が展開できるように努めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 大変前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

寒河江市では姉妹都市交流として大韓民国安東市、それからトルコ共和国のギレスン市、国内では神奈川県寒川町と長年にわたり交流をしてまいりました。お互い歴史や文化は違いはあるものの、お互いを理解し合い長年交流を深めてこられたことはすばらしいことでもあります。これまでおつき合いをしていただいた諸先輩方に敬意を表し、今後ともさらなる交流の発展を願うところであります。

市長の見解があればお伺いして、この質問は終わりたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来申しあげておりますけれども、これまでの姉妹都市の3つの都市と長い間にわたって交流を深めてきましたが、交流を深めてきたこと自体が寒河江市の歴史でもあるし、我々の誇りでもありますから、そういったところを大変大事にしながら、さらに新しい時代の交流のあり方なども含めて検討していきながら、さらに一層のきずなを深めていく事業を展開していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 大変御答弁ありがとうございます。これからさらなるお互いの発展ができればいいのかなというふうに思っているところがあります。

次に、通告番号22番、公園のあり方について伺います。

市内にあります公園は、児童公園、都市公園、近隣公園などさまざまな公園があると思います。国の補助金や県の補助金、日赤あるいは赤い羽根の補助金などさまざまあると思いますが、現在寒河江市が管理している公園並びに把握している公園の仕分けと箇所数、そして対応について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市が管理する公園の種類と数、その対応ということでありますので、建設管理課長のほうから具体的にお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 土田建設管理課長。

○土田理一建設管理課長 お答えいたします。

市が管理する公園の種別とその数についてでございますが、市が管理する公園には市の都市計画で位置づけられ都市計画区域内に設置されている都市公園と、宅地開発を行う際に設置が義務づけられている開発緑地、そして、それ以外の市所有の土地につくられた公園に大別され

ます。

都市公園につきましては、その公園施設の状況により総合公園、街区公園、広場公園、近隣公園、都市緑地などに区別区分されます。

それぞれの公園の数でございますが、総合公園は寒河江公園の1カ所、街区公園は八幡原第1公園など22カ所、広場公園はほなみ団地第1号公園など11カ所、近隣公園は西根公園など4カ所、都市緑地は最上川寒河江緑地など8カ所で、都市公園としては合計46カ所となります。

また、開発緑地は59カ所、その他の公園は21カ所となっております、市全体として126カ所の公園を管理しております。

なお、市内に54カ所の児童遊園が設置されておりますが、これにつきましては町会などが設置者であり、遊具等の設置に際しては市の社会福祉協議会から補助金が交付されておりますが、管理につきましては全て設置町会などが行っているところでございます。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 改めてお伺いをしますと、126カ所ということで大変多い数だなということを変更して感じた次第であります。

市民の声としてはほとんど利用されていない公園も多く見られると。雑草取りや落ち葉片づけなど、本当に町会の方々も管理に大変御苦勞をされている公園がいっぱいあるということでもあります。利用されていない公園はないのかという声もあります。

現在の維持管理の内容について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 維持管理の内容についても建設管理課長のほうから具体的にお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 土田建設管理課長。

○土田理一建設管理課長 お答えいたします。

市が管理する公園につきましては、それぞれ

の公園が存在する町会などに通常の維持管理について御協力をいただいております。

内容としましては、それぞれの町会などの都合に合わせ頻度などは自由に決めていただき、公園内の除草、ごみ拾い、トイレがある場合には定期的なトイレ清掃、樹木がある場合には落ち葉の清掃、公園の使用に際して邪魔になるような下枝の剪定などをお願いしており、これに対しては年1回、少額ではありますが市から報償をお出ししております。

なお、遊具等については毎年専門業者への委託により安全点検を実施し、市において修繕、更新等を行っているほか、高木の剪定については各町会から連絡や要望があった場合に状況を確認し、専門業者に委託しているところでございます。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 答弁ありがとうございます。

町会や委員の方には幾ばくかはお支払いして管理をいただいているところもあるという話でございました。

最後に、今後における対策と用途変更なども含めてこんなことができないのかなということでお伺いをしていきたいと思っております。

例えばあそこの郵便局、寒河江市の郵便局の向かいにある公園ですが、木が鬱蒼と茂り暗くてトイレも古く、利用されている方はほとんど見かけたことがありません。先月末には落ち葉が落ち、町会関係者も掃除をしても次々と落ち葉が落ち、見た目も悪い状況が続いております。

このような場所についてはきれいに整備をして、駐車場や災害時の避難場所としてはどうかというふうに思います。そうすれば、一時的には金はかかりますが管理費は極端に減るものと思っております。

また、ひがし公民館や郵便局、金融機関、飲食店なども駐車場になれば利用できるわけでありますので、こういった利用はできないものな

のか。その他にも使われないような公園の用途を変更するなどして、思い切って宅地として販売するなどはないのか、御意見を伺いたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の寒河江郵便局向かいの公園、これ丸内緑地というふうに言っておりますけれども、この緑地については都市公園の中の都市緑地に該当する公園というふうに位置づけられております。昭和56年に供用が開始されて38年が経過しているところであります。

いきさつとしては、昭和56年ごろに県道天童大江線の道路新設の事業に合わせて周辺の東寒河江地区の都市整備が行われて、寒河江城址の保全も含めて良好な都市環境を形成するという目的で整備されて、樹木の植栽などによる緑のオープンスペース確保のためなどもあって整備されてきているものであります。

今、都市緑地、都市公園ということをお願いしましたが、都市公園というのは都市公園法によって整備がされてきているのであります、都市公園法というのは大変基本的に保存ということが強く掲げられています。つまり用途変更など廃止するなどという場合は非常に限定的でありまして、そういうようなものは大変ハードルが高いというふうになっております。

用途変更、つまり廃止が可能な場合としては、廃止しようとする都市公園の代替となる公園が周辺に設置された場合でありますとか、都市計画事業に伴い公園以外の施設に変更する場合、または人口が減少によって廃止したほうが公益的であると判断される場合などに非常に限られているというふうになっておりますので、そういう意味では御提案ありましたような用途変更というのはかなり難しいというふうに考えられますけれども、工法などいろいろ御提案もありましたが、いろいろ工夫をしてその利活用を工夫していく、工法などを検討してその利活用を

工夫していくということを考えてみたいというふうに思っております。

また、御質問にもありましたとおり、高齢化あるいは市中心部の人口減少などによって大変公園の管理作業が難しく、大変厳しくなっているというような御意見もさまざまな地域からいただいているのも事実でありまして、先ほど数を申しあげましたが、どの公園も開設してから結構な年数がたっているということは、樹木も大木になっているというようなことがあって、その落ち葉の量も多くなっているということがありますので、もちろん剪定なども小まめにしていくことにいたしますけれども、それだけでなくてやはり思い切って樹木を大胆に伐採するなどということをしていかないと、公園管理にかかわる町会などの皆さんの負担を軽減することになっていかないだろうというふうに思われますので、できるだけそういう対応をいろいろ検討して地域の皆さんと相談をしながらしていきたいというふうに思います。

それからもう一つだけ、開発緑地というものも申しあげましたが、昨年度地元の町会の皆さんからの要望があって、除雪の雪押し場として活用できるようにフェンスを撤去したり障害となる樹木を伐採などをして改良を行ったという、そういう事例もつくらせていただきましたので、地域によってそういう要望があって、これから冬の期間になりますけれども、要望があれば我々もできるだけ対応を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 沖津議員。

○沖津一博議員 大変ありがとうございます。

先ほど市長が言われたようにハードルが高いかいろいろな問題があって、するのも大変なんだということでもありますけれども、やはりあそこの公園を見ると先ほど市長が言ったように木も大きくなってもう剪定するのも大変なような状況でありますし、落ち葉が落ちる量も半端

でないぐらい多くて、近所の方も片づけなんかしていただいているんですけども、幾ら片づけてもきれいにならないということでもありますし、市の職員には優秀な方がこれほどいるわけですから、どんな難問にも立ち向かってきれいにしていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、土地開発公社を初め民間業者の開発による土地の開発に伴い一定程度の緑地が義務づけられております。この体系は決して満足できるとは言にくい状況と感じております。

将来近隣住民の負担を軽くするためにも行政の主導のあり方が課題と思います。今後の対策について要望させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

後藤健一郎議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号23番、24番について、6番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 今回の一般質問、10人目となります、後藤健一郎です。

私の前の一般質問で関連する事項もありましたので、そういうことも踏まえながら早速質問に入らせていただきたいと思います。

通告番号23番、寒河江公園の整備と維持管理についてです。

平成25年度に寒河江公園再整備基本計画が策定されました。寒河江公園をつつじ園、歴史とさくらの丘、青空広場、多目的運動広場、アカマツ林育成、花木林の6つのゾーンと市野球場、アクセス道路、駐車場の3つの施設について順次整備を行っていく計画となっております。現在の進行状況について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江公園再整備計画の進捗状況について建設管理課長のほうから具体的にお

答えを申しあげたいと思います。

○**柏倉信一議長** 土田建設管理課長。

○**土田理一建設管理課長** お答えいたします。

寒河江公園再整備計画につきましては、御案内のとおり都市計画決定しております公園区域を54.1ヘクタールを6つのゾーンに分け整備を進めるとともに、アクセス道路の整備や施設の経年劣化を解消し、1年を通して楽しむことができる花咲か山とすべく、さらなる魅力づくりを目指して整備事業に取り組んでおります。

再整備計画の進行状況でございますが、これまでは、平成26年度から29年度までの4カ年をかけて公園南側からの進入路、市道寒河江公園アクセス線の整備を事業費約3億円を投じて整備しております。また、平成26年度には市制施行60周年記念事業に合わせ、つつじ園の拡張工事及び園路新設工事を事業費約3,600万円を実施しております。

本年度からはさくらの丘並びに青空広場ゾーンの整備に向け、公園用地、さくらの丘、外5カ所ですが、民地の境界復元に取り組んでおり、今後有利な補助事業などの活用を図りながら青空広場ゾーンの整備を進めてまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** 御答弁ありがとうございます。

今答弁を伺いまして、さまざまところが現在進行しているということがわかりました。

しかし、今おっしゃったアクセス道路なんかは非常にいい例なんですけれども、ぱっと見でやはり劇的に変わらないとなかなか市民の皆さんには伝わりづらいというところがあるかと思えます。

私は議員という立場でありますので、いろいろな機会でも市長あるいは担当課の方から進捗状況というものを伺うことができます。しかしながら、市民の皆さんが全てそうかという、やはりそうではない方のほうが多いと思えます。

したがって、平成25年の3月から4月にかけてパブリックコメントを実施しておりますので、市民の方の中にはいつあの計画のように変わるんだらうと思っていられっしゃる方もある程度いらっしゃると思います。

先ほど申しあげたとおり劇的に変わらないとなかなか取り組んでいることが市民の皆さんには伝わりづらいので、こういった長期にわたる大がかりな計画に関しては定期的に市民の皆さんへ進捗状況をお伝えしていかなければならないと思えますが、いかがでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** おっしゃるとおり、なかなか計画が市民の皆さんにその進捗状況がわからないということがあろうかと思えます。劇的に変わらなければわからない。

劇的に変わるというのはどういうことかという、やはり道路が新しく切れたり、今まで咲かなかった花が一気に咲いたりとか、そういうことになるんだらうというふうに思いますが、そのためのいろんな努力をしているわけなので、やはり市報とかいろんな機会を通じて進捗状況などを定期的にお知らせをして、また新しい話題なども提供しながら、長岡山寒河江公園の状況などもお知らせしていきたいというふうに思えますので、よろしくお祈りを申しあげます。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。そうですね、できるだけ丁寧にお伝えしていただければと思います。

この件に限らず、もちろん行政関係に限らずなんですけれども、やはり動きがわからないというのが一番もやもやするというか、要らぬ疑問を持たれるようなことになると思えますので、ぜひ丁寧に市民の皆さんへお伝えしていただければと思います。

寒河江公園の再整備に関しましては早急に進めていただきたいというところもありますけれ

ども、日本全体を見ますと公園の新設や拡張は一段落し、国や県などからの整備に関しての有利な補助というのはなかなか今ないという状況だと思っておりますので、その辺に関してはできるだけ今後も見据えながらいい補助事業とかあればどんどん進めるというような形でやっていただきたいと思っております。

とは申しまして、これからの人口減少時代は、新設拡張も大事なのですが、今あるものをどうやって維持管理していくかが非常に重要になります。

その現状とか重要性についてはもうつい先ほどの沖津議員の質問にありましたし、市長の御答弁にもありましたので割愛させていただきますけれども、よく自治体の時限爆弾と言われますが、間もなく高度成長期に整備されたものが一気に更新の時期を迎えますので、今後の人口動態を見据えて整備するものは整備する、あるいは集約して整備する、取り壊すものは取り壊すということが重要になりますので、寒河江市でも平成28年に公共施設等総合管理計画を策定しております。

その計画を見ますと、対象施設、1、建築系施設、11の類型に分類した箱物等67施設、2、インフラ系施設、道路、上下水道、公園となっており、公園も課題を抱える公共施設の1つと捉えていらっしゃるのことがわかります。

公共施設の老朽化に伴い維持管理費も増大傾向にあることから、壊れてから直す事後的な維持管理ではなく、壊れる前に直す予防保全的な維持管理を行うことにより、施設の安全性の確保や修繕に要する費用を縮減するため、建築系施設はもちろん、総合公園や都市公園の長寿命化計画を策定している自治体も少なくありません。

話を寒河江公園に戻しますけれども、これまで先輩方あるいは同僚議員の質問で何度か取り上げられましたつつじ園、こちらのつつじは最

近樹勢が落ちてきており、さまざまな手段を用いても回復には数年かかるといった答弁があったかと思っております。先ほど申しあげたとおり、事後的な維持管理は予防保全的な維持管理よりもコストも時間もかかります。余りよい話ではありませんけれども、つつじ園のつつじはまさにその話のとおりになっているのではないかと私は感じるところであります。

さて、さくらの丘の桜ですが、桜の開花状況を見ますと、気象状況や品種の違う桜を植樹していることを踏まえた上でも、私はやはりさくらの丘の全体の樹勢が落ちてきているように感じます。さくらの丘の現状について伺います。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 後藤議員からさくらの丘の現状についての御質問をいただきましたが、関係者の方に見ていただいて御意見なども頂戴しておりますので、建設管理課長のほうから御答弁を申しあげたいと思っております。

○**柏倉信一議長** 土田建設管理課長。

○**土田理一建設管理課長** お答えいたします。

さくらの丘の桜の木を初め、寒河江公園内に植栽している松などの樹木につきましては、市内の造園関係企業4社で組織されている寒河江ランドスケープクラブが、ボランティア活動の一環として毎年作業箇所を決め剪定作業を実施してござっております。ことしも春先にさくらの丘の桜の木の剪定作業を行っていただきました。

その折に病気や害虫の被害状況について確認していただきましたが、目立った病虫害の被害は発生していないとのことで、樹齢が古くなっ

てきたためにそれぞれの桜の品種の特性が強くなるようになり、開花期のずれが大きくなっていると思われるとのことであります。

しかし、八重桜につきましては高齢化により樹勢が衰えていること、その他の種類の桜については大木となったために過密状態となっていることに加え、葛などの雑草が旺盛なため、生育環境としてはよい状況ではないとの御意見もいただいているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、さくらの丘の桜の木の樹勢、さくらの丘だけではなくて寒河江公園全体を見ていただいているということでございましたけれども、その報告をしていただきました。

桜の木の樹勢もそうなんですけれども、今さくらの丘全体という形で見てみますと、現状は桜の咲く春を過ぎると遊歩道はどこが遊歩道なのかわからないぐらい雑草が生い茂っておりまして、とても遊歩道を散歩できるような状態ではございません。そして、今御答弁していただきましたけれども、やはり斜面は葛に覆われておりまして、場所によっては桜の木も葛に絡まれたり覆われたりとしているような状況でございます。その点から、今の御答弁にもありましたけれども、やはり生育環境が余りよくない状態で、その周りの雑草とか桜以外の影響というものが非常に大きく今出てきているのではないかと私は考えております。

そのほか、現状もそうなんですけれども、さくらの丘のすぐ横を通る形でアクセス道路ができましたので、さくらの丘の現状を目にする方がふえたためだと思っておりますけれども、やはり維持管理にこれでいいのかというふうに疑問を感じている市民の方からも声をいただいております。

つつじ園はシルバー人材センターさんへの委託、さくらの丘は市直営で管理をしているという答弁が以前あったかと思っておりますけれども、さ

くらの丘の管理に関してそのときどんなことをしているのかお答えいただいておりますので、私は今年度どれぐらいの予算をとっているのか数字でお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらの丘の維持管理の予算について御質問いただきましたので、これも建設管理課長のほうからお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 土田建設管理課長。

○土田理一建設管理課長 お答えいたします。

6月定例会の安孫子議員の御質問にお答えしましたとおり、さくらの丘の維持管理につきましては草刈りなどの除草作業が主なものとなり、一部市のシルバー人材センターに委託して実施するほかは市直営により適宜除草作業などを実施しております。

これに加えまして、ボランティアを募っての除草や清掃等活動を一昨年から年に2回実施しておりますが、本年度これまでに支出しているさくらの丘に関する維持管理費用としましては、除草関係の消耗品や燃料費など約50万円となっております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、明確に数字でお答えいただきました。50万円という数字でございます。

「桜切るばか、梅切らぬばか」という言葉がありますけれども、確かに桜の木自体は率先して手入れをするものではないかもしれませんが、必要な事態になればということだと思っておりますけれども、やはり今のその50万円という金額を聞くと、私はちょっとあの広さで50万円というのは非常に少ないなというのが私の率直な感想でございます。

私たち関係者は、今御説明もいただきましたけれども、天候とか樹齢によってというところを話を聞いてやむを得ない部分があるのかなというふうに理解いたします。しかしながら、

市民の皆さん、そして訪れる観光客の皆さんがそう思って納得していただけるかという、なかなかそうではないと言わざるを得ないと思います。やはり、そのためには、先ほどから私何回も言っていますけれども、劇的に変わる目に見える形でやっていかなくてはいけないなと思うところでもあります。

例えば近隣の桜の名所と言えば霞城公園がすぐ思いつくんですけども、こちらは花見客が訪れる場所の枯れ枝の除去だけで毎年200万から250万円ほどの予算をとっているということでした。また、南陽市の桜の名所、烏帽子山公園では約150万円の公園維持管理費をとっており、そのほか桜の樹勢回復のために200万円、桜更新木植栽や土壌改良などにも予算をとっているということでございます。

もちろん規模や状況が異なりますので一概に言えませんが、私はやはり先ほど上がった金額ではさくらの丘の公園としての維持管理費としてはやはり足りないのではないかと思います。

公共施設などの維持保全の実施に当たっては、最終的な責任は公共施設などの管理主体である市にあります。限られた職員で公共施設などの維持保全を行うには限界があります。これからの公共施設などの日常的な維持保全に当たっては、できる範囲の中で市民が参画できるように促します。そのため地域で必要な公共施設などを「みんなで支える」理念の普及に努め、市民が協力・実践できる体制づくりを検討します。これはさきに申しあげた寒河江市公共施設等総合管理計画に書いてある文章でございます。

私も今の時代、公共の場を全て行政が管理するというのは非常に難しい話だと思いますし、郷土愛を育む、あるいは市民の方々の市政への参画意識というものの向上のためにも、ことし10月は天候により中止となりますけれども、年2回行っていただいているボランティアによるさくらの丘の草刈り、市長にも御参加いただい

ておりますけれども、ああいった形で広く皆さんから行っていただくというのは、これはやはり必要ですし、素晴らしいことだと思います。

しかしながら、3万平方メートルという広大な敷地で、なおかつ斜面でありますので、維持管理に関してボランティアの方を頼って行うというのはやはり限度があるかと思えます。

近隣住民の方にお話を伺ったところ、さくらの丘になる前はブドウ棚があったと。そのときはこのように雑草で覆い尽くされるようなことはなかった。寒河江公園の再整備計画では現在果樹園のところが公園として整備されることになっている。その場所は今は果樹園なので手入れが行き届いているが、公園になったら同じような状況になってしまわないだろうかという管理について危惧をされておりました。

私が申しあげるまでもございませませんが、建物や橋、道路などがつくられてからその役割を終えるまでの費用、ライフサイクルコストで見ますと、公共施設は最初にかかる建設費というものに一番目が行きますけれども、その割合は全体のうちのおよそ2割。その施設を適切に維持管理し、最終的には解体するまでで8割。つまり建設にかかった費用のおよそ4倍の費用が最後までにはかかると言われております。公園は建築物とは違いますので割合はこうではないとは思いますが、いずれにしろ建設時の費用の何倍もその後お金がかかることは共通していることかと思えます。

ちなみに、寒河江公園再整備基本計画の公園管理の現況には、都市公園の1平方メートル当たりの管理費は全国で302円、山形県では174円、本市では109円となっており、全国、県と比較して低額という状況になっておりますというふうに記載されております。

つつじ園は植栽されてから40年以上、さくらの丘の桜の木は植栽されてから30年以上たっておりますので、寒河江公園の整備をしつつも同

時進行で維持管理にも力を入れていかなければならないと思いますが、寒河江公園の今後について、特に維持管理の費用という点について市長の見解を伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま後藤議員から御指摘のとおり、寒河江公園、現在供用を開始している部分だけでも33ヘクタールと大変広大な面積になっておりますので、その維持管理にもそれなりの費用がかかってくるというふうになっております。

ただ、るる御指摘ありましたとおり、つつじ園、それからさくらの丘については名所として市民はもとより多くの観光客の皆さんから来ていただく、そういう場所になっておりますので、近年大変樹勢が落ちているということ、つつじ園についても桜についても言われておりますから、我々としてはその維持管理をきちっと整えて魅力ある公園にしていかなければならないというふうに考えております。

今年度少し補正予算などもさせていただいて、つつじについては早期の樹勢回復なども取り組ませていただいておりますけれども、なかなかお話を聞くとやはり単発的な対応では将来的に良好な維持管理にはなかなか難しいというような御指摘も受けております。これまでの維持管理体制、どこが不足していたのか、改善すべき点はどうかなどということを造園関係業者などの皆さんからいろいろアドバイスをいただいているところであります。

また、今までの委託体制、委託という形のほかにはやはり指定管理方式などということもとっていく必要があるのかどうかなどについて検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

そういった施設の整備はもちろんでありますけれども、御指摘のような維持管理、特に公園などについてはその維持管理のほうが大変重要

であろうというふうに思いますので、寒河江の顔であるわけでありますので、ぜひ適切な維持管理、管理の充実に一層努めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。今御答弁いただいて非常に具体的な内容も出てきたので、私はもう非常にそこについては安心をしているところであります。

一番最初冒頭に申しあげたところにも関連するんですけども、やはり公園とか建物ってつくるときは国から有利な補助があったりするんですけども、さっき言ったとおりつくるときは全体の2割と。ここに対しては補助があると。

でも、維持管理の、あと終わるまで8割お金がかかると。ここは補助がないので自前でやっつけていかなくはいけないということで、非常にやはり予算がかかるし、なかなか最初つくったときはそこまで、別に寒河江市がどうこうということではなくて、どうしてもつくるときはいけれども、その後の予算までどうしてもなかなか見られないというところが寒河江だけではなく全国的な公共施設等の傾向かと思えます。

公園に関して言いますと、国の方針もこれまでは経済成長とか人口増加というものを背景に緑とオープンスペースの量の整備を急いでおりましたけれども、社会の成熟化、市民の価値観の多様化を背景に緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限に引き出すことを推進するというほうに今国のほうでは方針を転換しているようです。

さっきの沖津議員の答弁で市長おっしゃってございましたけれども、都市公園法ですね。こちら2017年に一部改正されておまして、公募設置管理制度、パークPFIの支援制度というものも創設されておりますし、それに前後して公民連携で都市公園を利活用して、維持管理ということではなくてそれを利活用して稼ぐスパー

スにするという取り組みが全国各地で行われております。

いわゆるパークマネジメントと言われていることなんですけれども、都市公園の維持管理、利活用にはさまざまな手段、方法があります。やはりそういった手段を考慮して、先ほどもう具体的な話、指定管理という名前も挙げていただいておりますけれども、市直営だけではなくていろんな方法を検討していただきたいと思っておりますけれども、市長の考えを再度その点について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど来申しあげておりますけれども、寒河江公園、花咲か山でありますし、市民の憩いの場所、市民が誇る公園でありますので、何としても特に花については毎年きれいに咲き誇る、そして、春あるいは初夏を告げる花を市民の皆さんに見ていただく、そういう場所に今後ともしていかなければならないというふうに思っておりますので、そういう意味でいろんな手法を駆使しながら、知恵を出し合いながら、さらに市民の皆さんからもいろいろ御協力をいただきながら、その復活を果たしていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

○**柏倉信一議長** 後藤議員。

○**後藤健一郎議員** ありがとうございます。

ぜひ今ある資源を有効に活用しつつ、そして寒河江の顔ということでしたので、寒河江市民が誇れる場所にさせていただきますようお願い申しあげて、この質問に関しては終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、通告番号24番、新学習指導要領実施に伴う小学校の取り組みについてであります。

学習指導要領は10年に一度改訂され、全国どの地域で教育を受けても一定水準の教育を受けられるように定められている基準であり、各学

校はこの学習指導要領に基づいてカリキュラムを編成をしております。

ことし4月から幼稚園、来年4月から小学校、2021年4月から中学校、2022年から高校が全面実施となります。今回の一般質問はすぐそこに迫っております小学校に絞って伺いたいと思います。

以降、学習指導要領改訂の全面実施を新学習指導要領とさせていただきます。

前回、脱ゆとりということで授業時間数の増加や新たに外国語活動が盛り込まれました。新学習指導要領では、予測困難な時代にあってもみずから学び、みずから考え、行動できる生きる力を育むことを目指すとしております。

新学習指導要領について寒河江市としてどのように取り組んでいくのか、各学校にどのような指導をするのか。ことしは移行期間になっておりますので、もう既に行っていることもあるかと思っておりますけれども、それらを含めて伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 議員から御指摘ありましたように、来年4月から小学校においては全面実施というふうになります。そのため、小学校において新学習指導要領の趣旨、先ほど議員からもございましたけれども、そういった趣旨を十分に踏まえた教育課程の編成、実施がなされるように、これまでも校長会、教頭会、教務主任会、また指導主事等による学校訪問などで指導助言をしております。各学校においても移行措置の内容に基づいて適正な教育活動が行われているというふうに認識しております。

新学習指導要領の実施に当たっては、道徳の教科化、それから3、4年生への外国語活動の追加の導入、それから5、6年では外国語、今度は活動ではなくて教科になるわけですが、そういったものの導入、そして、プログラミング教育の導入というものが大きな課題であるとい

うふうに認識しております。

道徳の教科化につきましては、平成28、29年度に市の教育研究所において道徳の教科化に向けた研究に取り組んでおります。教科化に向けて土台となる全体計画の作成、それから評価について情報交換しながら研修することで各学校で準備を整えて、昨年度からもう既に先行実施しているというふうな状況でございます。

外国語活動と外国語科への対応につきましては、昨年度と今年度の2カ年で市の英語教育推進会議と共催をしまして、先生方が実際に授業を見合ったり、また、全国学テの中学校の英語の話すことという部分のそういった問題を解いたりするなどして、指導と評価について研修会を実施して、それらを各学校で生かしながら準備を進めているといったところでございます。

また、今年度から3、4年生では年間35時間、週にしますと1時間ですけれども、外国語活動を実施しておりますし、5、6年生につきましては年間70時間、週2時間の外国語科の授業を先行実施しているといった状況であります。

そのためにアメリカ人の外国語指導助手、ALTを3名配置していることに加えまして、昨年度よりは外国語活動の授業支援あるいは充実推進を目指して、日本人の外国語指導支援員、AETと言っておりますが、3名を配置しまして、担任教諭と一緒に授業を行うことで質の高い学習指導要領に対応した学習になるように取り組みを進めているといったところでございます。

プログラミング教育につきましては、全ての教科等でコンピューターを利用して論理的思考力を身につけさせるというものが狙いでありまますので、今年度は北村山の視聴覚センターの指導主事から学習の進め方というテーマで研修会を実施しておりますし、教頭会においても県の教育センターから指導主事を招聘して小学校プログラミング教育についてというテーマで講義

と演習を行っております。

また、次年度からのプログラム学習を効果的に行えるようにということで、今年度全ての小学校に1クラスの児童が全員使用できるようにということで、290台のタブレットを導入しておりますので、それらを有効に活用しながら次年度の指導にしっかりとつながるよう研究をしてみたいというふうに考えております。

いずれにしましても、教育委員会としましては各学校において次年度からの新学習指導要領による教育課程が円滑かつ効果的に実施されるように、引き続き教育委員会として指導してまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 御答弁ありがとうございます。

今もう具体的な内容までも教育長のほうから御説明いただいたので、簡単に言えばプログラミング学習が始まる、道徳が教科になると、そして、外国語活動から現行の5、6年生から3、4年生に早まって、しかも5、6年生になっては正式な教科になるということで、非常に今簡単に御説明いただきましたけれども、すごくボリュームある内容を今年度からもう実施いただいているところであります。

また、今回の学習指導要領によって6年間の標準授業時数は現行の5,645時間から5,785時間と、非常にこちらも増加いたします。先ほど御説明いただいたとおり、新しい内容も盛り込まれるし授業もふえると。そうなるとやはり先生方は、教材やカリキュラムなど授業の全てを根本からもう見直さなくてはいけないという状態になっております。また、何を教えるかだけではなくて、どう教えるか、今以上の工夫が必要になり、労働時間の増加が心配されております。

文部科学省、以下文科省としますけれども、新学習指導要領では、学校教育の効果を常に検証し改善することをカリキュラムマネジメントの方策にもしております。

現状でも先生方の長時間労働は非常に問題視されておりまして、2019年1月、文科省の中央教育審議会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を取りまとめております。

もう既に学校で働き方改革の取り組みが始まっているかと思えますけれども、この先生方の働き方改革について寒河江市ではどのように考え指導しているのか、こちらもう既に行っているところがあると思えますので、そういった部分を含めて伺いたいと思えます。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員から御指摘のありました2019年1月の中教審で出されました学校における働き方改革に関する総合的な方策についての答申が取りまとめられて、その取り組みが全国で進められていますと。

その答申の中ではこのような言い方をしています。子供のためであればどんな長時間勤務もよしとするという働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであればそれは子供のためにはならないと、こういうふうに述べております。

さらに、学校における働き方改革の目的について、みずからの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職の人生を豊かにすることで、みずからの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること、ということが働き方改革の目的として述べられております。

しかしながら、実際には公立小学校の教員は授業や学習への対応だけではなくて、子供たちの生徒指導上の問題あるいは事故への対応、保護者との相談等への対応など、勤務時間外に及ぶ業務が日常的に少なくないといった現状がございます。

教育委員会としまして、本市の教職員の勤務実態把握のために、文科省で定めた公立学校教師の勤務時間の上限に関するガイドラインというものがございますが、それに基づいて時間外勤務時間の状況の把握を行っておりますけれども、ことし7月から調査を開始しておりますが、小学校教諭の時間外勤務は7月と9月が約4割の教員が文科省のガイドラインで定めます月45時間を上回る時間外勤務を行っているという実態がございました。まずは業務の精選、削減、効率化、改善を図っていくことで、このガイドラインで定められた月45時間、年間360時間の実効性を高めることが重要だというふうに考えているところでございます。

学校の働き方改革につきましては、県の教育委員会でも昨年度に働き方改革の取り組みの手引というものを策定しております。業務削減につながる効果的な取り組み事例を紹介して、それを各学校への活用を促すとともに、今年度はさらに事例の共有化と意識改革、そして、地域、保護者に向けた啓発を進めるためにリーフレット「働き方改革通信」というものを毎月発行しております。

各学校でもこれらを参考にして現状を分析し、実現可能なものから精選しながら、教職員で知恵を出し、議論を通して時間外勤務の削減に向けて取り組んでいるというところでございます。各学校からは、学力向上支援員等の活用、学校行事の日程やその取り組みの見直し、定時退校日や午前授業とするゆとりデーの設定、日課表の見直し、PTA活動の見直し等が働き方改革の具体的な事例として報告されているところでございます。

教育委員会としまして、各学校の取り組みを評価をしながら、今後策定が予定されております山形県公立学校における働き方改革プランの動向も注視して、働き方改革にかかわる事例等についても積極的に情報提供を行って、各学

校の実情に応じた勤務時間内の業務改善について適切に指導、そして学校における働き方改革の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今非常に、働き方、改革の内容もそうなんですけれども、現状に関して非常に今7月からの調査で4割の方が基準よりも上回っているというんでしょうか、という状態になっているというお話を聞いて、非常に重い報告だなと思って聞かせていただきました。

現状もそうなんですけれども、来年から新しい新学習指導要領が始まるというと、授業数も今よりもふえると。そして、新しい教科もふえると。教え方もまた見直さなくてはいけないと。ここを考えただけでももう時間がさらにかかるように感じるんですが、でも、先生方の働き方改革も進めなくてはいけない。要は時間を圧縮しなくてはいけないと。非常にこれは難しいところになっていると思います。

そうなってくると、どうしても教科書以外の学習、学校行事とか課外活動をやはり見直して削らざるを得なくなってくるかと思えます。

もうその動きは既に出ておまして、例えば市全体ですと、先日の渡邊議員の質問にもありましたけれども、来年から市の陸上競技大会と水泳大会が廃止となります。やはりこの2つの大会は先生たちが運営しておりますので、もちろん競技内容とかもそうだと思うんですが、やはりその大会運営のために先生たちが不在になると。学校によっては自習をしなくてはならないというようなところも出てくるというところは、もうこれは何とも改善できないところだったのかなと私は思うところであります。

そのほか、大会とかに限らず、これまで各学校で行っていた行事、例えば私たちの時代だったら当たり前のように感じていた、やっていた行事なども学校側と保護者とで話し合っている

ところもあると。PTA活動の見直しなんていうお話も先ほどありましたけれども、そういうところがあると聞いております。

今後この動きはどんどん加速し、どんどんこういった課外活動とか教科書以外の学習の時間が廃止もしくは削減、縮小していくことになってくると思いますし、これはもう変えようがないところではないかなと思っています。

ただ、そうなってくると、学校は教科書の学習の場所だけになってくるのではないかということをお私に危惧しております。そして、私たちはしようがない、こういうものもあるし、新しいものもあるしと思うんですけれども、果たしてこれが子供たち中心の取り組みなのかと考えると、ちょっとどうなんだろうというところが私の中にはあります。

子供たちはどんな才能を持って生まれたかわかりません。そして、その才能がいつ開花するかもわかりませんし、何がきっかけでその才能が目覚めるのかもわかりません。学習以外で才能を開花させて活躍できる子のステージを奪ってしまうのではないかと。実際先ほどの話あったとおりですが、陸上と例えば水泳が得意だった子は、クラスではなくて学校全体から応援してもらえるという市の大会がなくなることにより、全体から応援してもらう数少ない機会、輝けるステージが1つなくなってしまったわけですし、教科書の学習だけであれば、学習指導要領はそういう意味合いなんですけれども、全国結局どこでも同じ教育となってしまうと、山形らしさ、さがえっ子らしさというものがどんどんなくなっていくんじゃないだろうか。Uターンのきっかけは自分のふるさとの思い出も要因の1つと言われていますけれども、ではその小さいときに寒河江で学んだこと、寒河江での思い出というものも減ってってしまうんじゃないだろうか。

そもそも教科書の勉強だけで学校が楽しいと

思えるのだろうか、そんな危惧さえ私はしております。そもそも新学習指導要領では生きる力を伸ばすとうたっているのに、教科書以外の学習の時間が削られていくのでは、何か本末転倒のような気さえもしております。

先ほど述べたとおり学習時間をとる。先生たちの働き方改革。そして、今申しあげた教科書以外の学習、課外活動の時間。この兼ね合いというのは物すごく難しい問題になっておりますけれども、今見直しをしております教科書以外の学習、課外活動について寒河江市としてどう考えているのか伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員御質問ありましたけれども、来年度からの新学習指導要領への対応、それから働き方改革も進めなければならない現状では、学校が教科書以外の学習、つまり学校行事や課外活動を削らざるを得なくなって、学校が教科書だけの場所になってしまうのではないかという、こういった危惧されての御質問であるというふうに認識をいたしました。

一方で、新学習指導要領の中で重視されている理念の1つに社会に開かれた教育課程の実現というものがございます。この社会に開かれた教育課程でございますが、これからの時代を生きていく子供たちに必要な資質能力は何かということについて学校と社会が共有化していく。そして、学校、地域、保護者が合意形成を図りながら連携協働して、先ほど議員からございましたけれども、子供たちに生きる力を育むことを第一に考えた学校経営が効率よく行われていくということが求められております。

これまで伝統的に行ってきた学校行事を見直して、縮減あるいは縮小したりしている学校もございます。

また、新学習指導要領の中でうたわれております、子供たちが協力してよりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して集団への帰属

感や連帯感を深め、公共の精神を養うということをお大切にしながら、その活動の意味、意義を問い直して子供たちの学習や活動が地域や社会、実生活とつながって役立つという視点から改めて問い直しをして内容を改善しているという学校もございます。

縮減、縮小あるいは改善、いずれにおきましても、目の前の子供たちの姿、地域の実情を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、校長のリーダーシップのもとに教職員全体でカリキュラムマネジメントを行いながら、各学校が特色ある社会に開かれた教育課程といったものを実現しようとしております。

教科書以外の教材あるいは人材を活用しての特色ある実践ということを例を挙げて申しあげたいというふうに思います。

1つは、高松小学校で昨年度より3カ年間継続で行われております県教育委員会指定の子どもベンチャーマインド事業というものがございます。この事業は、社会とかがわりながらこれからの時代を生き抜くために必要となる起業家精神の基盤となるベンチャーマインドを熟成するという狙いとして、3年生から5年生まで総合的な学習の時間に、地区の特色である果樹栽培や稲作、特産の谷沢梅について地元の北陵果樹研究会あるいは谷沢梅保存会等、地域の方の支援を受けながら農業体験やチェリーランドでの販売を通して、生産、流通、販売等について体験を通して学習をしております。

もう一つは、今年度より市内全小中学校で実施しておりますさがえっ子ライフデザインセミナーでございます。この事業は、寒河江の未来を担うさがえっ子が市内外の各界で活躍している方々の講話等によって将来の人生設計を考え、地元で生きることあるいは家庭をつくることの大切さを学ぶということを狙いとしております。これまで市内小中学校10校で19回実施しており、残りの3校も今後実施予定であります。

これまでの講師延べ30名でございますが、地元で事業を営む経営者、農家、音楽家、医療関係者、スポーツ関係者と、多数の方から講話をしていただいております。中には、実演とか、子供たちが主体的に課題解決をできるというふうにワークショップ形式を取り入れたりしてくださっている方もおりますし、子供たちが将来の人生設計について考えるきっかけになるとともに、子供たちの郷土愛、家族愛の醸成につながっているものというふうに考えています。

このセミナーは講師の方にとっても子供たちに話す内容を練り上げるという中で、御自分の人生や職業、寒河江についても振り返る貴重な機会になっているというふうに感じております。

教育委員会としましても、今申しあげたこと以外にも、次年度から市内5つの小中学校で学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを先行的に導入して、地域とともにある学校の取り組みを強力に進めていくこととしております。加えて、全ての学校が社会に開かれた教育課程を策定して、学校、家庭、地域連携による魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりがこれまで以上に推進されるように指導と支援をしてまいりたいと考えてございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

さがえっ子の将来を見据えているいろいろな方策をしていただいていると思いますけれども、子供たちとやはり向かい合う時間をふやしながらかも長時間労働を是正すると。非常に相反するように聞こえますけれども、こういったことをなすために知恵を絞らなくてはならないのが今であり、この来年度というのは非常に大きな転換点になると私は考えております。

先週、国際学力調査で日本の読解力が15位と前回より下がったというニュースが流れました。PISAと言われる国際学力調査ですけども、日本の教育政策はこのPISAに非常に大きく

影響を受けております。前回、2003年に順位が下がったときにはPISAショックと言われて、いわゆる脱ゆとりの教育になるのはこれがあつたせいだと私は思うんですけども、この後授業数がふえてと、脱ゆとりにして、そして、2012年には順位を上げたんですけども、また低下してきたと。

国の政策をここで話すのは違和感がありますし、ここまでこの新学習指導要領について質問しておいてなんですけれども、やはり私はこのニュースを聞いたときはもう学習時間をふやすというのが学力を伸ばすための方策としてちょっと違う方向になってきているのかなというところも感じます。

このニュースを受けて、正式なコメントではないのでお名前を伏せさせていただきますけれども、講演等で全国を飛び回っている教育現場の第一線にいらっしゃる先生に話を聞いたら、子供たちがとても息苦しそうにしていると、そんな状態で数字が上がるはずがない、子供たちが息苦しそうにしているのは子供たちが見ている大人が息苦しそうだからだとおっしゃっていただきました。子供たちが見ている大人というのは、私たち親であったり、そして先生だと思えます。

文科省が6月に公表した新時代の学びを支える先端技術活用推進方策では、目指すべき次世代の学校教育の現場では子供たちのICT活用という教育だけではなくて、校務の効率化というものも含まれておりまして、先生方の働き方改革とあわせてICT活用をどんどん進めていくという自治体も少なくありません。

現在、寒河江でもICT活用によって校務の省力化、効率化を進めていると思えますが、そちらについて今後についても伺いたいと思えます。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 文科省では、子供の力を最大限引き出す学びを実現するとともに、ICTを

基盤とした先進技術を効果的に活用するという
ことで、6月25日に新時代の学びを支える先端
技術活用推進報告最終まとめを公表しており
ます。この中で、ICT機器の効果的活用は業務
の効率化につながり、学校の働き方改革にも資
するものであるというふうにされております。

先ほど申しあげました県教育委員会が策定を
しました働き方改革の取り組みの手引の中でも、
自治体の予算措置により教員の働き方改革に改
善が見られた事例の1つとして、校務支援シス
テム、それから一斉メールシステムの導入など、
ICT機器の効果的活用が挙げられております。

これらを受けまして、本市におきましても学
校における業務の効率化を図るために、今年度
全ての学校に校務支援システムを導入しており
ます。これによってさまざまな情報の一元管理
ができるようになり、名簿情報の管理、出欠席
情報管理、成績処理、通知表作成、指導要領作
成などの業務をこのシステムで行っております。
既に導入済みであります学校保健総合管理シス
テムとも連動して、さまざまな情報を教員間で
共有することにより、きめ細かい指導ができる
ようになるというふうに考えているところであ
ります。

また、ICT支援員を配置しまして、プログ
ラミング学習やタブレット活用に係る授業の支
援、各学校のホームページ作成や更新の作業、
パソコン等のメンテナンス、環境設定など、さ
まざまな業務支援を行っているところでござい
ます。

小学校におきましては来年度から新学習指導
要領全面実施への対応が求められて教員の負担
がふえるということが先ほど御指摘あったとお
り、そういうことが予想されるのではないかな
と思います。

教育委員会としましては教員の負担軽減を図
るために、ICT機器の活用はもちろんであり
ますけれども、さまざまな業務の見直しあるい

は簡素化を検討しながら、働き方改革を推進し
てまいりたいというふうに考えているところで
ございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

非常にいいキーワードが出てきましたね。自
治体の予算措置でこういったものが効果が上が
るといってございましたので、私はやはり
子供が起きている時間で一番長い時間を過ごす
のは学校であり、一番接する時間が長いのは先
生です。私は親としての責任を押しつけるつも
りはありませんけれども、これは変えようのな
い事実でございます。なので、学校環境とか先
生方はやはり子供への影響が大きいものと思っ
ておりますし、未来を担う子供たちが集まって
いるということは、言いかえれば寒河江の未来
も学校環境や先生方の影響が大きいと私は思っ
ます。

先ほどあったとおり自治体の予算措置とい
うものが必要にはなりますが、ICTの活用とか
で省力化、効率化できるのであれば、言いかえ
れば予算で先生たちの労働時間が改善されるの
であれば、他の自治体に先駆けてでも積極的に
導入していくべきと考えますが、いかがでしょ
うか。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 先ほど申しあげましたように、
校務支援ソフトというものはいろいろなところ
で必要性が言われていますし、学校からもそう
いった求めがありまして、今年度導入すること
になりましたし、さまざま必要なこと、学校か
ら要望が出ておりますので、そういったことに
真摯に耳を傾けながら、そして子供たちのため
にどういったことができるのかということ、
予算が必要であれば教育委員会としてもいろ
いろ考えて要望していきたいというふうに考え
ているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

もう今回の質問に関しては答弁者、教育長とお願いしておったんで、本来は予算に関することなので市長かもしれませんけれども、ぜひそういうことでございますので、子供たちのためにもそういったところで省力化できるのであればぜひそういった予算を前向きにとっていただきたいなと思います。

私はこの議会の中では若いほうでございますので、今今の問題もさることながら、やはり長期展望に立った話というものを私たち若い世代が特に頑張っていかななくてはならないと感じております。寒河江公園の維持管理にしても新学習指導要領による学校の環境づくりにしても、10年後、20年後、その先をも考えて、ことしが、今が大事、今始めなければならぬと思ひまして今回一般質問をさせていただきました。

これにて私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

安孫子義徳議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号25番、26番について、4番安孫子義徳議員。

○安孫子義徳議員 令和元年最後の定例議会に当たり、市民の代表として質問できますことに感謝いたします。

12月に入り一段と寒さも厳しくなってきました。6日には最上地方を中心に大雪になり、大蔵村ではこの時期には珍しく1メートル13センチの積雪を観測しました。暖冬という予測もありますが、いよいよ除雪の季節がやってきました。除雪や排雪など毎年のことではありますが、安全・安心な市民生活を確保していただきますようよろしくお願いいたします。

さて、先日、還暦の年祝いということで中学校の同窓会に出席してきました。恩師の先生にも3名お越しいたいただき、高齢にもかかわらずか

くしゃくとしたお姿で、還暦を迎えた私たちにさまざまな角度から人生の機微を話してくれました。

そのような中、懇親会の企画として同窓会の中に精神科の名医がいるということで、川勝先生の認知症についての講演をお聞きしました。

認知症に対する研究はかなり進んでいるようですが、まだ完治できるまでは至っていないとのこと。年をとることは誰もが経験していくことですが、恩師の先生のように元気でおられる方ばかりとは限りません。そこで、一人でも多くの市民の方に健康で長生きしていただくため、また、認知症を患った場合にも安心して暮らせる優しい寒河江市であってほしいと思い、質問いたします。

通告番号25、高齢者の認知症対策について。

今、高齢者が元気で長生きされる人生100年時代を迎えております。その一方、高齢者が増加することにより認知症を患う方も増加傾向にあります。認知症の高齢者は2011年には約460万人でしたが、25年には団塊世代が75歳以上の後期高齢者になることから、大幅に増加し700万人に達するとの推計がされています。

政府や地方自治体は、医療や介護の専門家、地域の人々と連携し、認知症高齢者がどうすれば地域の中で暮らしやすい体制を構築できるか、早急な対策が求められています。

政府は2015年に総合戦略新オレンジプランを打ち出し、ひとり暮らしの高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見、保護など、地域での見守り体制を強化する対策をまとめました。

認知症については、正しく理解し、認知症の疑いのある高齢者を支援する初期集中支援チーム、認知症の人や家族を支える認知症サポーター、自宅にこもりがちな認知症高齢者や家族が安心して集える認知症カフェなどの活動が全国に広がっています。

本市でも認知症についての知識の普及促進の

一環として、認知症に対する正しい理解を持ち、認知症の方や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成を行ってきました。本市では、認知症サポーター養成講座の受講者数の目標を1万人として、企業や地域住民と連携強化による見守り支援活動の促進などに力を入れてきたと思います。

本市における認知症の高齢者の数と今後の推計はどのように考えているのか、さらに高齢化が進む現状において認知症予防に向けた対策も重要になってきますが、今後どのような取り組みを実践しているのかを伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安孫子議員から高齢者の認知症対策について御質問いただきましたが、御案内のとおり全国的に超高齢社会というふうに言われております。寒河江市におきましても高齢化率が年々上昇しております、ことしの3月末現在では31.1%ということになっております。

そういうことから、認知症になられる方も増加しているものと思っております。思っておりますが、寒河江市の認知症高齢者数、実数はどうかという御質問でありますけれども、医師のほうから認知症の診断を受けた方だけでなく、受診されない未受診の潜在的な方というのもいらっしゃるということでもありますので、全数を把握するというのはなかなか難しい状況であります。

それで、ことしの6月に国より示された認知症対策推進大綱というものがありますが、それでは予防と共生を車の両輪として進めていくということを基本理念にしているわけですが、その中では平成30年では高齢者の約7人に1人が認知症と推計しているというふうに言われております。

寒河江市の高齢者数、現在、ことしの3月31日現在では1万2,808人ということですから、ここから推計をすると約1,800人の方が

認知症というふうには推測をされます。そして、これからますます高齢者の人口がふえていくということで、2025年、令和7年では高齢者数が1万3,152人というふうには推計をされておりますので、その時点では2,000人を超えるものというふうには推測をされているところでもあります。

そういった認知症の方々がふえていくということを踏まえてさまざまな対策をしていかなければならないというふうには考えておりますし、先ほど申しあげました国の推進大綱の中で予防と共生というふうなことを理念としておりますので、それに沿った形で寒河江市のほうも進めているところでもあります。

認知症の予防に関しましては、現在実施しております認知症予防教室のさらなる充実、それからいきいき100歳体操、それから高齢者ふれあい元気サロンなどの実施箇所をさらに拡大をしていくということを考えております。やはり社会参加を促して社会的な孤立の解消をしていく、そういうことを進めていくということに考えております。

それから、やはり身近にできる運動を推進をしていく、運動不足を改善をしていく、そして、それに伴って糖尿病でありますとか高血圧症などの生活習慣病を予防していくということが必要でありますので、そういったことは認知症の発症をおくらせる可能性が示唆されておりますから、そういう保健事業あるいは介護予防事業などと一体的な事業としてさらに展開をしていかなければならないというふうには考えております。

また、共生、ともに生きる共生の分野に関しましては、御指摘のとおりこれまでの認知症サポーターの養成ということについて一層力を入れていきたいというふうに思います。今は5,000人台でありますけれども、やはり目標は1万人でありますから、1万人の目標達成に努力をしていく必要があるということでもあります。

そして、市民の皆さんが協力をしながら、そして認知症を正しく理解をして、地域で見守る共生社会というものを実現していければというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 ありがとうございます。

今、市長から御答弁いただきましたけれども、潜在的な認知症患者を含めると2,000人。私ちょっとこの数を把握していなかったの、ちょっとこの市においてはびっくりするような人数なのかなと思っております。

先ほど御答弁いただきましたが、認知症サポーターの養成、あとサポート体制など強化もしていただいておりますが、先ほど認知症サポーターの数を今5,600人ぐらいですか、いると思うんですけども、高齢者が徐々にふえていく、若い世代の方がだんだん減っている。ということは、認知症をサポートするこの幅がある。認知症サポーターだけではなかなかこの認知症に対してのサポートもうまくいかないのかなと思います。

今、認知症の方のひとり歩き、また徘徊への声かけ、「どさ、いぐなやっす」など、積極的に取り組んでいただいておりますが、一見して必ずしもサポーターの方が認知症の方のひとり歩きと判断できないときもあると思われま。

警察庁によると、認知症やその疑いで行方不明になった人は、統計をとり始めた2012年の9,607人からふえ始め、2018年には1万6,927人と、6年連続増加している状況にあります。発見まで日数がかかると亡くなるリスクが高まり、認知症高齢者が行方不明になる場合の対応は地方自治体にとって大きな課題となっていると思っております。

本市においても認知症高齢者が行方不明になってしまった場合の対策について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきます認知症高齢

者が行方不明になったときの具体的な対策などについて、高齢者支援課長から具体的にお答えを申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 鈴木高齢者支援課長。

○鈴木 隆高齢者支援課長 お答えいたします。

認知症の方の行方不明に対する対策については、平成25年度に県内では先駆けとなる「さがえ無事帰る支援事業」として、徘徊の心配のある認知症等の方を事前に登録する事業を整備しており、現在124名の方が登録しております。この事業は県警と地域包括支援センターが連携し、行方不明者の手配など早期発見に向けた取り組みを行うやまがた110ネットワークと連動して行っております。

また、地域住民による見守り活動を充実させていくことが重要であると考えており、徘徊事例を想定した声かけ訓練を実施しております。ことしはより地域密着型の見守り体制を構築するために、10月に醍醐地区におきまして約60名の参加者を得て、地区の防犯協会及び警察等と連携し実施しております。

行方不明者の状況につきましては、寒河江警察署調べによりますと平成30年の西村山管内の行方不明届け出件数は5件、保護件数は23件で、「さがえ無事帰る支援事業」の取り組みを始めたころと比較すると大幅に減少しており、本事業と声かけ訓練などにより地域全体のネットワーク力が高まっていることが一因であると考えております。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 本市においてはそういう取り組みが行方不明者の発見、またそういう助けになっているというふうな感じに聞こえましたけれども、私はやはり先ほど市長の御答弁の中に認知症患者がまずふえているんだという話を伺って、やはり先ほども申しましたけれども、それだけの取り組みではなかなか厳しいものがあるんじゃないかということで次の質問に移らせ

ていただきます。

GPS活用による認知症高齢者の見守りの対策についてです。

まず初めに、群馬県の取り組みについて紹介させていただきます。

2015年9月から早期発見のために群馬県の各自治体と協定を締結し、17年3月までに群馬県内全15の警察と35の自治体で体制を整え、同意、登録した高齢者の顔写真や体格、自転車の防犯登録、手押し車の写真などの情報を共有しています。認知症患者を自宅に閉じ込めるのではなく、散歩もしてもらい、いざというときは社会で捜す仕組みをつくる。積極的に取り組んでいます。

群馬県警によると、道に迷うおそれのある認知症の人に全地球測位システム、以下GPSと言います。この機器を貸し出す取り組みが功を奏し行方不明者が大幅に減少し、警察などに届ける前に見つけるケースがふえました。

群馬県高崎市は2015年10月から「はいかい高齢者救援システム」を運用し、GPSを貸し出して効果を上げています。貸し出した実働件数の中で行方不明届の出された全件で保護につながり、約9割が1時間以内に発見となっております。

方法は、GPSを靴に仕込んで、あとはベルトにつけるお守り袋に入れるなどの方法があります。そのうち靴がほぼ半数です。GPSは無料ですが、靴は7,000円ほどかかるそうです。

認知症高齢者を外出させないようにすることなく、行方不明になればすぐに見つけられる仕組みを構築しました。見守りセンターでは行方不明者の位置確認連絡を受けると、GPS衛星からの情報を検索し位置情報を確認して連絡する仕組みとなっています。

近隣自治体では朝日町が徘徊高齢者家族支援事業ということで、機器の購入代金及び登録手数料8,000円を上限に助成を行っているようで

す。

私はGPSを活用した行方不明者の早期発見に向けた取り組みは、今後の高齢社会において不可欠になってくると思います。本市においてこのGPS導入補助などの支援策についてどう取り組んでいくのかを伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 安孫子議員御指摘のように、先ほど御答弁申しあげましたが、2025年には大体認知症の方が2,000人ぐらいになるのではないかと。推測ですけれども。それを確かにサポーターをさらに養成してふやして1万人にしたときに、1万人の方で2,000人の人を仮に、机の上での議論ですけれども、捜していくということになると、5人で1人を捜すというようなことに計算上はなるわけです。そういう意味では、なかなか1万人にサポーターを増勢をしたとしても、おっしゃるように大変厳しいところがあるのかなというふうにも思います。

そういう意味で、今御提案あったGPS機器の活用については正確な位置情報がわかるわけでありますから、行方不明者の早期発見につながるというふうに思います。有効な方法ではないかなというふうに思います。

お聞きをすると、そのGPSの機器を認知症高齢者の方に確実に身につけていただくというのが一工夫要るんだと、こういうふうなことで、ですから靴などが一番有効だというのはそういう、多いというのはそういう理由かなというふうに思いますし、また、家族の方々の協力が不可欠なのではないかというふうに思います。

御指摘のように県内でも昨年度時点でGPS機器の利用に対する助成制度を実施している市町村というのは7市町あると、村山市、東根市、朝日町、大江町、舟形町、高島町、三川町と、こういうことで7つの市町があるということは承知しております。

いろいろ実態も聞くとなかなか補助制度が活

用がうまく図られていないというような実情も聞きますので、その辺のところはもう少し詳しく聞いて、どういう原因なのかということも聞いていかなければならないというふうに思っております。

寒河江市としては県警とも十分連絡をとりながら、今、寒河江「無事かえる」事業というものを進めているところでありますので、そういう事業をさらに普及をして見守り体制を構築していくということを一層進めていかなければならないというふうに考えております。

ただ、おっしゃるように認知症高齢者の方を抱える御家族などの不安解消とか、さらに見守り支援の観点から、御提案のGPSの活用、さらには添付式QRコードなどによって発見することができるような方法なども聞いておりますので、そういったさまざまな手段があるというふうにも聞いておりますから、そういったところもさらに情報収集を一層進めて認知症高齢者の見守り対策をさらに充実をしていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 今の答弁は前向きだったのかなど。前向きでないような発言かなど。やっていただけるのか、それとも今からまだ考えていくのかという答弁に受けとめました。

本市では急発進防止装置などの補助金も、これは国でようやく動いたようです。こういうものをいち早くやる本市でありますので、このGPSも早く取り込んでいただければ、先ほども本当に、これ何回も言いますが、どんどん高齢者がふえていく、これに対して割合的に言うと認知症もふえていくという心配な点もありますので、このGPS導入というものもお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今、市長もQRコードということでお話しいただきましたけれども、QRコードというのは、認知症患者の爪、親指とかの爪にQRコードを

張り、その人の身分というのは当然わからないわけですから、このQRコードにスマートフォンのQRコードのアプリをかざしていただければ当局の電話番号、あと登録した番号、もちろんその人の家の名前とかうちの住所とか、そういうものは出ないわけですから、QRコードなんかもここに張って、これきっと3日、4日ぐらいもつという話でした。そういうQRコードとかも今から考えていってもらえればなと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、通告番号26、小中学校における携帯電話の持ち込みについて。小中学校における安全確保という観点から携帯電話の持ち込みについて御質問いたします。

小中学校における携帯電話の取り扱いをめぐっては、2008年に文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して方針を明確にするように通知されています。その後、2009年に出された文科省の通知では、学校における教育活動に直接関係ないものとして、小中学校での持ち込みを原則禁止とした経緯があります。

しかし、ことし2月、当時の文科省大臣が小中学校へ携帯電話、スマートフォンを持ち込むことを原則禁止とした2009年の文科省通知を見直すことを明らかにしました。

所持率が上がったことや緊急時に連絡がとれないことを不安に思う保護者が、これは2018年6月に最大震度6弱を記録した大阪北部地震が発生し、高槻市内の女子児童が倒壊したブロック塀の下敷きになり亡くなる被害があり、地震の発生は子供たちの朝の通学である午前7時58分ごろで、子供の早期な発見の確認がしたくてもできなかったことから、特別な事情がある子供に限らず必要であれば携帯電話やスマートフォンを持って登校できるようにしてほしいとの意見が出されたことがきっかけで、通知の緩和を含め検討することです。

災害が各地で多発している現状において、通

学時間帯などにすぐに連絡や確認がとれない場所に子供がいた場合、保護者からすれば不安でたまらないものではないでしょうか。

現在、子供用携帯電話で保護者など特定の相手にしか通話やメールができない機能を持った安価な携帯電話も発売されています。

小中学校への携帯電話の持ち込み禁止に対する見直しに関しては課題も多いこととは思いますが、本市の子供の安全確保という対策の観点から小中学校への携帯電話を持ち込むことを検討していくべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 小中学校における安全対策という観点からの学校への携帯電話、スマートフォンの持ち込みということでございますが、現在の状況でありますけれども、毎年県の教育委員会が実施している定期調査というものがございます。校内への携帯電話、スマートフォンの持ち込みについてという調査がございます。

今年度は市内小中学校において学校への持ち込みを禁止しているという学校が12校、特に指導はしていないというのが小学校に1校ありますので、市内全ての小中学校においては携帯電話は持ち込まれていないという状況でございます。

一方、情報化社会が進展する中で、携帯電話、スマートフォンは児童生徒の生活に急速に普及しているというのが現状でありまして、これも2018年3月の内閣府の調査では、全国の小中学校の携帯電話、スマートフォンの所有率は小学生が55.5%、中学生が66.7%ということになっております。

寒河江市においても今年度、これを毎年行っている県教育委員会の定期調査であります、小学生では26.1%、中学生では62.2%の所有率ということで、この所有率は年々増加をしてくているというような状況にあります。

こういう状況にありますので、議員御指摘のように携帯電話、スマートフォンの小中学校への持ち込みについての議論というものは避けて通れないものになっていくのではないかというふうには考えております。

これも議員から御指摘がありましたけれども、登下校中の児童生徒が地震等の災害発生に遭ったり犯罪被害に遭う事案が発生していることから、文部科学省が5月31日に2009年に通知した小中学校においては持ち込み原則禁止という携帯電話の取り扱いの方針を見直して、登下校中の児童生徒の安全確保のために携帯電話、スマートフォンの学校への持ち込みについて検討するために有識者会議というものをスタートさせております。

この有識者会議では児童生徒の安全対策面だけではなくて、もちろん安全対策面から必要なのではないかという議論もそうありますけれども、教育活動への影響、先ほども議員から御指摘ありましたけれども、教育活動への影響あるいは管理のあり方、学校や保護者の負担なども含めて議論を進めているというふうにお聞きしています。方向性としては学校への携帯電話持ち込み解禁に向けた検討になっていくのかなというふうに思っております。

ただ、この会議に参加した委員からも、機器が紛失した場合の対応あるいは責任の所在、ゲームや歩きスマホなどへの対処、依存症や電磁波問題への懸念など、解禁した場合の具体的な課題についても示されております。

学校で最優先に考えなければならないのは何をおいても子供たちの安全確保でありますので、教育委員会としましても引き続き警察等の関係機関との連携を一層強化して、通学路の点検あるいは見守りボランティア、PTAの街頭指導など、地域、保護者の方々の協力を得ながら登下校の安全確保には努めてまいりたいというふうに思います。

同時に安全確保対策としての携帯電話、スマートフォン在校内への持ち込みについては、先ほど申しあげました有識者会議での議論やそれを受けての県の動向などを注視していきたいなというふうに思いますし、必要性あるいは解禁した場合の課題、こういったものの対応についても、学校あるいは保護者の方としっかりと議論をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 安孫子議員。

○安孫子義徳議員 今、教育長からもありました、本当に難しい問題であります。このスマートフォンの取り扱いについては。高校などでは持っていてもいいけれども学校に行ったらそういうボックスなんかで預けると。でも、やはりおっしゃったとおっ壊した場合誰が責任をとるのか、それを小中学校なんかで求めていいのかという話もあります。

しかし、私はここ何年か後にこのスマートフォンはもう学校に持っていくのが当たり前の時代が来るのではないかなと思っています。そんなときにはやはりしっかりとしたルールづくり、マニュアルづくり、保護者、PTA、また地域の皆様といろいろ話をさせていただき、地域、学校ともにルールづくりをしていただければなど、これは要望です。要望ということで今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

阿部 清議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号27番、28番について、16番阿部 清議員。

○阿部 清議員 今12月定例会最後の一般質問になりました。よろしくお願ひしたいと思います。

今回は12名の議員の一般質問ということで、非常に有意義な一般質問になっていると思っております。

通告番号27番、新たな姉妹都市像について一般質問をさせていただきます。台湾斗南鎮との姉妹都市締結について伺います。

斗南鎮長が本市を訪れたのが11月1日でありますから、日にちはまだたっておりませんが、鉄は熱いうちに打てと言われますので、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

平成29年12月定例会で一般質問をいたしました。佐藤市長からは以下のような答弁をいただきました。斗南鎮長から二度にわたって姉妹都市締結について話があったということは大変ありがたい。思いを十分受けとめたい。姉妹都市締結に当たっては市民の盛り上がりと理解が大変重要である。議会の皆さんの意見を踏まえながら判断をしていく。今後も交流を積み重ねていくことによりいい結果に結びつくこと非常に前向きな答弁をいただきました。

それ以降、平成30年11月に斗南鎮長選挙があり、新しく沈鎮長が就任いたしました。寒河江市との交流継続や姉妹都市の思いが変わらない思いから、鎮長の友人である斗南ロータリークラブ会長がことし2月に本市を訪問時、佐藤市長に鎮長の親書を手渡ししております。そして、本年5月、安藤商工会会長が斗南訪問時に佐藤市長の親書を沈鎮長に届けておられます。

それを受けまして、令和元年11月1日、台湾斗南沈鎮長が奥様外10名で寒河江市を表敬訪問いたしました。寒河江市も佐藤市長を初め、職員一同、熱烈歓迎をいたしております。

沈鎮長は挨拶で姉妹都市になれるようさまざまな取り組みを進めていきたいとして、佐藤市長も姉妹都市に向かっているのではないかと話され、寒河江市で開催している自転車レースやマラソンなどのスポーツイベントでの参加を提案されました。沈鎮長も斗南を訪れ斗南の農産物を食べてほしいと話をされ、和やかなひとときを過ごしたようでありました。

このような状況を見ていると、友好都市に

つなげることに妨げるものはないと思っております。この姉妹都市締結についてもウイン・ウインの関係にあると言えるのではないのでしょうか。

そこで伺います。斗南鎮の沈鎮長は本市との姉妹都市締結に大変前向きであります。来年にでも佐藤市長が台湾斗南鎮に出向き、本市で開催しているスポーツイベント参加を要請してはいかがでしょうか。そのときに姉妹都市締結を結ぶことについて考えを伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から台湾斗南鎮との姉妹都市締結ということで御質問をいただきましたが、まず台湾に関してはこれまで寒河江市としてはさくらんぼのトップセールス、それから輸出のプロモーションなどを行ってきましたし、さらには観光誘客事業ということで現地のメディアを招聘したり、また、台北市で開催された日本東北6県感謝祭などへ参加をしたりして取り組んできている。さくらんぼのセールスと観光誘客ということで取り組んできたこれまでの経過があります。

また、山形県においてもインバウンドの対象として台湾ということを経済戦略の重要地域というふうに位置づけて、トップセールス、チャーター便の運航などに取り組んできていただいている状況であります。

一方、御案内のとおり寒河江ロータリークラブの皆さんは、斗南ロータリークラブと姉妹クラブということで長年にわたって交流、友好活動を展開してきていただいております。そういった中で、交換留学生の受け入れでありますとか、さまざまな事業を展開され、本市の国際交流の取り組みに大きく貢献をしていただいております。大変我々も感謝を申しあげているところであります。

先ほど御質問の中で経過がありました。先月新たに就任された鎮長さん、沈暉勳鎮長氏を

初めとして斗南ロータリークラブの皆さんから寒河江市を御訪問いただきました。

斗南鎮というのは人口が約4万5,000人です。農業が主力産業となっているわけでありまして、そういう意味では我が寒河江市との共通点が多々あるというふうに理解をしているところであります。

鎮長さんが訪れていろいろな話をさせていただきましたが、先ほど阿部議員からもありましたが、さまざまな分野における交流について御提案がありまして、特に台湾は世界最大の自転車メーカーがある、そういう意味で自転車の産業国、自転車産業の国であります。そういうことから、サイクルスポーツイベントの交流などが大いに可能性としてあるというふうに話が出されて、今後お互いに検討していくということにさせていただきたいというふうに思っているところであります。

また、新鎮長さんより姉妹都市交流についてもぜひにというお話がありました。大変我々としては重く受けとめ、検討させていただきたいというふうに思っております。

私は友好交流の促進に当たってはやはり市民相互の幅広い分野での交流が基本だというふうに理解しておりますので、国際情勢あるいは経済状況なども見きわめつつ、今後さらにさまざまな分野での市民レベルでの交流、それから対話を重ねていきたいというふうに思っております。

そうした取り組みの積み重ねによっておのずと市民の皆さんの理解を得て、また、議員各位の賛同をいただける、そういう結果につながっていくんだというふうに思っているところでありますので、今回の訪問に鎮長さんの御提案などを十分受けとめさせていただいて前に進めていければというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 答弁ありがとうございます。

台湾が自転車産業国であるというのは私も知りませんでした。ただ、市長のほうからはこれからも台湾との姉妹都市に向かって頑張っていきたいということですが、我々ロータリークラブも、来年の3月に寒河江市のほうから中学生14名が台湾斗南のほうに行きまして短期交換事業をやっていく予定をしております。

また、その次の年、再来年の1月には斗南のほうから14名のやはり中学生を寒河江市にお招きをして短期交流事業を進めていきたいということで、市民レベルでの事業を少しずつ拡張しながら頑張る斗南との姉妹都市が締結できるように頑張っていきたいなと思っているところでありますが、今までも斗南とは28年ぐらいつき合いの中で徐々に本市とのかかわりも深くなってきているなという流れの中で、今までさまざまかかわってきた市民の皆さんもそろそろ機も熟してきたのかなという話も出ておりますので、少しでも早い姉妹都市としての締結をよろしくお願ひしたいなと思っているところであります。

続きまして、通告28番、文化財保存について伺いたいと思います。

文化財の一般質問を行います。11月5日の市報市史編さんだよりに「守ろう日田の波除け地蔵」が掲載されました。この問題につきましては私の地元でありますので余りにも表面には出たくはないところでありますが、やはり文化財の継続ということで、こういうこともあったということで一例を出させていただきながら答弁をよろしくお願ひをしたいと思います。

文化財を末永く保存していくためにも、この一般質問に対しての御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

日田の波除け地蔵尊はおよそ170年前に寄進されたものであります。最上川の傍らの低平な台地を開拓して集落を形成した日田地区は洪水の常襲村落で、村内を舟で往来しなければなら

ない年もあり、洪水を防ぎながら安全な暮らしを守るために波除け地蔵尊を段丘の先端に建立したと掲載されておりました。その後、地蔵尊は今まであった場所に移され、建立された波除け地蔵堂、通称地蔵様であります。

平成31年3月下旬に行われた町会の総会時に地蔵様の持ち主から取り壊しについて提案がありました。内容は、個人で管理している波除け地蔵堂を周りに迷惑がかかる前に取り壊したい、そのような話でありました。世話人の高齢化、世代交代が進んでいないことや建物の老朽化等もあり、周りの住民に迷惑がかかる前に自分のできるときに壊してきれいにしたいとのことであります。このまま地蔵様を引き継ぐ人があれば残したいとのことでもありましたが、名乗り出る人はおりませんでした。

個人の意見としましては、今まで家内安全、交通安全、子宝などの守り神として長年地域の地蔵様として地域を守ってきたのだから何とかならないのか、建物は壊して石仏は端のほうにまとめて安置できないのかななどの話は出ましたが、明確な判断ができませんでした。

波除け地蔵尊の存続については市のほうにも話を伺い、波除け地蔵堂と土地を市に寄贈したい旨の話をしましたが、市としては引き受けることはできない、市指定にもなっていないとの理由で妙案もなく、個人の持ち物として9月の取り壊しに至った経緯があります。

現在は、取り壊し前に最上川の洪水の歴史を語る文化財として寒河江市の歴史に残さなければならないと、波除け地蔵尊と外十数体の石仏は高音寺の共同墓地に運ばれています。

なくなっていたかもしれない物件ですが、そのことを踏まえ市内の文化財の保存について伺います。

(1) 市内の指定文化財等の状況について。

ア、指定・登録文化財の件数について伺います。本市にある国、県、市指定ごとに有形、無

形、史跡名勝等の件数について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 日田の波除け地蔵尊など地域に残る文化財をどのようにしていけば保存継承していくことができるかという御質問でありますけれども、まず文化財の件数ということでありまして、文化財の体系として大きく分類をしますと、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、そして史跡名勝等を含む記念物という種別がございます。

また、文化財保護の観点から制度として分類をいたしますと、特に重要で保存の必要なものを国や県、市町村が指定し、強い規制と手厚い保護を行うという指定文化財と、こういったカテゴリー、それから、指定文化財以外で届け出制と指導、助言、勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる登録有形文化財と、こういったカテゴリーがあるようでございます。

御質問の文化財の点数でございますが、指定文化財と登録有形文化財を国、県、市ごとにまとめた件数でお答えをいたします。

現在、寒河江市にある文化財で国指定文化財でございますが、本山慈恩寺本堂や慈恩寺旧境内など8件ございます。県の指定文化財でございますが、旧西村山郡役所や平塩舞楽など38件でございます。それから、市指定文化財につきましては、本山慈恩寺阿弥陀堂、それから幸生田植え踊りなど149件というふうになっております。

このほか国登録有形文化財として寒河江市役所庁舎がありますけれども、これを含めて3件でございます。

でありますから、指定、登録合わせた総数は198件ということになっております。

参考までに、現在県内において国、県、市町村指定及び国登録文化財につきましては、100件を超える件数を有する市町村というものが10

の市と町がございまして、寒河江市は鶴岡、酒田、山形市に次いで4番目に件数が多いというふうな状況でございます。

○**柏倉信一議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 答弁ありがとうございます。

198件ということで非常に多い数だと思っておりますが、その国、県、市指定になった場合には厳しい規制、それから手厚い保護ということで、この文化財に対してはこれからも残っていくのかなと思います。

続いて、指定、登録されていない文化財の管理について伺いたいと思います。

波除け地蔵なども同じように指定されておられません、地域の歴史を伝える文化財を守るにはどのような方法があるのか。管理者が不在となってしまった事例や市としての援助等について伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 現在、文化財の保護を取り巻く状況というものは、全国的に過疎化、少子高齢化、社会状況の変化等を背景にしまして、地域の貴重な文化財の滅失、散逸等の防止というものが課題になっております。

国ではこれらの状況を危惧して、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域全体で支え次世代へ継承していくために改正文化財保護法をことし4月に施行しております。

これを受けまして、本市といたしましても今年度より歴史文化振興検討委員会というものを立ち上げて、本格的に寒河江市文化財保存活用地域計画の策定に取り組んでいるところであります。

御質問の指定、登録されている文化財の所有者が不在になって管理ができなくなった場合の指定解除、市への移管ということでございまして、市が指定している有形文化財につきましては、文化財が市外へ移された場合や滅失してしまった場合については指定から解除され

るといふことになります。また、指定文化財を市へ移管したいという場合につきましては、寄附などにより市で受け入れを行っております。

また、未指定あるいは未登録の文化財につきましては、住民の皆様の御理解あるいは行政の支援を受けることが難しいということから、恒常的に管理していくことはより困難な状況にあるというふうを考えております。

これらの文化財を守り続けていくためには、地域の方から文化財の価値を正しく理解していただき、歴史を伝える宝として、所有者のみならず地域全体で文化財を継承していくということが重要であるのではないかなというふうを考えております。

これまで指定、登録されていない文化財で管理者が不在になってしまった事例ということについてでございますが、現在のところそのような事例は把握しておりません。

未指定等の文化財につきましては、今後文化財保存活用地域計画を策定していく中でさらに調査を進めていく予定でございます。

○**柏倉信一議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 今、教育長のほうから指定、登録されていない文化財の管理について伺いました。

市指定などになっていた場合には、もしいなくなつた場合には移管とか、それから市としての寄附の受け入れ等もあるようですが、未登録の場合はなかなか難しい。地域としてその文化財の継承をお願いしていくというような話でありました。

波除け地蔵の場合は何も登録なつていなかったということで、また後で質問のほうになると思いますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

ウの継承に向けた取り組みについて伺います。

管理費の助成、後継者育成、無形文化財も含まれますが、その取り組み、歴史的価値の理解促

進に向けた取り組みなど、どのような策をとっていただけるのか。特に地域の人にその文化財を守っていく意義づけをしていくにはどうしたらいいのか伺いたと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 先ほどの未指定等の文化財の支援につきましても一言つけ加えさせていただきますけれども、未指定の文化財の支援としましては、市として寒河江市の歴史文化ふるさと回帰事業という補助制度がございまして、歴史、伝統、文化、生活等に係る活動や事業について5万円以上の事業費に対して3分の2以内の補助という補助事業であります。このような事業がございまして、多くの方に御利用、御活用していただきたいというふうを考えているところであります。

また、市としましても文化財の適切な管理をしていただくための支援とか助言にも努めてまいりたいというふうには思っております。

さて、継承に向けた取り組みというただいまの御質問についてでございますけれども、市指定文化財については市の指定文化財保護育成事業費補助金というものがございまして、管理、修理、伝承活動への支援というものをしております。

国、県の指定、登録の文化財につきましては、国、それから県の補助事業というものがありますので、この事業を活用することができます。

文化財の歴史的価値の理解促進ということについてでございますが、市の取り組みとしましては寒河江市史の発刊、それから先ほども議員からお話がございましたが、市報の市史編さんだよりの掲載、それから、生涯学習出前講座による歴史講座、郷土館特別展、埋蔵文化財フェアなどの開催など、市民の皆様に随時市の歴史情報の提供を行っているところであります。

その他行政以外からの支援を得る方法としましては、先日も話題になっておりましたけれど

も、寒河江市から出土して山形大学附属博物館が所蔵する結髪型土偶の修理などにこの手法が用いられておりましたが、クラウドファンディングという手法などもございますので、今後とも時勢に応じた適切な文化財保護活動の推進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 質問の中でちょっと抜けたところがありますのでそのまま続けさせていただきます。

(3)の自然災害伝承碑について伺いたいと思います。

国土地理院では昨年7月の西日本豪雨災害や相次ぐ大規模災害を受け、2019年度から全国の地方公共団体と連携して自然災害伝承碑の情報収集を始めました。

自然災害伝承碑とは、過去に起きた津波、洪水、火山災害、土砂災害等の情報を伝えるモニメントのことであり、国土地理院では集めた情報をもとにことし6月から地図記号を新たに作成し、順次地理院地図に掲載を始めていますと伺います。

波除け地蔵尊については、場所は移動しましたが、日田に住んだ人々の最上川洪水を防ごうという祈りが込められた象徴的存在であります。

寒河江市内にはほかにも自然災害伝承碑と言えるものがあるのでしょうか。また、調査はしているのでしょうか。市民に過去の災害史を伝え今後の防災意識向上に活用していければと思いますが、お伺いいたします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 自然災害伝承碑というものにつきましては、議員御指摘のとおり過去に起きた自然災害等の情報を伝えるモニメントであり、被害を受けた先人たちが後世の子孫に当時の様子や教訓を伝えるためのメッセージでもあります。

本市には現在国土地理院の地図に掲載されている自然災害伝承碑はございませんが、それに類するものとしましては、水除け信仰の対象である波除け地蔵のほかには島地区の最上川堤防上の法華供養塔と下高屋から光明寺に移された法華供養塔があり、2つとも洪水の起こった場所に築かれたものというふうに伝えられております。これら石像文化財につきましては、これまでも市の歴史文化活動推進員の協力のもと継続して調査を行っており、平成28年度の郷土館特別展などでその調査結果の成果について公開してまいりました。

教育委員会としましては、議員より御提案いただいたように、市内の歴史遺産から市民の防災意識の向上につながるよう、今後とも過去の洪水、土砂災害などを知ることができるような石碑等の把握に努め、情報を発信してまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

今、教育長の話であれば波除け地蔵、それから島、高屋のほうに洪水災害の神社があるということでありましたが、今回波除け地蔵さんは市史編纂専門員の御協力によりまして残ることができましたが、今まで先人が築き上げた生活、その一部としての文化財でありましたが、残念ながら今回移動してしまった状況にもありますので、復活していくことは大変なことでありますが、語り継ぎながら後世に伝えられるような文化財の保存の方法につきましては、今挙げられた3つのうちどこでも構いませんが、記念碑として立てていただいて、寒河江市の最上川の災害というものを後世まで語り継いでいけるような取り組みをよろしくお願いを申しあげまして、一般質問を終わりたいと思いますが、今回最後ということでもっときちっと一般質問をしようと思いましたが、まずなれていないということで紙面とタブレットが思うようにつながりま

せんでした。心からおわびを申しあげまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後2時57分

○**柏倉信一議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和元年12月10日（火曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
児 玉 憲 司	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 田 隆 行	企画創成課長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市 民 生 活 課 長	土 田 理 一	建 設 管 理 課 長
斎 藤 利 浩	上 下 水 道 課 長	門 口 隆 太	農林課長（併） 農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長
武 田 伸 一	商 工 推 進 課 長	猪 倉 秀 行	さくらんぼ観光 課 長
後 藤 芳 和	慈 恩 寺 振 興 課 長	片 桐 勝 元	健 康 福 祉 課 長
鈴 木 隆	高 齢 者 支 援 課 長	小 林 博 之	子 育 て 推 進 課 長
眞 木 立 子	会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長	原 田 真 司	病 院 事 務 長
大 沼 利 子	学 校 教 育 課 長	柏 倉 信 一	生 涯 学 習 課 長
小 泉 尚	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第4号

第4回定例会

令和元年12月10日(火)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第54号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 2 議第55号 寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 〃 3 議第56号 寒河江市職員定数条例の一部改正について
- 〃 4 議第57号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 〃 5 議第58号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 〃 6 議第59号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 7 議第60号 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 〃 8 議第61号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
- 〃 9 議第62号 下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 〃 10 議第63号 寒河江市下水道条例の一部改正について
- 〃 11 議第64号 寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 〃 12 議第65号 寒河江市水道給水条例の一部改正について
- 〃 13 議第66号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 〃 14 議第67号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 〃 15 議第68号 土地の取得について
- 〃 16 議第69号 市道路線の認定について
- 〃 17 請願第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願
- 〃 18 質疑
- 〃 19 予算特別委員会設置
- 〃 20 委員会付託
- 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開

開

午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第1、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）から日程第17、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願までの17案件を一括議題といたします。

質 疑

- 柏倉信一議長 日程第18、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。

初めに、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第55号寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第56号寒河江市職員定数条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第57号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第58号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第59号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第60号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号寒河江市営住宅条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第62号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第63号寒河江市下水道条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第64号寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第65号寒河江市水道給水条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてに対する質疑はありませんか。國井議員。

- 國井輝明議員 質問させていただきます。

山形市との連携ということでの議案ということでもありますけれども、私自身、大変申しわけございませんが、なかなか理解しにくいところがありまして、この中身につきましても具体的な取り組む内容というのがちょっと見えにくいとも感じております。

しかしながら、山形市との連携ということでも、とても大きな取り組みであると感じております

し、まず市民に説明が余りないといえますか、我々議員には議員懇談会で説明がありましたが、そうした中であって議決を先に先行してそういった議論のテーブルにのせて進めるということでもありますので、我々も先に議決をするということでの責任の重さをちょっと感じているところでもあります。

そんな中で2点ほど確認の意味で質問させていただきたいと思っております。

具体的に山形市との協議を進める上で、全てにおいて連携して取り組むというふうになっておりますけれども、寒河江市において今後全て連携して進むということを書いてありますが、できれば寒河江市が損をするようなことがないのかどうか。もしこれから議論していく上で、そうした方が一寒河江市が損をするようなことにならないようにしてほしいということについて、その辺の考え方についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、連携中枢都市圏の形成に関する連携協約について御質問をいただきましたが、これは山形市と周辺の自治体との協約ということで今進められているわけでありましてけれども、当然のことながらお互いの自治体にとって、今風に言えばウイン・ウインの関係を保つような内容について、具体的に、後ろの別表にあるような項目を総括的にまずテーブルに着いて、その後実際にそれぞれの項目について協議を進めていって、お互いがこれから協約を結んでよくなるような項目について詰めていくという最初のスタートだと理解をして進めているところでもありますので、当然寒河江にとっても、もちろん山形市にとってもそれぞれ利益があるというんですか、いい関係になるような項目について協議をしていくということになっておりますので、そういう形で御理解をいただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。市長の答弁でしっかりとそういった答えをいただけたということは大変うれしく思いますし、力強く感じます。

しかしながら、やはり中身が見えないということに私自身ちょっと不安を感じますので、その協議を進めた上で協約を結ぶというか、そしてスタートさせてからなんですけれども、それを後戻りというか、もとに戻すことはできるのかどうかということだけ、1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この連携協約は、そもそも地方自治法第252条の2の規定に基づいて進めていくということになっているわけでありましてけれども、第252条の2の第4項において「連携協約を変更し、または連携協約を破棄しようとするときは、前3項の例によりこれを行わなければならない」ということで、またそのときは議会にお示しをして議決をいただくという形になっております。規定になっておりますので、そういう形で破棄したり変更したりして見直すことができるようになっておりますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 しっかり理解いたしました。ぜひ山形市、寒河江市にとってウイン・ウインな関係になるように進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○柏倉信一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第67号指定管理者の指定の期間の変更についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第68号土地の取得についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第69号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○柏倉信一議長 日程第19、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第20、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第55号、議第56号、議第57号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第68号、議第69号、請願第2号
厚生文教常任委員会	議第67号
予算特別委員会	議第54号

散 会 午前9時40分

○柏倉信一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和元年12月16日（月曜日）第4回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
児 玉 憲 司	選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀	農業委員会会長
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	中 田 隆 行	企画創成課長
高 林 雅 彦	財 政 課 長	渡 辺 優 子	税 務 課 長
那 須 清 人	市民生活課長	土 田 理 一	建設管理課長
斎 藤 利 浩	上下水道課長	門 口 隆 太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
武 田 伸 一	商工推進課長	猪 倉 秀 行	さくらんぼ観光 課 長
後 藤 芳 和	慈恩寺振興課長	片 桐 勝 元	健康福祉課長
鈴 木 隆	高齢者支援課長	小 林 博 之	子育て推進課長
眞 木 立 子	会計管理者 （兼）会計課長	原 田 真 司	病院事務長
大 沼 利 子	学校教育課長	柏 倉 信 一	生涯学習課長
小 泉 尚	スポーツ一ツ 振興課 長	大 沼 孝 一 郎	監 査 委 員
軽 部 修 一	監 査 委 員 局 長		

○事務局職員出席者

田 宮 信 明	事 務 局 長	東海林 茂 美	局 長 補 佐
齋 藤 晴 光	総 務 係 長	兼 子 拓 也	総 務 係 主 事

議事日程第 5 号

第 4 回定例会

令和元年 12 月 16 日 (月)

予算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 5 4 号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算 (第 5 号)
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 4 議第 5 5 号 寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
〃 5 議第 5 6 号 寒河江市職員定数条例の一部改正について
〃 6 議第 5 7 号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
〃 7 議第 5 8 号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
〃 8 議第 5 9 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
〃 9 議第 6 0 号 寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
〃 10 議第 6 1 号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
〃 11 議第 6 2 号 下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
〃 12 議第 6 3 号 寒河江市下水道条例の一部改正について
〃 13 議第 6 4 号 寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
〃 14 議第 6 5 号 寒河江市水道給水条例の一部改正について
〃 15 議第 6 6 号 山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
〃 16 議第 6 8 号 土地の取得について
〃 17 議第 6 9 号 市道路線の認定について
〃 18 請願第 2 号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願
〃 19 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 20 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 2 1 議第 6 7 号 指定管理者の指定の期間の変更について
〃 2 2 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 2 3 質疑・討論・採決
- 日程第 2 4 議第 7 0 号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算 (第 6 号)
〃 2 5 議第 7 1 号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第26 議第72号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 27 議第73号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〃 28 議案説明
- 〃 29 委員会付託
- 〃 30 質疑・討論・採決
- 〃 31 議会案第3号 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について
- 〃 32 議案説明
- 〃 33 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時55分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○木村寿太郎議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る12月13日、委員5名出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第70号令和元年度寒河江市一

般会計補正予算（第6号）、議第71号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第72号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議会案第3号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についての5案件であります。

このことにより議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告いたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第1、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

〔渡邊賢一予算特別委員長 登壇〕

- 渡邊賢一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

12月10日、委員15名全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、議第54号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることに決した旨の報告がありました。

各分科会委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

議第54号の採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第4、議第55号寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてから日程第18、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願までの15案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第19、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号から議第66号まで、議第68号及び議第69号並びに請願第2号の15案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第69号の審査を行い、次に議第61号、議第55号、議第66号、議第56号から議第60号まで、議第62号から議第65号まで、議第68号、請願第2号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第69号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する

協議についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「連携中枢都市圏を構成する要件と参加対象となっている自治体はどこか」との問いがあり、当局より「要件は、中心となる山形市への通勤通学者の割合が本市の就業者数と通学者数から見て0.1以上あることです。また、現在対象となっている自治体は、山形市を含む寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町の6市6町です」との答弁がありました。

次に、討論に入りました。討論の内容を申し上げます。

委員より「今後の方向性がこれによって決められてしまうことに不安を持ってしまう。また、市民の皆さんはまだ理解していない点からも、もう少し時間をかけて協議すべきではないかと思うため反対する」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号寒河江市職員定数条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市下水道条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第64号寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「これまで更新指定手数料なしだったのを1件につき5,000円、新規指定手数料1件につき3,000円だったのを1万円に改正したいとのことだが、この手数料の算定基準をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「現在の

手数料は昭和46年に定めたもので、当時から見ると現在の消費者物価指数は約3倍になっています。また、申請の受け付け、審査、データの入力、指定書の交付、技術的な基準及び事務手続に関する説明等の時間を勘案して再計算したものです」との答弁がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号土地の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「購入した土地の地目は宅地になっているが、普通、建物が建っていないと不動産登記で宅地にできないのではないかと思うが、どのような手続で地目を宅地にしたのか」との問いがあり、当局より「購入した土地は生産力の高い第1種農地であったため、一般的に農地転用ができないところでした。この農地を宅地に転用するための要件の一つとして、市開発公社が寒河江市から委託を受けて宅地分譲をする場合、この事業が県から認定を受けられれば転用可能との条件があることから、県へ申請し認定をいただきました。また、以前は建物が建てられていないと宅地にできませんでしたが、現在は登記官へ事業の説明をし、現場を見て了解を得られれば宅地の登記が可能であるため、この手続を行いました」との答弁がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第2号が採択すべきものと決しましたので、請願第2号に係る意見書について、担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多

数をもって意見書案のとおり議会案を提出することと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第20、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。(「はい」の声あり) 太田議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。(「66号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)

渡邊議員に申し上げます。何号議案に対する討論ですか。(「66号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは初めに、議第66号反対討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田陽子議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○太田陽子議員 議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について反対し、討論を行います。

私は、当初この連携協定については、山形市と協定を結ぶだけだろうから、まずは話し合ってみてもよいかと考えていました。しかし、調べてみると連携中枢都市圏構想とは、根本的な狙いとして、近隣自治体間で公共施設や行政サービスの連携をすることを通じて集約化を図ろうとするものであることがわかりました。政令市や中核市のほか、82市を東京一極集中の是正

を名目に支援する中枢中核都市などさまざまな圏域構想が乱立していますが、根本的な狙いは同じものです。政府が目指す先には道州制も視野にさらなる自治体の再編が狙われています。

平成の大合併で中心の市に吸収された地域では、合併の先頭に立った元首長や元議員たち、そして住民から「地域から役場や役所がなくなり、議員がいなく、地域の声が届かなくなり、地域はますます寂れ、活力を失う事態が起きて、大失敗だった」との声が上がっています。

同じように、広域連携ができれば市民の皆さんの声を行政サービスの中心になる山形市まで届けなければならなくなります。広域連携は、合併が進まなかった地域を合併にかわる制度で取り込もうとするものです。これは考え過ぎではありません。

総務大臣経験者で、元鳥取県知事、地方制度調査会副会長の経験もある片山善博氏は、山形新聞の「時を語る」という記事で「この圏域構想には乗るべきではない」と、次のように指摘しています。「国は、地方が人口減少で大変になるから、各種の公共施設も市町村ごとに設置するのでなく、圏域内で適正配置を心がけ、効率的な財政運営が可能になるなど、いかにも地方のことを心配しているように説明している。しかし、国は、圏域構想を入り口は合併ではないが、合併への一律化と位置づけていて、合併のときの合併特例債のような一見有利なエンジンをぶら下げてくる。こんなものにひっかかり、一たび圏域に組み込まれるともはや後戻りできなくなることを覚悟しておくべきだ。地域の百年の計は国から小突かれたり誘導されたりして決めるのではなく、住民自身が真剣に考えることから始めなければ展望は開けない。これが平成の安易な大合併の貴重な教訓である」と、このように片山善博氏は指摘しているのです。

安倍政権によるこうした地方政策では地方再生はできません。今、国がやるべきことは、地

方自治体が現に取り組んでいるさまざまな地域活性化策を支援し、地域に住み続けられる安定した雇用で、若者が安心して結婚、出産、子育てできる社会をつくることです。

以上のことから、私は議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について反対いたします。

○柏倉信一議長 次に、議第66号反対討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊議員。
〔渡邊賢一議員 登壇〕

○渡邊賢一議員 議第66号について、反対討論をしたいと思います。

まず初めに申しあげますが、この提案の中の経済産業省の事業であるY-i-z（ワイビズ）、山形市売上増進支援センターや海外観光客の誘致、山形大学が建設中の重粒子線がん治療施設のPR、公共交通網の構築などで連携するということに対しては反対するわけではございません。しかしながら、以下2つの理由において反対をしたいと思います。

まず、先日報告されました国の地方制度調査会、自治体戦略2040構想第2次報告の中身であります。この構想に関連してですけれども、自治体のフルセット主義からの脱却、自治体職員を半分に、柔軟に活用、スマート自治体、コンパクトシティという項目がありまして、これらをどんどん進めていけば、本市は山形市のベッドタウンになっていく、人口減少に拍車がかかる、さらに人、物、金、仕事が山形市に流れる、流出するおそれがある。先ほど太田陽子議員もおっしゃっていましたが、隠れた合併、ステルス合併とやゆされているわけがございます。

大切なのは地方自治法の理念と市民の議論ということであると思います。山形市の中核市移行による連携中枢都市圏協定締結に当たって最も大切なことは、当面の行政課題の解決とともに地方自治法の理念と本市の関係条例の趣旨に

沿って自治体運営を行うことであると思います。すなわち、まちづくりの将来像が住民福祉の増進のためになるのか、住民、市民主体の意思が的確に反映され、取り組もうとする基本姿勢が示されているかどうかであると思います。

山形市は、これまで上市市や山辺町、中山町との合併を検討してきたということですが、市民の反対からその協議が破綻となり、人口30万都市構想を断念してきました。今回も途中までは定住自立圏構想から東南村山地域を中心に検討してきた、途中から本市を含めて6市6町に拡大、後づけされたわけであります。

本市においても、かつて西村山全体の合併協議が破綻、大江町と朝日町で、河北町と天童市、東根市、そして本市と西川町、つまり寒河江、西村山が3分割されるという非情な合併協議もございました。しかしながら、市民の賢明な選択で自治の道を歩むことになり、合併を断念してきた経過がございます。そうした過去の歴史を教訓に学んでいく必要があるかと思えます。

2つ目は、市民の理解、支持がなく、連携内容も、常任委員会でふるさと納税などのことで若干やりとりしましたけれども、本市にとっては不利ではないかと思うからであります。周辺6市6町との連携中枢都市圏の形成を目指す中核市移行による広域行政について、市当局の説明に市民の客観的な理解と支持がどこにあるのかということで、先日の本会議において國井議員の質問に「議会で承認されれば今後内容を示していくし、議会の承認で変更や離脱もあり得るんだ」ということで、佐藤市長は山形市とウイン・ウインの関係を築くものだとして御説明されました。

全国で問題も指摘されていますが、最初から締結ありきの提案と言わざるを得ません。今、学校、病院、上下水道、公共交通など、広域化による再編統合、再編ネットワークの課題、特に災害時や感染症に対しては喫緊の重要課題だ

と思っています。特に、定住自立圏も連携中枢都市圏も、東京一極集中の進行や地方圏の衰退、地域格差の是正に十分に対応した地域政策ではないと思います。

識者もいろいろと指摘していますけれども、広島大学名誉教授の森川洋氏はこのようにおっしゃっています。連携中枢都市圏の中心都市は、東京に対する人口のダムとはならないし、地方圏全域における生活条件の向上や経済成長の牽引の役目を果たし得るものとは到底考えられないということでもあります。今後、連携中枢都市圏が設定されることによって定住自立圏の進捗率が一気に高まる可能性はあるが、その際は経済的に元気な県庁所在地に、山形市ですね、人や物、金、仕事が集まる。一層地域格差が顕在化すると考えられるとおっしゃっているのであります。

さらにはまた、詳細について出ている人事交流であります。垣根は低くなりますけれども、自治体職員の優秀な人材が山形市に吸い取られ、本市では人材確保ができなくなるおそれがございます。

財政面では、合併特例債的な問題で、山形市は特別交付税において有利とされますが、本市など圏域の市町は一律1,500万円に限定されるとなっています。交付税の二重取りはできませんし、圏域市町に対する財政的な支援はない。交付金は中心都市に集中投下され、山形市のみをさらに発展させることになってしまいます。

広域連携が強調される当面の人口減少と少子高齢化による地方自治体の直面する諸課題の解決は、既に平成の市町村合併の必要性の中でも強調されていました。しかしながら、そういったものは結局問題解決にはなりませんでした。

そして、その理由と目標、効果をしっかりと市民に示して、情報公開と説明責任による市民の意思の反映でなければならないと思います。このような過去の経過、そして今の状況など一

連の丁寧な手続が欠落していると思います。山形市が求めている拙速な結論より市民の十分な議論を優先させるべきであると思うからでございます。

以上2点について反対理由を申しあげ、またこの自治体戦略2040構想研究会第2次報告の問題点などを申しあげ、私の反対理由とさせていただきます。議員の皆様に対してお話を訴えてこの議論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**柏倉信一議長** ほかに討論はありませんか。
（「議長」の声あり）国井議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。（「66号です」の声あり）賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成討論です」の声あり）

そのほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、議第66号賛成討論について、国井輝明議員の発言を許します。国井議員。

〔国井輝明議員 登壇〕

○**国井輝明議員** 私は、寒政・公明クラブを代表し、ただいま議題となっております議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について、賛成の立場から討論させていただきます。

この連携協約は、山形市と寒河江市が圏域全体の経済成長の牽引、高次都市機能の集積、強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを相互に連携して実施することにより、人口減少、少子高齢社会にあっても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力あふれる圏域を形成することを目的とし、これから協議に臨もうとするものであります。

私は本会議において2つの質問をさせていただきました。1つに、この協議に当たっては寒河江市にメリットがあるように慎重に議論していただきたいこと、もう一つに、連携協約締結

後、疑義が生じた場合、これを破棄し、もとに戻せるのかということ。このことにつきましては、連携協約を締結するに当たってはしっかりと協議し、お互いにとってウイン・ウインな関係であることを条件にすること、また連携協約締結後においても定期的な協議を行うこと、万が一疑義が生じた場合は、地方自治法第252条の2の3項で定めるとおり、もとに戻すことが可能であることを確認させていただきました。不安は何もないということです。

むしろお互いにとってウイン・ウインな関係を持って山形市と協力することにより、さらなる市民サービスの向上につなげられる可能性があるのです。例を挙げれば、1つに山形市売上増進支援センター（Y-biz）を活用し、売り上げ増進を目的とした企業支援が受けられること、1つに山形市の東京事務所等を活用した移住促進PR、1つに寒河江市独自では設置の難しい施設である山形市市民活動支援センターや山形市男女共同参画センター等の施設が利用可能になることで、専門家からのアドバイスを得られるというメリットがあります。

以上のように、山形市と連携をとることにより高度なサービスを市民に提供できること、そして経済上経営規模が大きくなればそれだけ生産性や経済効率が上がる、こうしたスケールメリットを生かし、さらなる市勢発展につなげていこうではありませんか。

以上を申しあげ、私の討論とさせていただきます。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第65号及び議第66号を除く議第55号寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、議第56号寒河江市職員定数条例の一部改正について、議第57

号地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議第58号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第59号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第60号寒河江市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議第61号寒河江市営住宅条例の一部改正について、議第62号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第63号寒河江市下水道条例の一部改正について、議第64号寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議第68号土地の取得について、議第69号市道路線の認定について、請願第2号次期食料・農業・農村基本計画に関する請願の13案件を一括して採決いたします。

ただいまの13案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

13案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号から議第64号まで、議第68号、議第69号及び請願第2号は原案のとおり可決及び採択されました。

次に、議第65号寒河江市水道給水条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議第66号山形市との間における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第21、議第67号指定管理者の指定の期間の変更についてを議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第22、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

〔古沢清志厚生文教常任委員長 登壇〕

- 古沢清志厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、12月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第67号の1案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

議第67号指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「みなみ保育所は新たに建物をつくり、再来年度に民設民営として開所するわけだが、古い建物の解体費用は誰が負担するのか」との問いがあり、当局より「現在の建物につい

ては市の所有であるため、解体は市の負担により行います。なお、新しい建物は同一敷地内で通常保育を行いながら建設することになるため、解体は新しい建物に子供たちが移った後に行います。現在のところ令和3年度中に実施する予定となっています」との答弁がありました。

委員より「選定結果について、評価項目9番の運営実績が基準点2点に対して10点であり、他の項目と比較しても高い得点となっているのはなぜか」との問いがあり、当局より「当該指定管理者については、みなみ保育所における過去2回の更新を初め幼稚園、保育所の管理運営実績を十分に重ねていることや、保護者からのアンケート結果等を考慮した上で、選定基準に基づき加点しているものです」との答弁がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長** 日程第23、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第67号指定管理者の指定の期間の変更についてに対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第24、議第70号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）から日程第27、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの4案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 柏倉信一議長** 日程第28、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** 初めに、議第70号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税の増加に伴う基金積立金及び返礼品等経費の追加並びに山形県人事委員会勧告等を踏まえた特別職給与費及び職員給与費の追加などを行うものでございます。

その結果、11億673万2,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ207億724万5,000円とするものでございます。

次に、議第71号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県人事委員会勧告等を踏まえた一般職の給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

その結果、4万5,000円の減額となり、予算総額を歳入歳出それぞれ46億9,234万6,000円と

するものでございます。

次に、議第72号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、一般職の給料月額、勤勉手当の支給月数及び住居手当額等を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上4案件について御説明を申しあげましたが、詳細につきましては関係課長より説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげます。

- 柏倉信一議長** 高林財政課長。

- 高林雅彦財政課長** 私からは、議第70号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

初めに、歳入につきましては、5、6ページの事項別明細書により御説明を申し上げます。

9款地方交付税であります。普通交付税673万2,000円を追加し、財源として活用するものであります。

16款寄附金は、ふるさと納税の増加に伴い11億円を追加するものであります。

その結果、歳入補正総額は11億673万2,000円となり、歳入予算の総額を207億724万5,000円とするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書7、8ページの1款議会費から15、16ページの10款教育費までの特別職給与費及び職員給与費等につきましては、山形県人事

委員会勧告を踏まえ、給料、職員手当等共済費など673万2,000円を追加しようとするものであります。

また、2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、基金管理事業につきましては、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、返礼品の調達費、寄附受付サイト利用料、基金への積み立て等11億円を追加しようとするものであります。

その結果、歳出補正総額を11億673万2,000円とし、歳出予算の総額を207億724万5,000円とするものであります。

以上、よろしく願い申しあげます。

○柏倉信一議長 鈴木高齢者支援課長。

○鈴木 隆高齢者支援課長 私からは、議第71号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申しあげます。

初めに、歳入につきまして、4、5ページの事項別明細書により御説明を申しあげます。

3款国庫支出金及び5款県支出金については地域支援事業交付金を追加し、7款繰入金については地域支援事業繰入金を追加し、その他一般会計繰入金を減額するものであります。

その結果、歳入補正総額は4万5,000円の減額となり、歳入予算の総額を46億9,234万6,000円とするものです。

次に、歳出について、6、7ページの事項別明細書により御説明を申しあげます。

1款総務費及び4款地域支援事業費については、山形県人事委員会勧告等を踏まえた一般職の給与改定及び人事異動に伴う給与等経費の調整を行うものであります。

その結果、歳出補正総額は4万5,000円の減額となり、歳出予算の総額を46億9,234万6,000円とするものです。

以上、よろしく願いいたします。

○柏倉信一議長 設楽総務課長。

○設楽伸子総務課長(併)選挙管理委員会事務局長 私からは、初めに議第72号寒河江市特別職に

属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の額を100分の5月分引き上げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県人事委員会勧告等を踏まえ、一般職員の給料月額平均改定率0.07%引き上げ、勤勉手当の額の100分の5月分引き上げ、住居手当額の改定等所要の改正をしようとするものであります。

以上、よろしく願い申しあげます。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第29、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号から議第73号までの4案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第30、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第70号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第71号令和元年度寒河江市介護保険

特別会計補正予算（第2号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第72号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第70号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議第71号令和元年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議第72号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例及び寒河江市立病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議第73号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

議案上程

- 柏倉信一議長 日程第31、議会案第3号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明

- 柏倉信一議長 日程第32、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議案となっております議会案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長 日程第33、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第3号次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時01分

- 柏倉信一議長 これにて令和元年寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦勞さまでした。

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一

会議録署名議員 月 光 裕 晶

会議録署名議員 國 井 輝 明

令和元年12月10日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	沖津一博	委員	13番	國井輝明	委員
14番	荒木春吉	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
高林雅彦	財政課長	那須清人	市民生活課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	武田伸一	商工推進課長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	片桐勝元	健康福祉課長
小林博之	子育て推進課長	大沼利子	学校教育課長
小泉尚	スポーツ 振興課長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	東海林茂美	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第4回定例会
令和元年12月10日(火) 本会議終了後開議

開 会
日程第 1 議第54号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号と同じ

開 会 午前9時50分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○渡邊賢一委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

質 疑

○渡邊賢一委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って発言され、また執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第54号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

議 案 上 程

○渡邊賢一委員長 日程第1、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

議 案 説 明

○渡邊賢一委員長 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

御苦労さまでした。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款及び歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第54号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○渡邊賢一委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第54号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第11款、第2表
厚生文教分科会	議第54号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前9時52分

○渡邊賢一委員長 本日はこれにて散会いたします。

令和元年12月16日（月曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	沖津一博	委員	13番	國井輝明	委員
14番	荒木春吉	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
高林雅彦	財政課長	那須清人	市民生活課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	武田伸一	商工推進課長
後藤芳和	慈恩寺振興課長	片桐勝元	健康福祉課長
小林博之	子育て推進課長	大沼利子	学校教育課長
小泉尚	スポーツ 振興課長		

○事務局職員出席者

田宮信明	事務局長	東海林茂美	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第4回定例会
令和元年12月16日(月) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第54号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務産業分科会委員長報告
(2) 厚生文教分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 渡邊賢一委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 渡邊賢一委員長 日程第1、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 渡邊賢一委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 渡邊賢一委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。佐藤総務産業分科会委員長。
〔佐藤耕治総務産業分科会委員長 登壇〕

- 佐藤耕治総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、12月10日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第54号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款及び歳出第11款並びに第2表であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに第1表中歳入全部の審査を行い、次に歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第11款、歳出第7款の順で審査を行うこととし、その後第2表を審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「史跡慈恩寺旧境内整備事業に計上されている委託料と工事請負費の具体的な内容をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「委託料の主な内容は、危険木の伐採業務として、慈恩寺本堂裏にある避雷針付近の杉、熊野神社の杉、八面大荒神社の松の木を全伐する経費、また標識設置の実施設計と工事管理業務の経費となります。工事請負費は、標識と案内説明板の設置費になります」との答弁がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「技術振興販路拡大推進事業で商店街消費喚起イベント補助金が計上されているが、どのような内容に補助するのか」との問いがあり、当局より「寒河江市物産連絡協議会と一店逸品会の2団体が初市で販売セールを実施するお知らせとしての広告費等へ補助するものです」との答弁がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○渡邊賢一委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。古沢厚生文教分科会委員長。

〔古沢清志厚生文教分科会委員長 登壇〕

○古沢清志厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、12月10日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第54号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「みなみ保育所の駐車場用地取得について、当該地にはたしか小屋などが建っていると思うが、その解体費用も市で支払うのか」との問いがあり、当局より「当該地についてはあくまでも所有者が建屋を解体し、その後引き渡していただくこととなります。ただし、用地

取得を依頼する土地開発公社にはそれらを加味した土地建物の補償費を含め積算をお願いするものです」との答弁がありました。

委員より「なか保育所、みなみ保育所の用地取得について、なぜこのタイミングになったのか」との問いがあり、当局より「なか保育所については、当初建設が始まった時点で当該地には借家等があり、居住されている方もおられたため、土地建物の所有者の方にも無理に移転をお願いしていたものではありませんでした。このたび居住されていた方が退去されるということで、所有者の方からの打診もあり、車両のスムーズな通行確保や駐車場として有効に活用できるということから取得しようとするものです。みなみ保育所については、相手方からの申し出があり、それを受ける形になります。保育所建てかえ工事時の送迎車両等の駐車スペース確保のほか、新保育所完成後に入り口を広くとれるようになり、駐車台数を多く確保できることや、指定避難場所として避難者のスムーズな移動にもつながると判断したものです」との答弁がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「小中学校への小型除雪機の配置について、小学校は寒河江、寒河江中部、南部の3校、中学校は陵東、陵南の2校へ新たに配置することのだが、その他の学校への配置状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「今回の5校については、他地区に比べ積

雪がそれほど多くないということから未配置でした。その他の学校へは既に配置されていることから、今回の措置により全校に配置されることとなります」、委員より「小型除雪機は操作に危険が伴うが、安全対策はどのように考えているか」との問いがあり、当局より「あくまで操作に慣れてた用務員が使用するようにするなど、配置の際にも十分注意するよう指導を行いたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「さくらんぼマラソン大会負担金については、来年度の大会をPRするためと伺ったが、当初予算ではなく、このタイミングで補正予算に計上した理由は何か」との問いがあり、当局より「大会のPRが不足しているとの声が寄せられていることもあり、年度が明けてから行う予定のPRを前倒しして進めていきたいというのが主な理由になります」との答弁がありました。

委員より「具体的なPR方法を教えてほしい」との問いがあり、当局より「県内放送局のうち2社を選定しテレビでのPRを行うほか、東京ドームで開催されるふるさと祭り東京2020というイベントにブースを設けてPRを行う予定です」との答弁がありました。

討論を終結し採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○渡邊賢一委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第54号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時44分

○渡邊賢一委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 渡 邊 賢 一